

右表に基づき、昭和五年度の罷怠件数並参加人員を四年度に比較すると、金属産業は件数に於いて百五件、参加人員に於いて一千二百五十五人の増加となつてゐる。而してそのうち機械製造業に於いては件数に於いて三十八件、参加人員に於いて四千七百七十一人の増加となつてをり、船舶車輛製造業に於いては六件増加してゐるが参加人員は五千二百六人の減少となつてゐる。

化学に於いては件数に於いて五十七件、参加人員數に於いて四千百三十一人の増加である（内製紙に於いては件数は増加してゐるが参加人員は減少してゐる）

繊維に於いては七十七件の増加（四年の八十七件に比すれば約二倍）を見、参加人員に於いても八千七百八十八人の増加である。（内、紡績に於いては件数は一件の減少であるが参加人員は六千六百五十五人の増加で大工場に罷業が多かつたことを示し染色加工は件数は五十の増加であるが参加人員は僅か四百三十人の増加で、中小工場にストライキが増加したことを示してゐる。又織物業においては件数は十六件の増加であるが、参加人員は約半減になつてゐる）。

鑛山に於いては件数は四年七件五年十二件で八割の増加であり参加人員は五年一千三百九十九人で四年の五百九十五人に比すれば二三割の増加である。而して石炭抗に於いて、争議件数並に参加人員共に著しく増加してゐる。

交通運輸に於ては件数に於ては十三件増加してゐるが、参加人員は三千八百六十六人の減少を見てゐる。そのうち、鐵道軌道に於ては件数は増加したるも参加人員が減少し、船員船夫は件数並に参加人員共に減少し、仲仕人夫は件数に於て八件、参加人員數に於て八百六十九人の増加である。

土木建築業に於ては、件数に於て十七件、参加人員に於て三千六百三十六人増加し、件数は四年の二倍、参加人員は三倍に増加してゐる。特に土方人夫、薦職の参加人員が激増してゐる。

(三)

以上に依つて明かな如く、恐慌に依つて犠牲を最も強く強要された産業部門にストライキが激發してゐること、大工業、大企業の産業部門のストライキが激發したと共に、中小企業による生産部面のストライキが著しく増大したと即ち各産業部門の條件の異なることに依つてストライキの件数、参加人員等に差異があり、これらは複雑な様相のもとに全體的にはストライキ闘争の高揚となつて現れてゐる。

金属、運輸交通、繊維、並に化学等に於てストライキが増したことは他産業に比較して、組織率が良い事にも原因してゐるが、恐慌以來金属、繊維（紡績、製糸）、鑛山、化学、交通運輸等を始めとして各産業部門に高率な操短を強行し賃下、減首、臨休等が行はれことに原因してゐる。

いま大工場に於けるかゝるストライキを摘記すれば金属産業に於ては大坂機械製作所、芝浦製作所東京工場、東京鐵骨橋梁製作所、東洋製鋼株式会社、東京鋼板工業株式会社、大島製鋼所、和氣電線製造等の各工場、繊維産業に於ては鐘淵紡績株式会社東京、京都、淀川、兵庫各工場を始め吉見紡績、日本紡績、岸和田紡績、第一ラミー、柏原紡績、東洋モスリン、東京モスリン、富士紡等の各大工場に労働争議が惹起した。

化学産業に於ては、浅野セメント、星製薬の労働争議を始めとし硝子、陶器、ゴム、製紙、製油等の中小工場に多數發生し、雜工業に於ては、製版、印刷（出版）及木竹製品等等専ら中小工場に多い。



運輸交通産業に於いては、東京市電、神戸市電、城東、目蒲、青梅等各都市電車及私營軌道、乗合自動車を始め、海運業に於ける小運送、回漕店、陸上に於ける運送店の仲仕人夫等の争議が可成り多数であつた。

更に、五年度に於いて、注目すべきことは、從來餘り惹起しなかつた農業労働者(沖繩)、鹽田労働者(山口)、牛乳配達(阪川)、活動辯士、撮影所従業員(マキノ映畫製作所等)、商業使用人(伊東屋文具店相摸屋百貨店等)女給、ダンサー(フロリダ舞踏場)等の労働争議が発生し、金屬、織維、交通運輸の大企業から他の中小工場は勿論のこと料理人、ダンサーに至る迄の労働者階級及勤勞者を全部ストライキ闘争に起たしめるに至つた。

### 第五節 要求別罷業件數

(一)

五年度に於ける労働争議を要求別に分類すると、左の如くで賃銀減額反對六一四件、解雇退職手當の確立又は増額四四五件、解雇反對四四〇件、未拂賃銀支拂要求二一五件、賃銀増額一二八件が多数の部類で、賃銀算定支給方法變更又は反對、休業手當の支給又は増額、休業反對、監督者排斥、作業方法規則變更又は反對、労働時間短縮の要求件數が之に次いでゐる。要求に表はれた所の大部分は資本の攻撃に對する反響的要求であつてこれに依つて見るも争議發生原因が資本家が恐慌の負擔を凡て労働者側に轉嫁しつゝある事實を物語つてゐる。

昭和五年度要求別争議件數 (社會局)

|                  |      |               |       |
|------------------|------|---------------|-------|
| 賃銀増額             | 一二八件 | 解雇退職手當の確立又は増額 | 四四五   |
| 賃銀減額反對           | 六一四  | 監督者の排斥        | 二七    |
| 賃銀算定支給方法變更又は反對   | 六〇   | 其 他           | 九六二   |
| 労働時間短縮           | 一五   | (未拂賃銀支拂)      | (二一五) |
| 公休日の設定           | 一    | (休業反對)        | (五九)  |
| 作業方法規則變更又は反對     | 二二   | (休業手當の支給又は増額) | (六〇)  |
| 組合の自由又は確認        | 一一   | (解雇反對)        | (四四〇) |
| 労働委員會施設又は組織権限の變更 | 一    | (雜)           | (一八八) |
| 工場設備其他福利増進の施設    | 四    | 計             | 二、二八九 |

(二)

次に要求別争議件數を罷業怠業工場閉鎖に就て觀察すると、賃銀減額反對が二百三十四件、解雇退職手當の確立又は増額百六件、解雇者の復職九十四件で何れも四年度よりは増加してゐる。他方賃銀増額労働時間の短縮、監督者の排撃、工場設備其他福利増進施設等積極的要求の件數は何れも減少してゐる。たゞ労働組合の自由又は確認が一件増加してゐる。要求事項のうち「其の他」の部類が激増してゐるが、これは解雇反對、未拂賃銀要求、休業反對、休業手當の支給又は増額要求が大部分である。五年度に於いては、労働者階級は未だ、賃銀値上、賃銀低下を伴はざる時間の短縮等々攻撃的要求を掲げて闘争する事が少なかつたのであるが、これは恐慌裡に於いては不可能であるのではなく、反對に大衆は



積極的に其の慾求に燃え立つてゐるにも不拘、改良主義指導者（組織労働者の大多数者の上に未だ君臨してゐる）によつて抑止されてゐること、従つて××的労働組合の指導力がストライキ闘争並に組織的に充分確保され増大されるに伴つて要求の上にも攻撃的性質が充分示されるに至るであらうことを示してゐる。

同盟罷業工場閉鎖要求事項別件数（社会局）

|                 | 大正十五年<br>(昭和元年) |        | 昭和二年 |       | 昭和三年 |        | 昭和四年 |        | 昭和五年 |       |
|-----------------|-----------------|--------|------|-------|------|--------|------|--------|------|-------|
|                 | 件数              | 人員     | 件数   | 人員    | 件数   | 人員     | 件数   | 人員     | 件数   | 人員    |
| 労働組合の自由又は確認     | 六               | 二、〇八一  | 一三   | 八、八八五 | 九    | 二、六三三  | 六    | 二、三三   | 七    | 一、八四  |
| 賃銀 増 額          | 三三              | 一四、六一〇 | 九    | 八、六〇〇 | 一九   | 一六、九三〇 | 九    | 五、八〇七  | 一    | 四、九六  |
| 賃銀 減 額 反 對      | 四七              | 四、〇三三  | 六〇   | 六、二九  | 五    | 四、七三   | 一    | 一、八、四一 | 三    | 三、〇七  |
| 賃銀算定支給方法の変更又は反對 | 一               | 二〇、六三三 | 三    | 三、四四  | 一九   | 一、六四五  | 一    | 二、〇三三  | 三    | 三、〇七  |
| 労働時間短縮          | 五               | 七、八    | 八    | 三、四   | 九    | 六、五    | 一〇   | 一、三、四  | 八    | 三、四   |
| 公休日の設定          | —               | —      | —    | —     | —    | —      | —    | —      | —    | —     |
| 作業規則の変更又は反對     | —               | —      | —    | —     | —    | —      | —    | —      | —    | —     |
| 労働委員会の設置又は反對    | —               | —      | —    | —     | —    | —      | —    | —      | —    | —     |
| 工場設備其の他福利増進施設   | 八               | 三、二六〇  | 七    | 五、五   | 六    | 二、四〇八  | 三    | 九四     | 二    | 三     |
| 解雇退職手當の確立又は増額   | 三               | 二、三六〇  | 二    | 三、三〇三 | 四〇   | 二、六七一  | 六    | 五、三三〇  | 一〇   | 五、四〇〇 |
| 解雇者の復職          | 四               | 一、元    | 五    | 六、二四  | 三〇   | 五、二六〇  | 八    | 七、三六〇  | 九    | 五、九六二 |
| 争議に關し犠牲者を出さざる事  | —               | —      | —    | —     | —    | —      | —    | —      | —    | —     |

第六節 参加人員數別罷業件數

| 監督者排斥 | 其の他    | 計      |
|-------|--------|--------|
| 三〇    | 五      | 四五     |
| 二、九四  | 一三、三九〇 | 一六、三三〇 |
| 七     | 五      | 一二     |
| 二、一四  | 六、七二   | 八、八六   |
| 五     | 八      | 一三     |
| 一、二   | 七、九五   | 九、一七   |
| 三     | 七      | 一〇     |
| 二、七二  | 一、六    | 四、三八   |
| 一     | 七、四四   | 八、五四   |
| 三     | 九〇六    | 九〇九    |

罷業、怠業、工場閉鎖を各参加人員數別に見ると、十六人未満のストライキ件數は昭和三年八十三件、四年百二十六件、五年二百八十件、五十人以上百人未満のものは三年六十八件、四年九十五件、五年百三十九件、五百人以上千人未満のものは三年九件、四年十三件、五年十五件、千人以上三千人未満のもの三年三件、四年五件、五年九件、三千人以上五千人未満のものは三年一件、四年二件五年なし、五千人以上一萬人未満のものは三年、四年各一件、五年なし、一萬人以上のものは三年なし、四年、五年各一件で、各ストライキの参加人員は大企業のストライキから中小企業のストライキに至る迄何れも激増してゐる。たゞ大工場に於ては官營工場、ストライキが発生しなかつたが、これは雇傭労働者の條件の低下が民營工場に比して幾分緩慢であつた事、並に大量減首が續いて強行され従業員大衆は闘争慾求に燃えてゐるが、それらの大衆は右翼組合に組織されてをり、右翼組合幹部は減首者だけの解雇手當増額の「平和的交渉」に依つて、従業員大衆のストライキ闘争を絞殺してゐること等に原因してゐる。







年は百六十七件五年は二百六十二件で絶対數に於ては増大してゐる。他方要求不貫徹について見るに三年は百六十一件、四年は二百一十一件、五年は三百二十三件で之も絶対數は増加してゐる。いま要求貫徹數並に不貫徹數のストライキ件數に對する割合を執ると、貫徹の分は三年二四・二%、四年二八・九%、五年同二八・九%であり、不貫徹の分は三年四〇%、四年三六・六%、五年三五・六%であつて漸減してゐる。

同盟罷業怠業工場閉鎖結果表

| 年    | 貫徹   |       | 妥協    |     | 不貫徹   |    | 自然消滅 |    | 未解決 |    | 合計   |
|------|------|-------|-------|-----|-------|----|------|----|-----|----|------|
|      | 件數   | 人員    | 件數    | 人員  | 件數    | 人員 | 件數   | 人員 | 件數  | 人員 |      |
| 大正八年 | 三    |       | 二六    |     | 一七    |    | —    |    | —   |    | 四九七  |
| 同十五年 | 一    |       | 一六    |     | 一五    |    | —    |    | —   |    | 四九五  |
| 昭和二年 | 二、九九 | 一四、四二 | 四〇、七五 | 三   | 三     | —  | —    | —  | —   | —  | 六、三三 |
| 同三年  | 一〇九  | 一、九   | 一、九   | 一、九 | 三     | —  | —    | —  | —   | —  | 三三   |
| 同四年  | 八、三五 | 一三、三三 | 三、四九  | 三   | 三     | —  | —    | —  | —   | —  | 四、六七 |
| 同五年  | 二、五五 | 三、四四  | 三、〇七  | 三   | 三     | —  | —    | —  | —   | —  | 一、五三 |
| 同六年  | 二、一七 | 一、八七  | 三、二   | 五   | 六     | —  | —    | —  | —   | —  | 五、六  |
| 同七年  | 二、七三 | 三、八七  | 一、九三  | 一、四 | 一、五、六 | —  | —    | —  | —   | —  | 七、四四 |
| 同八年  | 二、六三 | 二、九七  | 三、三   | 二   | 一、三   | —  | —    | —  | —   | —  | 九、〇六 |
| 同九年  | 三、二六 | 三、八四  | 三、一四  | 九、六 | 一、二、六 | —  | —    | —  | —   | —  | 八、三九 |

右の表に示されてゐる如く、恐慌裡に於て、ストライキ闘争の勝敗（要求貫徹不貫徹から見た）の率は昭和三年度に比して極めて良好であり、五年度は四年度に比して尙若干好結果を獲得してゐる。

勿論ストライキ闘争の勝敗は要求貫徹、不貫徹に依つてのみ判断することは出来ないし、又要求の如何も直接結果に影響を與へてゐるが、右の結果表は次の事を確證してゐる。即ち「恐慌裡に於ては要求貫徹することは不可能である。解雇手当増額を以つて今日の情勢では満足しなければならぬ」と言つたような改良主義幹部の争議解決方針はストライキ闘争の結果とも一致してゐないこと。併して恐慌裡に於てもストライキ闘争が強力に——大規模に——長期に亘つて、大衆動員による闘争手段を最大に發揮し——遂行され、ばされる程、平常時にも増して一層多くの勝利を獲得することが出来るし、且つそれは一層政治的××的性質を強めしめ、政治的ストライキへ發展せしむることが一層容易であることである。

### 第九節 争議調停

(一)

ストライキの波は恐慌と共に著しく高揚しつゝある。他方資本家と其の政府は改良主義者、社會民主主義者と協力しストライキ闘争を抑壓し破壊することに懸命になつてゐる。このことは、争議調停の激増の中にも明瞭に表はれてゐる。争議調停件數は、五年度には六百五十九件に達し約四年度の二倍に上つてゐる。即ち争議件數に對する調停件數の比率は昭和三年度には二四%、四年度には二七%五年度には實に三六%(註)に達してゐる。この事實からしても、恐慌裡に於る勞資の「階級對立」が如何に激烈にして「險惡」なる様相を呈し、且つ支配階級は勞働者階級のストライキ闘争を調停の名の下に破壊するた



めに積極的に乗り出して來てゐることを示してゐる。いま争議調停件数を各年別に示すと左の通りである。

労働争議調停件数(社会局調査)

| 年次    | 労働争議發生件数 | 調停件数 | 調停件数の争議件数に対する割合 |
|-------|----------|------|-----------------|
| 大正十一年 | 五四       | 七    | 一三%             |
| 同十二年  | 六四七      | 一七   | 一八%             |
| 同十三年  | 九三       | 一七   | 一七%             |
| 同十四年  | 八六       | 一〇   | 一五%             |
| 昭和元年  | 一、二〇〇    | 二二   | 二%              |
| 同二年   | 一、一〇一    | 三二   | 三%              |
| 同三年   | 一、〇一一    | 三〇   | 二%              |
| 同四年   | 一、四一九    | 八六   | 二%              |
| 同五年   | 一、八三三    | 六五九  | 三六%             |

(註) 社会局は六年一月に五年度の争議件数、一、八二三件、調停件数六五九件を一應の累計として發表したが四月に其の後に報告の到達した分を加えて争議件数を二、二八九件に訂正した。所が、調停件数は其の後報告の到着した分を加算しないので、比較上争議件数は一月調査の一、八二三件を用ひて置く。尙二、二八九件に對する調停件数の割合は二八%になるが、これは事實ではない。

(二)

調停者を其の種類別に分類すると、大正十五年七月一日より施行された争議調停委員會に依るもの五年度中には一件(總聯合坂本孝三郎氏關與、大阪湯淺伸銅所争議)である。併して、調停官吏及其他官

吏の調停によるものは昭和三年度には百四十一件、四年度には二百二十九件、五年度には實に四百六件の多數に達してゐる。即ち左表の如くである。

調停者の種類

| 年次         | 調停委員會 | 調停官吏 | 調停官吏以外官吏 | その他 | 計   |
|------------|-------|------|----------|-----|-----|
| 大正十五年(下半期) | 一     | 八〇   | 三        | 六〇  | 一四三 |
| 昭和二年       | 一     | 一四三  | 五        | 一六四 | 三五一 |
| 同三年        | 一     | 八七   | 四        | 一〇九 | 二五〇 |
| 同四年        | 一     | 一三七  | 一〇三      | 一五七 | 三六六 |
| 同五年        | 一     | 二四三  | 一六四      | 二五三 | 六五九 |

(註) 五年度の調停官吏以外の官吏の項の内譯は警察官吏一五九、其他官吏五、其他の項の内譯は市町村長及公吏五六、其他一九六。

右表に依ると、昭和五年度においては調停件数の六〇パーセントが官吏によつて調停されてゐる。如何に官憲の争議干渉——破壊政策が積極的で、争議の解決は闘争してゐる労働者に依つてではなく資本家階級の代表者に依つて行はれてゐることが判る。其他官吏外の調停者も殆んど全部資本家側の利益を代表して居る者である。即ち支配階級は「争議調停委員會」の如き彼等にとつて「合法的」な抑壓機關の發動を余り必要としない程露骨に振る舞つて居るのである。

(三)

次に調停件数を申立者別に示すと資本家側(雇主)からの申立ては極く僅である、しかし昭和三年度に



は一九件であつたのが、四年度には三十二件、五年度には四十九件に増大してゐる。他方労働者側の申立は三年度には四二件、四年度には六十七件、五年度には百一件の多数に上り、資本家側の二倍以上である。

最も多数のものは官憲其他第三者の調停であつて、三年度には百六十八件であつたのが、四年度には二百五十六件、五年度には實に四百三十六件の多数に達してゐる即ち次表の如くである。

調停の申立者

| 年次         | 資本家側 | 労働者側 | 當事者双方 | 官吏其他第三者 | 計  |
|------------|------|------|-------|---------|----|
| 大正十五年(下半期) | 三五   | 五    | 七     | 七       | 一五 |
| 昭和二年       | 三    | 五    | 三     | 二       | 一三 |
| 同 三年       | 一九   | 四    | 三     | 一       | 二七 |
| 同 四年       | 三    | 七    | 三     | 一       | 一四 |
| 同 五年       | 四    | 一〇   | 三     | 四       | 二一 |

右表に依ると、イ、資本家はもともと調停を申出ることを必要としないが、併し恐慌以來労働者の反抗——闘争が根強い為、中小工場にあつては調停に依頼せざるを得なくなつたこと。ロ、官吏其他第三者の調停は争議の「圓滿解決」の名に依つてストライキに干渉し××することを任務として行はれるもので、如何に資本主義の××××抑壓が甚だしくなつたかを示してをり、ハ、労働者側の申立の増加は、改良主義組合幹部が労働大衆を欺瞞し、遅れた大衆の幻想を逆用して、あたかも労働者の利益を代表してゐるかの如く振舞つて多くは労働者の意志に反して調停に依つて解決してゐるもので、改良主義

幹部が官憲、資本家と協力してストライキを××しつゝあることを意味してゐる。

(四)

調停の成否について見れば、次表の如くで調停件数のうち成立しなかつたものは極く稀れである。この事實に依つても、調停が如何に労働者の利益に反してゐるかが判る。即ち資本家は自己の利益に反してまで調停に依頼することはないし、一方労働者の場合は之とは反對に××や改良主義幹部によつて半強制的に労働者自身の意志に反して調停に應ぜしめられてゐるものがある。

調停の成否

| 年次         | 調停成立の場合 | 調停不成立の場合 | 計   |
|------------|---------|----------|-----|
| 大正十五年(下半期) | 一七〇     | 三        | 一七三 |
| 昭和二年       | 三四一     | 一〇       | 三五一 |
| 同 三年       | 二四四     | 六        | 二五〇 |
| 同 四年       | 三七七     | 九        | 三八六 |
| 同 五年       | 六五三     | 六        | 六五九 |

(五)

争議調停を労働争議の形態別に見ると罷業三三八件、怠業一一件、工場閉鎖三六件、其他二七四件で労働者の大衆的闘争手段に依つた争議の調停件数は、紛議に終つた場合の調停件数に比して、約二倍に達してゐる。この事實に依つても、争議調停が如何に労働大衆のストライキ闘争を××し××するために行はれてゐるかが示されてゐる。



争議の形態別調停法

| 大正十五年(下半期)   | 昭和三十二年 | 昭和三十二年 | 昭和三十二年 | 昭和三十二年 | 昭和三十二年 | 昭和三十二年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 罷・怠・示威等に依るもの | 一一一    | 一二二    | 一二七    | 一二七    | 一二七    | 一七三    |
| 闘争手段を伴はざるもの  | 二二四    | 二二七    | 九一     | 九一     | 九一     | 三五一    |
| 計            | 三三五    | 三五四    | 二一六    | 二一六    | 二一六    | 五二四    |

(六)

調停件数を府縣別に示すと、東京の一六一件が最高で争議件数に對す割合は三九%、大阪九十六件、三七%、兵庫六一件三六%、愛知五十四件六一%、神奈川四〇件二三%、京都二〇件三四%、其他埼玉一七件、高知一七件、北海道一六件、和歌山一六件、岐阜一四件、山口一三件、福岡、岡山、奈良の各一二件等が比較的多數である。

五年度府縣別争議調停件数 (社會局六年一月發表分)

| 府縣  | 争議件数 | 調停件数 | 府縣 | 争議件数 | 調停件数 |
|-----|------|------|----|------|------|
| 北海道 | 九六   | 一六   | 兵庫 | 一六七  | 六一   |
| 東北  | 四〇七  | 一六一  | 長崎 | 二一   | 六    |
| 東京  | 五八   | 二〇   | 新潟 | 五    | 一    |
| 京都  | 二五八  | 九六   | 埼玉 | 一〇六  | 一七   |
| 大阪  | 一七二  | 四〇   | 群馬 | 三〇   | 五    |
| 神奈川 | 一七二  | 四〇   | 馬  | 三〇   | 五    |

|    |       |     |     |       |     |
|----|-------|-----|-----|-------|-----|
| 千葉 | 一一    | 一五  | 富山  | 一     | 一   |
| 茨城 | 一五    | 一〇  | 島根  | 二     | 一   |
| 栃木 | 一三    | 一〇  | 鳥取  | 四     | 一   |
| 奈良 | 一六    | 二   | 岡山  | 二     | 二   |
| 三重 | 八     | 四   | 広島  | 二     | 二   |
| 愛知 | 八     | 四   | 山口  | 二     | 二   |
| 静岡 | 一一    | 八   | 徳島  | 二     | 二   |
| 山梨 | 二四    | 四   | 香川  | 二     | 二   |
| 滋賀 | 二四    | 三   | 愛媛  | 二     | 二   |
| 岐阜 | 三一    | 四   | 高知  | 一     | 一   |
| 長野 | 一八    | 二   | 福岡  | 二     | 二   |
| 宮城 | 一     | 三   | 大分  | 三     | 三   |
| 福島 | 一三    | 一   | 佐賀  | 三     | 三   |
| 岩手 | 一     | 一   | 熊本  | 三     | 三   |
| 青森 | 六     | 一   | 鹿兒島 | 一     | 一   |
| 山形 | 三     | 一   | 鹿兒島 | 一     | 一   |
| 秋田 | 一     | 一   | 鹿兒島 | 一     | 一   |
| 福島 | 九     | 三   | 鹿兒島 | 一     | 一   |
| 石川 | 一     | 一   | 鹿兒島 | 一     | 一   |
| 計  | 一、八二三 | 六五九 | 計   | 一、八二三 | 六五九 |

(註) 争議件数は二、二八九(六年四月)に訂正されたが調停件数は訂正されてゐないので、比較上争議件数も六年一月發表の一、八二三件を用いた。



五年度に於ける主要な罷業で調停に依つて解決せしめられた、代表的なものを掲げれば左の如くである。

逓友同志會の爭議に當り、總同盟の松岡、齊藤氏は警視總監を訪問し「逓友同志會は終に罷業の指令を發したが、吾等は罷業を欲するものでない。合法的解決の爲に勞働爭議調停委員會に依る調停委員會を設置して欲しい」と交渉した所、警視總監は未だ罷業になつてゐないこと、發生地が京都であることを理由として拒絶するや、赤松氏が代つて警視總監を訪ね其の口添に依つて逓信省の今井田次官等と會見して妥協に依つて罷業を防止した。

洋モス罷業に於て全國勞働の藤岡文六氏は罷業が激化し官憲と大衝突し大彈壓に依つて戰鬪的勞働者が大衆的に捕縛されると同時に警視廳小林官房主事と協議し、調停に依つて罷業を終了した。

湯淺伸銅所の爭議に際し、總聯合の坂本孝三郎氏は調停官及住吉警察署に調停を求めたが妥協點を發見し得なかつたので調停官は坂本氏及資本家の贊同の下に爭議調停委員會を開催し、こゝに罷業は中止せしめられ、同調停委員會によつて解決した。

東京市電ストライキに際し、篠田、熊本氏は、右翼の裏切に依つて罷業が打撃を受けると、直ちに警視總監を訪ね調停を依頼し、その斡旋によつて斯の大罷業の解決を白紙で市長に一任して解決せしめた。

岸和田紡績の罷業に際し、全協系の指導者並に大衆が警官の彈壓を受け大衆的に逮捕されるや勞農黨系の指導者は堺警察署長立會に依つて爭議を解決した。

其他星製藥、大島製鋼、ゼネラルモーターズ、鐘紡一兵庫、淀川、京都の工場等の大罷業を始め罷業らしい罷業は殆んど凡て官吏又は第三者の調停に依つて解決せしめられてゐる。

### 第三章 五年度に於ける主要團體の

#### ストライキ戰術

勞働組合のストライキ戰術は、其の指導理論の相違に依りて異なつてをり、××的勞働組合のみが××的ストライキ戰術を採用してゐるが、ストライキ闘争の實際の經過から主要勞働團體の五年度に於ける爭議戰術の著しい特徴を指摘すれば次の如くである。

#### 第一節 右翼

日本勞働總同盟は爭議方針に關して十一月開催の五年度大會報告書中で「本同盟は極力罷業を避け平和的交渉によつて解決を期しつゝあるが雇傭主の積極的攻勢に止むを得ざる罷業手段が多く罷業となつたものは多く悪性を帯び激化する傾向が顯著である」勞働組合が公認され、止むを得ざる解雇止むを得ざる賃銀引下げにしても雇主が一方的に決定して宣言するといふ方法を捨てて、その事前に勞働組合と協議するといふ態度に出づるならば、本年度の罷業件数は三分の一以下に減ずることが出來たであらう」と述べてゐる。

官業勞働、海員組合、海軍勞働、造船勞働、港灣従業員等の右翼組合のストライキ方針は、この總同盟



の方針と同様であつて、右翼幹部は極力「罷業を回避し」資本家との平和的交渉に依つて爭議を解決し、以つて大衆的ストライキ闘争を禁壓する方針を執つてゐる。たゞ大衆の闘争欲求が強烈で、これを抑壓し得ないやうな場合にだけ「止むを得ざる罷業」を遂行するのである。

事實總同盟幹部は五年十二月「罷業を遂行する場合は豫め本部に通告し其の承認を求むることを要す」と指令し、本部幹部の許可なくして組合員大衆が罷業を遂行することを禁止し、たゞに「罷業を回避」するのみならず事前に防止し禁壓してさへゐる。いま總同盟が五年度中に、「止むを得ずして」遂行した罷業並に「罷業を回避し平和的交渉に依つて解決」した爭議の主なるものを示せば次の如くである。

(一)止むを得ざる罷業——鐘紡淀川京都工場、三井物産石炭部爭議、田尻織物會社爭議、東京麻絲紡績沼津工場爭議、東京鐵骨橋梁製作所、田中車輛工場、京都織物會社、東京電氣川崎工場第一次爭議、前田鐵工所等であるが、爭議戰術は何れも平和的合法主義であつて、大衆的罷業形態に發展せしめず。(二)罷業を回避し「平和的交渉に依り」解決した主要爭議——遞友同志會爭議、大日本紡橋工場、淺野セメント川崎工場、富士瓦斯保土ヶ谷工場、同川崎工場、内外綿第二工場、日本毛絲岐阜工場、美濃電氣軌道、大日本セルロイド志村工場、及東京工場、東京灣埋立鶴見出張所、スタンダード石油會社鶴見油槽所、大日本紡津守工場、小穴製作所、東京機械製作所、東京電氣川崎工場(第二次爭議)等。總同盟セメント勞働組合は特にストライキを未然に防止するために、淺野セメント爭議に當つて罷業の不可能のこと、不利のことを従業員に宣傳し、以つて一般投票に訴えた開票の結果爭議打切が絶對多數であつたからとの理由で、罷業を回避した。

## 第二節 中間派

全國勞働組合同盟(舊組合同盟)、及全國同盟、總聯合、交通勞働總聯盟、勞働組合同總評議會等の中間派組合の幹部は、總同盟其他右翼幹部のように罷業回避や禁壓をやつてゐない。反對に、五年度に於てゼネラルモーターズ、東京市電、星製藥、大島製鋼、洋モス等の大罷業に關係又は指導したのはこれら總評議會、全國勞働、交通總聯盟の幹部であり、特に全國勞働組合同盟が指導した罷業は他の組合に比して最も多數であつた。

これらの中間派組合は夫れ／＼異つた色彩を帯び、階級闘争としてのストライキ闘争方針を口や筆の上では述べてゐるが、實際には日和見主義的又は合法的ストライキ方針に終始してゐると言つてもよい。即ち、ストライキの最初に於ては、罷業の先頭に立ち、これを煽動するが、彈壓が加はり罷業が困難になり、決定的瞬間には調停や妥協に依つて罷業を終息せしめて大衆の闘争力を絞殺してゐる。ストライキを大衆的に擴大し或は政治的ストライキへ發展せしむることも、罷業に参加してゐる大衆の闘争力とインニシヤチップを最大に發揮せしめ、之を××的に指導することや、大衆的ストライキ委員會の選出による指導部の構成等は殆んど行はれなかつた。

これらの事實は「全國勞働」指導又は關與の東京モス、東洋モス、吉見紡績、大阪瑠璃、柏原紡績、四國製絲、増金鑄物、東京金網、大阪合同紡績神崎支店、東京鋼板、第一製藥等の罷業、「交通總聯盟」指導又は關與の東京、神戸、横濱市電、城東、京成電車、西武鐵道等の爭議、「總評議會」指導の又は關



與の日本ゼネラルモーターズ、建築金物商會、星製薬、大島製網、相模屋百貨店、東亜エナメル、岸和田紡績等のストライキの経過から明瞭に看取される。

但し、交通労働總聯盟に於ては、東京市電其他の罷業の失敗にかんがみて、交通労働者のゼネ・スト闘争方針に關する方針の樹立の問題で六年三月十日大阪に於て「統一懇談會」を開催し、當該産業労働者の統一的ストライキ方針を協議した。又、東京交通は同四月の臨時大會で左翼派が壓倒的勢力を占めた。

## 第二節 左翼

プロフィンテルンの支部である日本労働組合全國協議會及××的反対派のストライキ方針は、プロフィンテルンの指導に基づき××的ストライキ指導方針を適用してゐる。併し、五年度に於いては、五月に發表された自己批判に依ると、右翼日和見主義並極左的偏向の誤謬に陥つてゐた。右翼日和見主義的誤謬の主要なものは、官憲のストライキ干渉及調停に對する闘争、及改良主義幹部のストライキ指導並裏切に對するベクロと闘争の不充分、ストライキの獨自的指導の不充分と大衆動員の不活潑等でこの右翼的誤謬は鐘紡争議、共立電氣、凸版等の罷業に現はれてゐる。極左的偏向の主要なものは、ゼネスト萬能主義、工場破壊、武装ストライキ、赤色テロ、焼き拂ひ等のスローガンとなつて現はれ、又セクト的誤謬としてはストライキ委員會の任命等が行はれた。極左的誤謬は、岸和田紡績、東京市電、建築金物、京津電車等の罷業に現はれてゐる。又、全協が獨自的に指導したストライキで要求を貫徹したものは東京では伊東屋文具店、東京セルロイド加工工場等の罷業であつた。併し、全協は、五年五月以後の自己批判並に七月のプロフィンテルン西歐ビューローの批判と方針、八月のプロフィンテルン第五回大會「日本に於ける××的労働組合の當面の任務」に基づく批判と方針に従つて、過去の誤謬を一掃し、××的ストライキ方針を實際に活かすことに最大の努力を向けつゝある。

## 第四節 大衆の左翼化

五年度に於けるストライキ政策の主要特徴は團體別に見れば××的労働組合の政策と、改良主義幹部との方針の對立であるが、更に重要なことは大衆の左翼化に伴つて、大衆自身がストライキの××的指導を欲求し、大衆のこのストライキ政策と改良主義者の政策との對立が明瞭に示されたことである。改良主義幹部が調停や妥協に依つて罷業を打ち切つた場合に大衆自身は罷業繼續を主張し、或は改良主義幹部の統制や制止に服従することなく罷業中にデモンストレーションを組織したり或は「ダラ幹反對」を公然と主張して闘争したことは、五年度に於ける殆んど凡ての大衆の場合に見受けられたことである。勿論これらの活動は「全協」の指導に依つたものが多數であつたであらうが、ストライキ政策に於ける大衆の左翼化を物語るもので、事實今日、労働大衆がストライキに際して××的指導を求めてゐることは過去に於ける如何なる時代よりも強烈である。

たゞ大衆のこの××的慾求が十分に指導されない場合や抑壓された場合に大衆は絶望的に陥り、個人的テロルや無秩序な暴動に走つたり、或は改良主義幹部のストライキ抑壓又は資本家との取引や官憲の強制的調停による争議解決に不満を抱きながらも一時的に服従するのが常である、斯る傾向は五年度に



於ける多くの争議の場合に現はれてゐる。

### 第四章 五年度に於ける主要争議

#### 第一節 織 維

##### 一、鐘紡ストライキ並に粉争

###### 一、製業工場

###### 一、兵庫工場

所在地 兵庫縣神戸市御崎町一丁目

従業員数 二、八一六名(内女二、二五〇名)

罷業参加人員 二、四七八名

罷業日数 五十三日(開始四月十一日、解決六月二日)

主關係組合 總聯合

###### 一、淀川工場

所在地 大阪府東成區友瀧町

従業員数 一、三二二名(内女四一三名)

罷業参加人員 一、二〇〇名

罷業日数 五十三日(開始四月十日、解決六月三日)

主關係組合 總同盟

###### 一、京都工場

所在地 京都市上京區高野上開町

従業員数 三、四五六名(内女二、四五五名)

罷業参加人員 一、五〇〇名

罷業日数 五十三日(開始四月十日、解決六月三日)

主關係組合 總同盟

###### 一、紛議工場

###### 一、隅田工場

所在地 東京府下南葛飾郡隅田町

従業員数 三、〇四二名(内女、二、三二二名)

###### 一、鳴野工場

所在地 大阪府東成區鳴野町

従業員数 二、二〇〇名(内女一、六五〇名)

###### 一、高砂工場

所在地 兵庫縣加古郡高砂町

従業員数 一、五〇〇名(内女一、一〇〇名)

###### 一、京都上京、下京工場

所在地 上京 京都市上京區東竹屋町

下京 京都市下京區西九條鳥居口町

従業員数 上京 九二五名(女六〇〇名)、下京 八六九名(内女六一四名)

###### 一、熊本工場

所在地 熊本市表日町

従業員数 四七三名(内女三三三名)

第四章 五年度に於ける主要争議



一、青島工場

所在地 關東州青島  
従業員數 三四一八名

一、ストライキ發生事情

鐘ヶ淵紡績株式会社は、日本紡績業の中樞を占め、其の工場數三十六、三府十五縣に跨り、男女労働者三萬六千八百八十餘名を使用し、「大家族主義」「温情主義」を標榜してゐた。

會社は財界の不況の名の下に、五年四月五日突如『戦時手當（歐洲大戰當時から工務員には本給の七割、事務員には同六割）を廢止し、改めて一律に三割の手當を支給し、四月十日より實施する』と發表した。これが鐘紡大ストライキの導火線である。この大ストライキは（一）會社は半期に六百餘萬圓の純益を上げ五百餘萬圓（三割五歩）の高率配當を行ひ、前社長武藤山治の退職手當に三百萬圓を投げ出してゐたこと、（二）同工場には「温情主義」の下に在來労働組合が存在しなかつたこと、（三）世界恐慌を最も強く反映してゐる日本紡績業の危機と日本紡績業者の織維労働者に對する、又、ブルジョアジーのプロレタリアートに對する集中的攻撃の火蓋であつたこと、（四）ストライキの範圍が全国的で廣範であり労働大衆の闘争力が旺盛であつたこと、（五）右から左までの改良主義組合幹部及社會民主主義者が種々色彩は異つてゐるが同一の反動的役割を持つて公然と登場したること、等に極めて特徴的なストライキであつた。

三萬六千の労働者は、會社の挑戦に對して一齊に不満を表示し、手當四割減の撤回を迫つた。四月十日大阪淀川工場はストライキのトップを切り、全國三十六工場は動搖し、就中、隅田（東京）、淀川、鳴野（大阪）、上京、下京、京都（京都）、兵庫、高砂（兵庫）、熊本（熊本）の九大工場は罷業の氣運が漲つた。全國の労働者は鐘紡労働者の支持を聲明し、各労働團體、無産政黨は會社に抗議すると共に鐘紡従業員を自己の手に獲得しようとする活動を開始し、兵庫工場は日本労働組合總聯合、京都、淀川工場は日本労働總同盟の應援の下にストライキを執行するに至つた。續いてストライキは東京、熊本等にも執行されさうな形態となつた。當時の概況は次の通りである。

二、兵庫工場（労働者數二千八百十六名）

四月九日以來従業員は動搖し内部的に活動しつゝあつたが、十一日午前九時、先番男女千九十五名晝勤男女三百名は一齊に作業を離れ、従業員大會を開催し（一）四割減給撤廢、（二）七割の舊割増金の本給繰入れ、（三）今後減給せぬこと、（四）争議による解雇者を出さぬこと、の四項を決議し、工場長に提出し、男工は工場内中食堂に女工は寄宿舎に引揚げ、こゝにストライキを開始した。會社は翌十二日に回答を拒絶すると共に臨時休業を發表し警官二百名を工場に配置し威嚇と切崩の方策に出たが、然し従業員は益々結束し、二千四百七十八名の者が工場側の彈壓と切崩に對抗して各部署を定めて闘争を繼續した。會社は臨時休業中に、極力争議團の懷柔策に依り高給職工の抱込、國許からの召還電報を女工の許に打つたり、食費、住宅料、藥代等の値下を約し、代表と懇談して妥協案を提示する等凡ゆる方策を



盡したが、職長の軟化があるのみで、罷業團は益々戦意を強め持久戦を以つて答へた。會社側は十八日に至り高壓策に移り首脳者二名を解雇すると同時に食堂及休憩所にある罷業員の即時退去、翌十九日午前九時から操業する。就業せぬ者には給料を支拂はぬ、と揭示し強制命令を發した。従業員は會社の高壓に激昂し、就業する者は一人もなく依然食堂を占領して對抗し、委員會を解散して會議制を執り、職長に對して警告を發し、且つ交渉を坂本孝三郎(總聯合)河上丈太郎氏(大衆黨)に一任することを決議して闘争した。會社は再び高壓手段に出で、十九日九名、二十一日十名、二十二日二十一名を馘首して威嚇した。

之より先、罷業團は日本労働組合總聯合神戸地方聯合會、及日本労働組合同盟神戸労働組合員の組織せる鐘紡争議共同闘争委員會の指導應援を受けて來たが、兩組合で組織せる關係上一致した方針に出られたかつたので、之を解體し、新に總聯合鐘紡争議團を組織し、總聯合がストライキの首腦の地位に立つたのである。

二十日、河上、坂本氏は罷業團に乗込み、公然と其の表面に立つこととなつたが、會社は其の交渉に應せず、逆に工場内表裏門の内部に更に堅固な門を建築し或は工場周圍の墻壁を高め見張所を設けるなどし、内外の連絡の遮斷に努めたが、罷業團は益々結束を強め、二十四日から愈々飢餓罷業を執行することになつた。他方第一回解雇の舊争議團幹部と正義團酒井榮藏等は會社側と協議した結果、數回に互り罷業團を慫慂し「日本正義團に無條件一任」「無條件就業」を提議したため、約六百八十餘名の争議團員は之に共鳴するに至つたが、殘部の千餘名の者は飢餓罷業を以つて對抗したため、裏切者の半數は再び罷

業團に復歸した。二十四日罷業團は舊幹部五名の裏切者を除名した。他方二十五日坂本氏等は會社側と秘密裡に交渉を開始したが決裂し、會社の態度は愈々硬化し積極的に抑壓と切崩しに及んで來たので、罷業團は之に對抗するため二十七日、正義團に一任を約せる五百名を残し、大學工場を脱出し市外二ヶ所に分宿し、部署を定めて闘争した。斯くて工場側は二十九日更に男工三十名を解雇し、裏切職工を以つて三十日より操業したが、坂本氏等は再び秘密裡に會社と折衝を重ねた結果、三十日午前十一時に兩者の間に相當の妥協點を得て、會社との間に秘密の取引を行ひ、同日午後四時、罷業團代表者は工場長と會見し「無條件就業」を述べ、遂に同日罷業團を解散し二、三日休養の上就業する事にして打切つた。之等の改良主義幹部と會社との秘密協約によつて取交はされた覺書は、(一)今回の手當三割は適當の機會を見て本給に入れる(二)削減された手當額に近い率を従業員日數増加、其他工場長の權限内に於てなし得る各種優遇施設によつて補ふ(三)罷業中の日給は支給せぬが手當として考慮する(四)今回の犠牲者の復歸は認めぬが將來適當なる機會に於て場合により考慮する。(五)幸福増進資金の運用(従業員側委員を審議會に加へる)であつて、此の解決方法に關し鐘紡争議應援神戸地無産黨協議會(勞農、日本大衆、社民黨各神戸支部並統一無産黨本部)は、五月三日「二三の幹部と重役とが四疊半裡に密議して」條件を作成し而も「解散式に當つて何等解決條件を争議團員に公表することなく、メーデーを翌日に控へ争議團員の闘志猶堅きにも拘はらず巧言を以つて鎮撫したる」點等を指摘して、河上、坂本兩氏を階級的裏切者として抗議してゐる。又、總同盟は三日兩名排撃のビラを兵庫工場に撒布し、同時に兵庫工場争議再起を計劃し、總同盟によつて指導せんとした。總同盟は神戸の製綱労働兵庫支部を争議團本部と



し、反總聯合的活動を開始し、遂に五日午後一時半總同盟指導下の淀川工場争議團員は總聯合大阪聯合會事務所を襲撃した。此れに激昂せる總聯合所屬組合員は同日午後七時半總同盟大阪聯合會事務所を襲撃し、神戸に於ける總聯合系諸組合員は兵庫工場争議團員と共に午後五時總同盟製網労働兵庫支部を襲撃し、數名の検束者を出し兩組合員は對峙して夜を徹した。翌六日に至り大阪特高課の調停と、全國同盟の和解勸告とに依り漸く兩組合は問題を争議後に譲つて一先づ組合間の紛争を打切ることになつた。

他方兵庫工場會社側は、秘密協約に於ては三日乃至一週間以内に實行することになつてゐたにかゝらず、期日を経過するも何等履行の模様なく、又、工場内に於ては、スカップをやつた役付職工は争議参加に壓迫を加へ來つたため、従業員は五月十五日以來各職場毎に協議會を開き、十七日には第一、第三工場の戰鬥的女工は休憩時間を利用して従業員協議會を開催し、工場内は再び怠業氣分が濃厚となり會社側は再び自警團、暴力團を組織して嚴戒するに至つた。然しこの労働者の闘争慾求を改良主義幹部は正しく指導しようとはせず、反對に會社側との秘密會合を重ね平和な解決に狂奔するのみで大衆の闘争力を壓殺し、漸くにして調停者の斡旋の結果六月二日左記の如く、労働者の敗北を以つて解決した。

(解決條件) (一) 今回の減給に伴ひ食堂、社宅、風呂賃、ガス代、薬價、墨表換料、理髮料等の値下げを即時實行すること、(二) 争議中の日給として、男工六圓、女工五圓五十錢を五月四日に一回支給したが十一日分平均額迄支給すること、(三) 幸福増進資金證衝委員會に従業員を出席せしめる事、(四) 解雇手當は一時拂若くは月賦拂として一時拂の分及び歸國旅費を六月二日に支給する事、(五) 三割の手當は本給に繰入れ下半期に於て之を行ふ事、(六) 解雇者の復職は會社の意嚮を待つ事、(七) 解雇者の復職迄に六月二日藤井辰次氏(坂本と會社との間に入つた有名なボス)が金一千圓也を争議費用外に立替貸付なす事、(八) 争議團本部は即時解散なす事、(九)

森脇氏宅に在りし罷業女従業員三十名に對しては再び歸國旅費として二百六十圓支給すること、(十) 解雇者は全部合意退社の名目で解雇する事、(十一) 工場に對する宣傳ビラを撤布せぬ事、(十二) 解雇者は將來會社に對して反抗し、何等策動がましきことをなさざる事、(十三) 爾今組合は勿論解雇者に於ても何事に依らず迷惑なる事を一切申出てざる事、(十四) 當會社附近に支部その他労働組合を設置せざる事は勿論、その従業員に組合加入を勸誘せざる事、(十五) 争議費用は更めて五千圓を藤井氏から支給する事(以前七千圓合計一萬二千圓)

争議團では同日夜解團式を兼ねて、日本労働組合總聯合會・全日本紡績労働組合兵庫支部發會式を舉行した。

### 三、淀川工場(一千三百二十二名、内女四一三名)

減給が發表されるや、七日總同盟に加盟してゐた約二十名は總同盟大阪紡績労働組合幹部と對策を協議し八日大阪北區市民會館に代表者集合し、(一) 手當削減の取消を即時されたし、(二) 手當を本給に繰入れられたし、(三) 將來絕對に値下げせぬことを保證せられたし三項目の嘆願書を作成し、九日に代表者は平賀工場長と會見し「嘆願條項に對し十日正午までに回答されたし」と要求す、引上げの際工場人事係、高給職工、警官と従業員側との間に衝突が起り、十數名檢束さる。午後五時の交替期に至つて、男工約五百五十名、女工約一五〇名は一齊に工場内外に雪崩れ出で、デモを敢行した。十日、工場長は挑戰的に要求を拒絶したので、従業員はストライキ決行に動いて來たので、工場長は先手を打つて休業を申渡した。正午男女工一千餘名は工場を引上げ、完全にストライキ状態に移つた。十一日には京都工場との間に連絡委員會を設け、總同盟の大阪聯合會が指導の任に當つた。しかし總同盟幹部は罷業團を



積極的に大衆闘争に動員することせず、争議團にはレコード、コンサート、散歩、蕨狩、潮干をさせ、幹部は社長、重役、武藤山治、各株主を歴訪し哀願、陳情を事とし、罷業團を××しつゝある警官に對しては、知事、特高課長に「争議を悪化せしむる惧があるから公平なる取締を望む」と陳情することのみを日課としてゐた。他方會社は十日休業と同時に六十六名を歸郷せしめ、同時に殘留者の脱出を阻止するため半給を支給し、日用品の値下げを發表し、一部作業の繼續を行ひ、罷業團を前後二回に亘つて男工六十九名女工七名を解雇し、他方新規募集を開始し挑戰的に出た。併し、罷業團は會社が挑戰的に出れば出る程戰闘的に應戦し、廿六日は大舉して工場に押し寄せ、解雇通知書及歸社勸告書を突き返して或は十數名の訪問隊を組織し社長、重役宅を襲撃したりした。斯の如き状態の下にストライキを繼續して來たが總同盟幹部西尾氏等は元協調會大阪支所長藤澤穆を訪問し其の斡旋により五月十八日以来折衝したが未だ妥協に至らなかつた。従業員側は十八日夜には、東淀川の青年會館で鐘紡糾弾演説會を開催した。其後藤澤氏代理鷲野代議士は西尾代議士との間に數次交渉を重ねつゝあつたが、六月三日朝、西尾氏は自宅に争議團幹部と協議し、午後三時より争議團本部に於て次の如き解決具體案示し、結局反對の戰闘的分子を抑制して、承認することとなつた。次で各幹部は各争議團分宿所に至り、團員全體に對し解決條項の内容を示し「會社は不況の状態であるからこれ位の條件で解決すべきである」と説服したが、争議團員は容易に賛成せず「争議續行」、「條件否認」を稱ふる者が多數あつた。併し、幹部は一齊に鎮撫に努め、漸くにして六月四日午前二時に至り團員を大體に賛同せしむることが出來た。斯くて、同日午前四時十分、會社に報告し、こゝにストライキは労働者側の敗北を以つて打切られる事となつ

た。淀川工場側は五日午後二時大阪新京極北市民館に、京都工場側は六日午前九時市内出町柳活動寫眞館葵館に於て、争議團の解散式を挙げ、又同時に總同盟大阪紡績労働組合鐘紡淀川、京都支部の發會式を夫れ／＼舉行した。

(解決條件) 會社側は割増手當減額發表に際し従業員に對して會社の誠意の存することを諒解せしむる上に徹底を缺きしことを遺憾とし、従業員側は會社が右の減額より生じたる生活困難を救済すべく各般に亘り最善の方法を實行する誠意あることをこゝに諒承して昭和五年六月五日限り争議團を解散するものとす。但し本社における再度の會見及委員會において双方意思の疏通ありたる事項の實施については別々に各工場において協定すること、(一)減給により労働者の収入減は幸福増進資金及其他の方法において償ふこと、(二)三割手當は來る七月より本給にくり入れること、(三)將來は賃銀の値下げをせぬこと、(四)解雇者は通告者中の約半數(九十二名)を復職させること解雇者に對しては會社規定の金額と豫告手當十四日分及歸國旅費を支給する。但し會社規定の金額が五十圓未満のものは最低五十圓に繰り上げる(五)争議中の手當は争議日數を五十日と見て、世帯持十五圓、獨身者七圓を支給す、(六)争議費用(收容費)は四萬圓支給す。

#### 四、京都工場 (三千四百五十六名。男二〇〇一、女二、四五五)

四月八日以來總同盟京都支部應援の下に従業員大會を開催し反抗の氣勢を示し十日従業員代表三名は總同盟幹部と共に(一)割増手當四割減の撤廢、(二)戰時手當七割の本給繰入外一項の嘆願書を提出し、回答を要求したるが拒絶された。十日は朝來工場内部は怠業状態に入り午後一時三十分前記總同盟幹部が工場前に來ると、内外相呼應し、喊聲を挙げ約二百六十名の従業員は工場を脱出し、更に午後二時交替就業のため入場せんとした女工約五十名亦脱出し、市外の争議團事務所に引揚げこゝに一部ストラ



イキを決定した。同會社はストライキの擴大を阻止するため、午後五時の晝間従業員の退場時期に、通勤従業員を拒否し、嚴重に警戒したが、十一日には新たに脱出者五百名(内女工九〇)が加はり、十二日は嚴戒を突破して女工百名罷業團に参加し、精糸、綿糸兩部は完全に運轉に休止し罷業は擴大した。又十一日には大阪淀川工場の罷業團との間に共同委員會を設置することを決議し闘争の陣容を整へた。此の間工場側は十一日より通勤職工の出勤を停止し警備人夫を増員し、寄宿舎に錠を下すなど殘留職工(男四百、女二千)の脱走を極力阻止し、岡山、彦根工場の應援を求め、からうじて操業を續けた。罷業團は數回に亘つて監禁状態にある従業員の奪取に向ひ、屢々警備員、警官と對峙し、附近の横井捺染工場従業員も工場を出て之を應援した。然し、總同盟幹部は大衆の闘争力を指導しようとはせず反つて「不法監禁の告訴」や陳情を事とし、會社はこの間に懐柔と威嚇により切崩し策にさう効し、工場内部と罷業團とは切斷されるに至つた。然るに其後もストライキ指導者は、争議團の大衆行動を抑止し専ら會社株主の訪問、演說會の開催、宣傳ビラの配布、行商隊の編成、争議基金調達等のみに活動した。斯の如き状態の下に會社は、四月二十五日先づ争議團幹部四名、二十七日に同二十七名を誡首した。然るに罷業團は何等積極的闘争に出でないので會社は五月四日今日まで監禁同様に置いた通勤者を全部歸宅解放したが、ストライキ指導部は之を引入れることにさへ成功しなかつた。争議はかくて永びいたが、六月三日に至り前記大阪淀川工場と共に争議團側の敗北によつて解決した。

尙 京都工場では解決後六月十六日乃至工場内數ヶ所に査問所が設けられ「何故に争議に参加したか」等と試問を試み、同日十三名に「合意退社」を強制して解雇し、越えて十八日には争議参加職工百數十名の寄宿舎を移轉し、同時に一切の外報を禁じ十九日午前九時同寄宿舎内掲示場に「工場仕事の都合により當分の間歸省相成り度く(旅費支給)待命中の給料は支拂はず、追て止むを得ざる理由により歸省延期を許可したるものは工場勤務者に準じ爾今午前六時より午後五時迄外出、自由行動を禁止す」と揭示し、従業員は極度に憤激したが、總同盟は寄々協議したのみで何等積極的行動に出でなかつた。

### 五、隅田工場(男七二〇、女二、三二二名)

六日より男工側は半怠業状態に入り七日午後一時五名の代表者を選定し、橋爪常務、丸山工場長と面會し、減俸案の撤回を要求す。會社側は「減俸は承認せよ、その代り、會社で販賣する一切の日用品物は極力値下を行つて減俸の埋め合せをする」といふ口約で追拂ふ。

同日午後六時半、工場内娛樂室に七百餘の男工集合會社側の嚴重なる警戒裡に協議會を開く。

會社側爭議勃發を恐れ、常備警備員七〇、工場監督一〇〇餘名を動員し、工場内外を見張り従業員の外出を禁ず。「九日」朝に至り、關西方面の強硬な態度に刺激され怠業状態に入る。「十日」午後二時、會社側は、従業員側のこの強腰に怖れ、白米十五キロ三圓十錢を二圓九十錢に値下す(白米は店頭で購求しても二圓五十錢位で買へる最悪米であるが、従業員側は、現金の都合出来ぬところから、會社の賣店で購求することを餘儀なくせしめられてゐた)。同日午後五時橋爪常務、従業員側のさきの要求を拒絶す。

この通知を受けた男工五〇〇名、女工一、〇〇〇名は、午後六時同工場内娛樂場に集合し、會社側警備員警視廳スパイ、寺島署官憲と對峙して大示威演說會を開く。「十一日」午前九時より甲番男女工千五百名



午後四時から同八時まで乙番男女工約千五百名、午後十一時から甲番男女工、集合して減給反對の叫びを上げ、四割減撤廢願書再提出を決議したが、實行委員(役付職工)の大多數は極力一般従業員を鎮撫して、外部とは絶対に接觸せぬこと、秩序整然と就業しつゝ回答を待つべきことを同時に決議させた。この代表者の態度に對する不満は大衆の間に昂まりつゝあつたが委員中、減給發表前既に工場長より鑿應を受け昇給の代償として、動搖鎮撫の懇談を遂げた事實曝露したため、果然従業員間に委員反對の氣勢が昂まつた。「十二日」には朝から大會が開かれ二千の職工が集合し、最も強硬な第三工場男女四百名は午前七時半より十時頃まで完全に機械の運轉を中止し又第一、第二工場従業員は正午頃K倉庫前に集合して、實行委員糾弾の火の手を上げ、賄部、原動部、第四工場、綾瀬寮(青年工寄宿)舎の男女従業員九百名は率先して独自の代表男工五十名を選出し、委員の手を離れて目的貫徹を決議し、神戸・大阪・京都等と連絡を取れ、罷業を決行せよの叫びを上げ、通勤従業員も亦罷業を申合せて、全工場は全く混亂に陥つた。會社側は約五十名の警備員、三十名の警官、それに協力する實行委員の一部を以つて彈壓を加へ、一方極力外部との接觸遮斷に努め、新聞通信記者一切の出入さへ嚴重に拒絶するに至つた。「十四日」もその日來る筈(?)の神戸營業部よりの回答が來ぬので依然として怠業状態を續けたが、その間會社は従業員に對して暴力的彈壓を以て切崩しをすると共に、他方買収せる委員を巧妙に操縦して、大衆の氣勢緩和に狂奔させ、遂ひに爭議を一先づ壓殺することに成功した。即ち「十五日」の拒絶回答と共に形式的な再歎願書を提出させ「十六日」には委員をして「工場長の誠意に期待して今後出来るだけの待遇を望む」旨の希望を附するだけで爭議打切りを決議せしめたのである。

## 六、其の他の工場

大阪鳴野工場(男五五〇、女一、六五〇)

八日動搖を示し「減給反對のために團結せよ」のビラ工場内に貼られ、男工の一部怠業し、十一日正午全民、大衆兩黨の鐘紡對策共同委員會は、工場長と會見し、(一)手當削減の即時撤回、(二)手當全部を即時本給に繰入れられたし、(三)高率配當を廢せられたし、(四)積立金を投じて事業不振の現下に善處されたし、の四項目の要求を示し回答を求めたが全部拒絶さる。委員は、會社側の強硬な態度に一先づ他日を約して引上げた。改良主義幹部は「平和な談判」によつて解決せんとし、従業員は鬭争慾求に燃え乍らも、鬭争の經驗はなく××的指導者の働きかけもなかつたため、會社の懐柔と彈壓政策によつてストライキは抑止され罷業に至らなかつた。

兵庫高砂工場(男四〇〇、女一、一〇〇名)

十三日に従業員五百名大會を開き、(一)四割減給を撤回し戦時手當七割を本給に繰入れられたし、(二)日用品三割値下げられたし、(三)社宅料金を全廢せられたし、(四)勞働組合を公認せられたし、の要求書を提出し、怠業状態に入つた。會社側は高壓的に出て外部の勞働團體と關係あると見た男女工十數名を一人／＼呼び「改心せねば解雇」すると強要し、且つ外部との交渉を絶つたため人夫百五十餘名を雇入れ正門裏門を閉鎖し、要所／＼に五名乃至十名の人夫を配置した。更に外部組合(高砂工友會、日本紡績勞働組合尼ヶ崎支部)との聯絡を完全に絶つたため正門内に二重に幕を張り、交替時間にも一人も帰宅せ



しめず監禁状態の下に強制的に操業させた。従業員は其後度々闘争に立つたが、遂にストライキを決定するに至らなかつた。

京都工場、下京工場（上京九二五名、下京八六九名）

従業員は、六日協議会を開き、十二日同市百萬寺山内に従業員大会を開催し、戦時手當金全廢反對のため徹底的に会社と抗争することを申合せたが、こゝも遂にストライキに至らなかつた。

熊本工場（男一四〇名、女三三三名）

七日職工代表二十餘名協議の結果、（一）手當引下げを一割程度に止めよ、（二）生活不安を感じる者は内職を許せ、（三）住宅料を値下げせよ、の項目を決議し、工場長に陳情する等動搖が擴大したので、会社は一切の集合及外部との接觸を禁じ、闘争的分子を一人宛召喚して懐柔威嚇を開始し、遂に従業員はストライキを決定するに至らなかつた。

青島工場（三、四一八名）

八日、平社員全部結束し犠牲は覺悟で各自十四日分の給料を醸出し、内地各工場と呼應して減給反對運動を起すことを申合す。

### 七、

鐘紡争議に當つて、改良主義幹部、社會民主主義者は、この大ストライキを自己の支配下に置くために夫々に活動を始めた。四月五日減給案が發表されるや否や、六日「總聯合」は關西大會席上で、減給

反對を決議し、「總同盟大阪紡績労働組合」は緊急執行委員会を開き、對策を協議し、「組合同盟」、日本紡績中央委員会」は、減給案取消要求を打電し鐘紡賃下反對々策特別委員会の設置（關東、關西各五名）各工場に反對ビラ撒布、鐘紡全國代表者會議開催を決議し、九日「大衆黨」の麻生、河野、藤岡氏等は内相、藏相、社會局長官を歴訪し決議文を手交した。勞農黨は「無産政黨共同闘争委員会」を提唱し、各合法無産政黨の共同應援の上部關係は設置された。彼等の凡ては、自己が鐘紡従業員の指導者であり、且つストライキの代表者であると呼稱して乗り出した。併し、其戦術は官憲の許す範圍内の合法的、平和的ストライキ戦術であり、大衆罷業を抑壓し、ストライキを敗北に導いたのであつた。

## 二、岸和田紡績堺分工場ストライキ

一、所在地 兵庫縣堺市戎島一丁目

一、従業員數

一、罷業参加人員 約五百名

一、罷業日數 四十一日間（罷業開始五月三日、打切六月十三日）

### 一、罷業發生事情

岸和田紡績は本工場、野付工場、春木工場、堺工場（以上大阪府下）津工場（三重）を擁してゐるが、四年末より操短二割を實施し、五年に於いても同様の操短を繼續して來たが、産業合理化策を施行すると共に五年二月に二分、三月に二分賃銀を減額し更に五年四月五日賃銀五分値下げを斷行した。従業員は



操短によつて約四分の収入減となりその上三度び賃銀値下げを強行されたのである。全工場は一齊に動搖したが中にも堺分工場の従業員は寄々協議し會社に對する闘争を準備しつゝあつた。

## 二、罷業經過

昭和五年五月三日岸和田紡績五工場の中、堺工場に於て貪慾なる社長寺田の賃銀値下發表に反對の聲が起り、五百の男女労働者は三時の交替時期を期して食堂に於て表面泉州合同労働(勞農黨系)の應援の下に従業員大會を開き、ストライキ敢行を決議宣言した。直ちに二五〇名は工場を脱出した。争議團は又、これ以前より全協と連絡を保ち「全協」指導下に即時職場比例制によるストライキ委員會に再組織され、五月十日頃より「岸紡争議ニュース」一號を發行、以後二日毎に號を重ねて行つた。スローガンは次の如くである。

- 一、賃銀値下、首切、時間延長反對
  - 二、寄宿舎の設備をよくしろ
  - 三、休日は日給全額を出せ
  - 四、面會、外出、信書の自由をよこせ
  - 五、紡績産業ゼネスト萬歳
  - 六、岸紡争議團を勝たせる
- ストライキ委員會は争議を全工場に捲きおこすために、本社、野村、春木工場に宣傳を開始し、代表

者會議が持たれ又同時に立てる三木鑄造所争議團と共同闘争委員會を持ち十五日には工場長と會見のため、交渉委員を先頭に、二〇〇名の女工はデモを敢行した。當日警戒せる百數十名の官憲は矢庭に檢束を開始し、奪還せんとする女工を打つ、ケル等の暴行を敢てした。此の時約二十名が檢束せられた。然し勞農黨の改良主義幹部は、亂闘に驚き、空手傍觀の状態であつた。十五日夜、自由労働者の一團がデモを以て工場を襲ひ、鐵門を投倒し、受けを破り、遂に高等係外二名を袋叩きに打ちのめした。此の際従業員約五十名がトラックで檢束された。越へて十六日未明官憲は大舉して争議團本部を襲ひ、泥靴とサーベルで荒し廻り、再びトラックを以て鮮人労働者百数十名を檢束し去つた。遂にストライキ委員會は赤色自衛團の必要を痛感し直ちに組織し、暴壓に備へた。二十七日數十名の労働者は、春木工場を叩き破つて亂入、巡查、暴力團を叩き伏し、完全に機械の運轉を止めた。此くて工場襲撃に移らんとして二十九名又檢束された。三十日朝、争議團本部は襲はれて、男工幹部廿名、女工幹部廿九名堺署に檢束された。その直後(正午)は、堺署のスパイは本部に來り、「争議團には既に金もなく、食糧もなく、幹部は全部檢束されて居る、この儘居ればお前達は日乾しになるから工場に歸れ」と演説し、同時にトラック四臺に暴力團を乗せて來り、遂に女工一五〇名は工場に連れ戻された。かくて、六月二日には、本社、春木、野村の各工場襲撃を行ひ、再び女工奪還を計畫したが、スパイに知られ敢行前に幹部は又檢束せられてしまつた。遂に、争議ニュースは六月十日(第二十號)が最後となつた。斯如く左翼はストライキ政策に「工場破壊」「テロル」「武装」政策を用ひ、大衆の組織的動員闘争を充分遂行せず又、彈壓のため闘士は抜かれ、資金は缺乏し、加ふるに會社と官憲と共謀の隠險極まる策動とスキヤップの横



行に、争議團は疲れ果てた状態に陥つた。此の時に乘じて、労働系系の幹部は再び姿を現はし、盛に大衆の憤激を抑へ、遂に、六月十二日堺警察署長立會の下に、次の如き屈服的條件を以て、罷業が打切られ終結となつたのである。六月十三日罷業開始以來四十一日目である。

「解決條件」(一)要求は出来るだけ考慮す、(二)解雇者十名には五十圓宛手當支給、(三)解雇職工十名、(四)職工側に金一封合計千三百圓支給。

此れは殆ど要求を容れられなかつたのと變りがない。百數十名の犠牲者を出し、四十餘日常に争議團員に暴力的迫害を加へ來つたその官憲に改良主幹部は調停を依頼し、斯る條件で屈服したのであつた。

又この争議中、日本共産黨三・一五事件に連坐し、大阪控訴院で無罪になつた庄田清、野崎彌八の兩名は岸和田紡績の騷擾事件に連坐し驗擾罪で一日北區刑務所支所に收容された、これで同事件の收容者は廿八名に達した。

### 三、第一ラミー罷業

一、所 在 地 富山縣上新川郡山寶村(社長金岡又左衛門、資本金二百萬圓、創立大正六年四月)

一、罷 業 員 數 一、二〇〇名

一、罷業参加人員 全員

争議は一月九日會社が請負工賃三割減の實行を發表したことに端を發した。既に會社は昨年九月以來業績不振を名として、規定による皆勤賞與も支給せず、定期昇給も實行してゐない。これらに對する勞

働者のたまりたまつた不満が、増長した會社の工賃三割減の暴舉に對して、俄然バク發したものである。全労働者男女工千二百名は、十二月初め組織されたばかりの富山紡績労働組合第一ラミー分會(×〇名)を先頭に直ちに「工賃三割減の撤廢」、「皆勤賞與、定期昇給の實行」を決議し、一月十日午後二時の作業交代時間から一齊にサボタージュに入り、争議三日にして會社を屈伏させ、全要求を獲得し、争議の大勝によつて全従業員は即時組合に加入して一先づ解決した。解決後會社は十三日午前五〇名の×官の包圍下に戰闘的分子九名を解雇したので、闘争は再發した。争議團の表面的指導者は舊労働黨時代の此の地方の闘士であるが實質的指導者は大衆の中にある無名の闘士で、上層指導部のともすれば動搖する態度にもかゝはらず、大衆の下部組織は非常に強固にされてゐたと云はれてゐる。富山署は争議の實際上の首謀者として、富山新報職工鹽野、笠岡氏、金澤四高中生中井氏の三名を檢舉した。争議團員約五十名の富山署××は此の三人の指導者を奪還せんとしたものである。争議團員五十名は二月七日午後九時半頃、勇敢な朝鮮の労働者を中心に旗を押し立て、富山署に×倒し、署長は非番巡查巡查教習所生徒、消防組員など四十餘名を非常召集し、×撃團との間に大亂闘が演じられた。亂闘の結果は×撃團の二十餘名が捕へられて留置された。如斯争議團は、誠首者の復職を要求して斷乎と闘争したが指導力の弱さから騷擾に陥り、又數度の暴壓のため其の目的を充分果し得なかつた。

第一ラミーの争議は、第一に、労働者の闘争が極めて微力で過去に於て労働争議も極めて稀にしか起らなかつた北陸地方に起つた大争議である點に於て、第二に、此の争議は未組織労働者の急進化とその闘争力の評價、未組織労働者に對する指導、組織の問題を最も具體的に提起した點に、第三に、大衆は



奪はれた指導者を奪ひ還さうと警察を××し、闘争が政治×力との衝突に發展した點、第四に、鮮人労働者と内地人労働者との間に、過去の幾多の争議に於て屢々みられた如き民族的偏見による對立乃至は不統一が完全にふり捨てられ、全従業員をあげての強い團結の下に、資本家及び×察、消防組の敵の團結に對抗したこと、等の諸點に偉大な教訓を與へてゐる。

#### 四、東洋モスリン龜戸工場第一次罷業

- 一、所在地 東京府下龜戸町(社長若尾鴻太郎、資本金一、七八五、〇〇〇圓、創立明治四十年一月)
- 一、罷業員數 第一、二、三、四工場計三、四二六名
- 一、罷業参加人員 第二工場八〇一名、第四工場四〇〇名
- 一、罷業日數 四日間(罷業開始二月二十五日、解決二月二十八日)

##### 一、罷業發生事情

東洋モスリン龜戸工場では日本紡績聯合會の操短決議により二月十五日より操業短縮を實施することとなり、その結果所屬四工場中龜戸第二工場を閉鎖し他面第一第三第四の工場に於ては従業員の年功加俸を廢止して合理化策を強行することに決した。斯くて第二工場は二月十五日従業員に對し解雇者一五七名、轉勤者約六〇〇名及び殘留者に對し個々に理由書及び手當額記載の文書を手交し、又他の三工場に於いては同日第二工場閉鎖と従業員年功加俸停止の件を揭示し同時に三三名の解雇方を發表した。

##### 二、罷業經過

該工場に於ける従業員は總同盟及び組合同盟の二組合に加盟するもの多く、今回の問題發生するや總同盟側は狀況を組合同盟本部に通知すると共に争議團本部を設け他工場に轉勤すべき寄宿女工の出發防止策に出でた上、洋モス工場閉鎖反對組合支部總會を開き「團結の威力を以て工場閉鎖反對運動を開始すべき」旨を宣し、十七日實行委員は會社營業所を訪問「工場閉鎖・解雇取消方」を要求した。他方組合同盟・日本紡績洋モス支部協議會は解雇即日争議團本部を設け組合主事菊野真好氏等參集協議の結果十六日代表者は工場側代表と會見(一)轉勤女工出發見合せの件、(二)荷物運出し取止めを交渉しその公認を得て直に對策委員會を開き、組合同盟本部も亦當日中央執行委員會を召集し「工場閉鎖解雇並労働條件低下絶對反對」其他に關する要求項目を決定し、十七日組合總會を開催し要求事項を決定、十九日之を會社に提出したが、第一項乃至第四項迄拒絶第五項第六項は考慮の程度にて會見を終つた。斯かる組合側の方針に對し會社側は争議を解決に導く爲めには争議團に對し先づ工場閉鎖の理由を承認せしめて女工の轉勤を行ひ然る後解雇問題を取扱ふことが最も當を得たるものとして、その方針の下に組合側との折衝を進めたが、争議團の闘争に依つて女工轉勤は失敗に歸したるを以て、此の方針を變更し日本正義團より暴力團を雇入れ争議團彈壓に當らしめた。此の間組合側と會社との交渉は夫々二派委員に依つて進められたが、組合同盟側は二十四日交渉打ち切りを宣し翌二十五日より罷業に入つた。一方會社側は二十五日高橋清一氏等二十餘名の男女工に對し出勤停止を命ずると共に第一第三第四工場の女工の外出



を禁止する旨申渡したが、之に憤激した第四工場男女従業員約四百名は罷業指令を待たず会社を抜け出し續々争議團本部に引揚げた爲め第四工場は完全に運轉休止に陥り完全に罷業状態に入った。之に對し会社側は機械の運轉を中止し工場を暴力團と警官で警戒し女工を監禁したまゝ第四工場の門を閉鎖し、争議團員は女工を工場外に引出さんとして会社側の守衛及警官と衝突を演じ、其後も引續き会社警戒の正義團員や官憲等と衝突し、双方より數十名の檢束者を出だす等のがあつたが、遂に改良主義幹部は罷業の激化を抑止し二十八日組合同盟側は正義團長酒井榮藏の調停により、總同盟側は警視廳小林官房主事立會に依つて妥協し夫々解決した。

**要求條項(組合同盟)。**一、第二工場閉鎖反對。二、解雇者の復職並に將來解雇者を出さざること。三、不當轉勤反對。四、労働條件低下反對(年功加俸の復活)。五、日給者の労働時間を他会社なみに一時間短縮されたし。六、昭和四年六月争議解決條項中實行未了のものを即時實行されたし。

**解決條項(總同盟側)。**一、解雇者八四名中一七名を復職せしむること、但し當分の間特に低給者平均一割減給を爲すこと。二、今回の解雇者は会社に於て職工を採用する場合は事情の許す限り優先採用すること。三、轉勤女工に對しては左の條件を附すること、(イ)日給を下げざること、(ロ)差別待遇を爲さざること、(ハ)轉勤者を解雇せざること、(ニ)第二工場を元の如く作業復活する場合は必ず復職せしむること。四、解雇者に對しては曩に会社より發表せる外に金一封を支給す、(一)解雇者に對しては左の手當を支給す、会社が曩に發表せる慰勞金、豫告手當及会社規定の退職金の外日給十五日分を支給す、(二)此の際退職する女工に對しては会社規定の退職金の外日給二十九日分及歸國旅費を支給すること、(三)争議中は解雇者並に前掲女工を除く日給の半額を支給すること、(四)会社は解決に際し金一封を同情金として支給すること。

**解決條件(組合同盟側)。**一、今後会社は組合の立場を認め組合は会社整理の實情に鑑み相協調して工場の立直しに努力すること。二、年功加俸は会社整理の完成及び業務の立直しの時に於て酒井氏を通じその半額に相當する額

を支給することその支給方法は其時之を定む。三、日給者の時間に就いては酒井氏に一任すること。四、争議に依る犠牲者を出さざること。五、工員にして就業規則に違反したる者に對しては会社は会社制定の懲罰委員の決議に依り裁判を與へこれを酒井氏に通知すること。六、第二工場の轉勤女工員に對しては左の條件を附すること、(イ)日給額を下げること、(ロ)轉勤者を解雇せざること、(ハ)第二工場を元の如く作業復活する場合は必ず復職せしむること。九、解雇者及び其他に對しては会社が曩に發表せる外に金一封を贈與す、その内課左の如し。(イ)解雇者に對しては会社の曩に發表せる慰勞金、豫告手當及び会社の規定の退職金の外日給十五日分を支給すること、(ロ)此の際退職する女工に對しては会社規定退職金の外豫告手當十四日分特別手當十五日分を支給すること、(ハ)争議に關し休業及出勤停止を命ぜられたる者はその期間日給の十分の五を支給すること。八、前項の日給及手當は日給者は標準日給、請負者は豫定日給を以てす。九、解雇者及辭職者の給料支給は三月十五日迄とし他は支給されざること。一〇、募集工にして此の際解雇又は辭職して歸國する者には会社側所定の歸國旅費を支給す。

## 五、東洋モスリン龜戸工場第二次罷業

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 一、所在地    | 東京府下總戸町                   |
| 一、使用労働者  | 第一、三、四工場計二、六四九名(内女二、一八一名) |
| 一、罷業参加人員 | 全員                        |
| 一、罷業日數   | 五八日間(開始九月二十五日、解決十一月二十一日)  |

### 一、罷業發生の事情

東京モス龜戸工場に於ては、五年二月操短業短縮の實施と共に第二工場の閉鎖及殘留従業員の年功手



當廢止等に因り争議を起し約二週間の間闘争を続け解決を見たが、其後會社は依然合理化策によつて雇員及準雇員級を整理し局面の打開に狂奔し來れるも所期の目的を達すること能はず、遂に第三工場綿紡部(四五八名)及營繕係(六六名)の廢止等を決意し九月十八日先づ前回の争議調停者たる日本正義團主酒井藏藏を通じ組合側の諒解を求むる處あつたが、全國労働組合同盟日本紡織労働組合幹部等は該工場内に於ける同組合洋モス支部協議會代表者と協議の結果之れが反對を決議し尙會社に於て右整理案を發表した時は一應交渉し然る後總罷業を執行することを決議した。然るに會社側は九月二十日京橋區銀座所内の營業所に組合幹部及職工代表を招致し前記整理案を發表したるを以て組合幹部等は直に反對し翌二十一日以來連日會社重役と會見交渉を重ねつゝあつたが容易に要領を得ず、他方一般従業員等は二十三日以來怠業に入り工場内に於て氣勢を揚げて居たが九月二十五日より遂に罷業を敢行するに至つた。

## 二、罷業の經過

従業員側は罷業以來工場食堂内に集合して闘争を開始しつゝあつたが日本正義團員の争議破壊のための入場により大に對抗氣分を煽り遂に衝突亂闘を演じ多數の負傷者を出すに至つた。會社側は二十八日より當分休業する旨を發表し工場建物毎に鎖錠を施し外部よりの潜入に備へ強硬の態度を以て持久戦に入るの準備を整へた。他方争議團側に於ても三十日に至り團長、副團長、其他各種の部署を定め争議團情報連絡部を始め七箇所に夫々の本部を設け各部署の活動並に連絡統制を完全ならしむべく努め主として文書戦、言論戦を繼續して結束の維持に努め氣勢を挙げつゝあつたが、此の間外部に於ける他團體

即ち日本労働組合全國協議會日本紡績産業(纖維)労働組合及關東地方自由聯合協議會等に於ても各種のアチピラを撒布し闘争を煽動した。又大衆黨系無産婦人同盟代表者は女工代表と共に警保局長、警視總監を訪問陳情する處等あつた。

會社側に於ても亦社員級を以て參謀部、行動隊及警備隊等を組織し各部署を定め争議團に暴力的に對抗し、又争議團員の占領しつゝあつた第四工場機械の手入及在庫品搬出の作業を開始せんとし十月六日朝來作業妨害に備ふる爲め入山炭坑より臨時に守衛十六名を雇入れて工場に配置したので、争議團員は之に對し極度に憤激し兩者の間に小競合を惹起せるも官憲と暴力團で従業員を追放し作業を繼續した。

其後十月十四日に至り會社側は男女工員百三十七名の解雇を發表し連日争議團の切崩に努め父兄及寄宿女工に對しては再三書面を發して歸國を強制すると同時に残つた者に就業を強要せる爲め歸國者及復歸者續出の氣配を見たので會社側の態度は益々強硬を加へ、十六日には準雇員及復歸従業員等を糺合し官憲の護衛の下に第一工場の一部運轉を開始し其後二十二日に至り復歸者七十名以上に達したので之に静岡工場よりの轉勤者八十名を加へ第一工場織部四百臺中二百臺の運轉を開始し其後も依然として争議團切崩の手を緩めなかつた。於茲争議團側では寄宿女工全部を組合事務所に集合せしめて訓練に努め又團員の結束を密にし又行動隊を組織し會社の切崩に備ふる處あつたが、二十四日夜に至り豫ねて計畫中の一大示威運動を開始し警官隊と大衝突し五千の大衆と警官との間に投石、暴行等騷擾が惹起し、附近町民も亦争議團に味方し不穩氣運は全町に漲り警官は遂に二百有餘名を不法にも檢擧したので幹部數名は地下に潜入して活動を續けた。争議團に於ては男工大會を開催し協議の結果新に團長、副團長其他對策、



警備等の各部員を選定し新なる陣容を以て闘争の繼續を圖つた。他方會社側に於ては二十七日社長以下對策協議中であつたが解雇女工に對し二十七日限り寄宿舎の立退を命じ三十日に至り第一工場の約八割を運轉するに至つた。争議團は組合員約二十名を一組として各重役の私宅を訪問し嘆願事項を陳述せんとしたるも所期の目的を達することは出来なかつた。而して此間他團體に於ては夫々争議資金の調達、檢束者釋放運動、關係官署の訪問等夫々應援する處あつたけれ共争議團側に於ける退職者、歸國者、復歸者等の續出を見、且會社側は依然として争議團員の切崩に努め更に歸國中の被懐柔者を漸次復歸せしめ日に能率の挽回を見つゝあるので争議團の形勢は必ずしも有利ではなく、主に行動隊の活動、演說會の開催等により對應しつゝあつたが、十一月三日争議團統制部に於ては洋モス、大島製綱、第一製薬、大和ゴム、東京マータの五大争議共同闘争委員會を設け相互に狀勢の交換、連絡を計り共同闘争、共同演說會の開催等に依り争議の發展擴大を企て、又、全國労働組合同盟東京地方聯合會に於ては争議應援の爲め同八日夜市内外三十八箇所に一齊演說會を開催し氣勢を擧げた。然るに全國同盟の幹部は従業員の闘争と要求を蹂躪して會社と取引を開始し十一月に入りて勞資双方共漸く解決を進める氣運を作つた。

### 三、罷業の解決

ストライキの激化と共に官憲の干渉抑壓は露骨となつた。會社側に於ては其後歸國中の女工にして復歸せるもの二百名、之に臨時工並に通勤男女工を合せ漸次其作業範圍を擴張し、尙引續き復歸を勧誘し毎日約二十名位の入場者あり且つ注文品も出で全工場の運轉も近きにあるの狀況にあり、組合幹部に於

ては團員の減少に伴ひ有利なる進展を見る能はず急速解決の要ありとて、十一月十三日争議團大會を開催し交渉は全國同盟の藤岡文六に一任する旨を決議さすに至つた。改良主義幹部はストライキの激化に狼狽し争議團を暴壓し檢舉しつゝある官憲の調停を期待し、官憲との間に秘密な協議を進めストライキの抑壓に公然と乗り出した。こゝに於て小林警視廳官房主事は會社重役及藤岡争議團長等と協議し、解決案を聴取し解決促進の名で公然と干渉し來つた。十五日午後争議團代表は小林官房主事から第二の解決案を内示された。因つて争議團代表はこれを大會に計る事にして引き上げた。十七日争議團代表は女二十名を加へて警視廳に赴き交渉した。此の間會社側は最初の解決案通りに行かぬので大日本正義團酒井榮三を通じて側面より打開運動に出で酒井榮三は各方面に交渉するところがあつた。

十八日午後三時藤岡文六外女十名は警視廳に交渉、此の際女工の頑張り強く爲に組合幹部はこれをなだめ急轉直下解決の氣配を作り十九日午後二時藤岡文六、安藝盛は品川の正義團本部に於て酒井榮三立會の上梅浦専務と會見漸く意見の一致を見たので二十一日午前十一時より警視廳に於て官房主事及調停課長立會の上勞資兩者の會見を行ひ左記覺書に調印争議團を無理矢理に屈服せしめ解決を告ぐるに至つた。

#### 解決條項

- 一、解雇者百三十六名並に警備部閉鎖に依り退職者六十六名は復職せしめざること
- 二、綿紡部閉鎖による退職者四百八十六名中より會社の選擇により三ヶ月以内の期間に於て百名に對し新に採用通知を發送す。若し本人就職を欲せざるときは自然消滅とし他の者を以て補充せざること
- 三、警備部及綿紡部の閉鎖による退職者に對しては從來の規定による退職金及特別手當として標準日給の二十九日



分を支給す

- 四、解雇者に對しては從來の規定に依る退職金及特別手當として標準日給の二十日分を支給す
  - 五、會社は同情金として金二萬三千七百七十圓を争議團代表藤岡文六氏に交付す
  - 六、會社更正の時に當り社規を振肅するため今後就業規則其他の社則に違反したる従業員は規定により處分する事
- (尙、罷業中全協は十數回に亘つてアジビラを入れ、他方全國同盟は闘争の激化の最中に「市街戦」を煽動した。)

## 第二節 金 屬

### 六、日本ゼネラルモーターズ罷業

- 一、所 在 地 大阪市港區鶴町一丁目(取締役ジ、ケ、ハワード、資本金八百萬圓、創立昭和二年一月)
- 一、罷 業 員 數 一、三〇〇人
- 一、罷 業 参加人員 一、二七〇人
- 一、罷 業 日 數 四一日(開始四年十二月二十五日、解決五年一月三十一日)

#### 一、罷業發生事情

創立以來二年六ヶ月間に一億數千萬圓の利益をあげたゼネラルモーターズも經濟恐慌に伴ひ一層の産業合理化を必要として、四年末、外人社員八名邦人事務員四十名を誡首し續いて十二月廿三日に豫告も無く、僅か十四日分の涙金を以て、二二二名の労働者を誡首した。全従業員は直ちに、大阪金屬労働者組合の旗の下に團結し、廿三日、廿四日従業員大會を開いて闘争の火ブタを切つた。従業員大會では次

の要求事項を決議した。

#### 要 求 事 項

- 一、解雇手當は豫告手當十四日分及勤続一ヶ年未満は七十五日分一年以上一ヶ月毎に五日分を増額すること。
- 二、解雇絶對反對。
- 三、解雇者に對し歸國旅費として世帯持は五十圓獨身者に對しては三十圓以上支給のこと。
- 四、年未賞與を最低日給一ヶ月分支給のこと。
- 五、臨時休業に際しては日給全額支給のこと。
- 六、タイムカードを忘れたる者に對しても日給を支拂ふこと。
- 七、退職手當は解雇手當の三分の二支給のこと。
- 八、公傷手當は健康保險法に依る六分の外後四分は會社支出のこと。
- 九、喪休時間日給支給のこと。
- 十、食堂の擴張喫煙室の設置並に喫煙懲罰の撤廢。
- 十一、争議解決迄日給支給のこと。
- 十二、年二回の定期昇給。
- 十三、各部共初任給を平等にすること。
- 十四、檢閲點呼、勤務演習期間及徴兵検査所用日數期間日給支給のこと。
- 十五、入營中は缺勤と見做し退營後復職すること。
- 十六、傷害扶助料は工場法に依る最高額支給のこと。
- 十七、労働組合を背景としたる工場委員、所謂團體交渉權を公認すること。
- 十八、解雇者の郊外電車定期券不用額を會社に於て辨償すること。
- 十九、特別手當等は公平に分配すること。

#### 第四章 五年度に於ける主要争議



## 二、罷業の経過

廿五日現業員は一旦平常通り工場に入り、午前九時スイッチは切られ、動力は止り、工場外の解雇者は一團となつて、嚴重な警戒線を突破して工場内に殺倒し、熱狂せる千余名の労働者は、工場内に一大デモを敢行しストライキを開始した。廿六日会社は臨時休業發表とともに、争議團が編成された。廿六日二十九日迄は「組合代表と一緒に會はせよ」「會はぬ」の交渉に費し、毎日全争議團員は代表を工場へデモで送り、その都度警官と衝突し、數十名の検束が続いた。卅日夕刻には従業員大會が持たれ、前記の嘆願書を提出して、回答期日を一月四日として、其の間休戦を決議した。

四日間の休戦中、改良主義幹部は一度も争議團に顔も出さず、彼等の策戦に耽つてゐた。之に反して戦闘的オルグの活動は猛烈に行はれ、組合内の活動分子と幹部との対立が激化し、争議ニユースは毎日地区配布網によつて配布され、自主的ストライキ委員会を組織しろの聲が大衆の中から轟々と叫ばれるに至つた。

四日交渉は決裂し代表は要求書をたゞきつけて引き上げた。同日以來各班では班ニユースが出され、「争議團自身の指導部を持て!」「職場単位比例代表制によるストライキ委員会を組織しろ!」の叫びが一層猛烈となつた。

この様な大衆の戦闘化——「ストライキ委員会を組織しろ!」「ダラ幹をおつぼり出せ!」の聲が増大するや、ストライキ委員会が結成されると指導部から追ひ出されてしまふ改良主義幹部は俄かに慌てふためいて、左翼の活動の妨害と、大衆の戦闘的意志の封鎖に狂奔した。改良主義者飯石、安島、小田、仲橋氏等は、班長會議を丸め込んで班ニユース検閲制度をデッチ上げるとともに、左翼の戦闘的オルグの追放に着手した。A、D、H、C、I班のニユースは再三再四配布を禁じられ、五年一月五日、Cオルグは「争議團の統制の攪亂者」として通行券を沒收されて團外に追放され、七日には他の二つの班でオルグが追出され、九日には三名のオルグがまた同じ手でやられ、應援闘士の大阪木材の森下君等、本部二階で改良主義幹部の一團に殴られあはや血の雨が降らうとした。

だが、かゝる横暴に對して、戦闘化せる大衆は黙つてはゐなかつた。A班全員は「戦闘的オルグ絶対支持!」「應援闘士追放絶対反対!」と、班總會で決議せんとするや、居合せた仲橋、安島氏は矢庭に躍りかゝつて、オルグの顔面に治療一週間の負傷をおはせた。A班の此の経験は、大衆に誰が自分達の味方であるかを、はつきりと知らしめた。各班では一齊に「戦闘的オルグ追放絶対反対!」「班ニユース検閲制度を撤廢しろ!」「争議團自身の指導部を作れ!」のスローガンの下に改良主義幹部タ、キ出しの運動が捲き起され、C班の如きは全班員のデモで本部へ乗込み、之に對し幹部は「警備隊の方が人が足りないから其方へ廻して呉れ」など、胡魔化さうとしたが、大衆は頑張つてつひにオルグ復歸を承認させた。

だが、左翼は大衆闘争を獨自に指導し其の先頭に立つて闘争することを充分強力に遂行し得なかつた。爲に十四日にはそれ迄争議團本部で組合幹部と相對して頑張つてゐた依岡、喜多川の兩君は、班長會議の名で應援を拒絶された。



かゝる險惡なる形勢の下に、十七日夜の組合擴大執行委員会が開催された。安島、小田、仲橋、飯石の四氏は組合の分裂を賭してゼネラルモーターズよりの代議員と稱して四十名の労働者を引き連れて乗り込み、こゝに全協派との衝突となり、百余名入り乱れての大亂闘の末、彼等は本部の書類、組合旗、謄寫版を持つて逃亡した。戦闘的オルグの追放、襲撃に狂奔してゐた彼等は、つひに左翼組合の破壊にまで進出して、社會ファシスト的性質を赤裸々にバクロした。残つた組合員は翌日大阪金屬労働者組合の名によつて擴大執行委行會を開き、前記四名を除名したが、又逆に幹部派によつて除名され組合は分裂した。

會社はダン／＼弱腰になつて來た。再三の勸誘状にもかゝはらず、スカップ(裏切者)は僅かに二、三十名に止つたそれ等は、ビケ(警備隊)を恐れ、工場の内外は警官によつて嚴重に警戒されてゐるにもかゝらず、會社のモーターボートやトラックで歸宅させられた。併し改良主義幹部は、ゼネラルモーターズの争議によつて動搖してゐる藤永田造船所、大阪鐵工所、戸畑鑄物工場等の大工場を煽動騒起させることを意識的に回避し争議調停者を物色することを専念し出した。(既に一月十七、八、九日頃に、大阪外人商議會頭ゼームス氏が調停に出たが、會社の強硬な態度で手を引き、十五日には東京で、大山委員長始め労働黨の常任委員が、米國大使を訪問して「解決の勞をとられ度し」と懇請した。)

毎夜、毎夜ダラ幹の行動を一つ一つ詳しく暴露し、労働黨の素性を痛烈に暴露したビラが全協の手に依て各班に張り出され、持ち込まれ、全協の影響は各班の内に急速に擴大して行つた。それとともに幹部は遮二無二にストライキの平和的解決を急いであせり出した。

そこへ廿五日、國粹會の親分今北が、會社所在地の鶴町青年團外六團體の斡旋で、會社と警察とも打合せの上、調停に乗り出し、幹部は早速一も二もなく解決を白紙一任した。だが大衆は今北の「解雇者代表及び現業員代表のみを會社に面會させる」といふ資本家の利益のための調停案に斷然反對した。此の失敗で幹部は、更に第二案に取りかかり、争議團本部の選舉演說會の日程表を貼つたり、大山氏を引つ張つて來て會社糾弾演說會をやつて労働黨の宣傳をしたりして、大衆の闘争力をその方にそらし乍ら一方に於て小田、仲橋氏外三名で廿八日來、泉尾警察署長と秘密協議を着々進め、三十一日夜秘密取引を完了して、内容を腹心の者のみ洩らした。翌朝彼等が團員の憤激を恐れて、秘密裡に會社との調印を済まさうとしてゐる時、組合の曝露ビラは撒かれた。

### 三、罷業解決

改良主義幹部と會社及警察で作成した解決條件といふのはこうだ。

#### 罷業

- 一、會社は在籍職工の生活状態を考慮し生活費補助として争議期間中の日給の五分を支給す。  
右計算基礎は本年一月六日より起算し二十一日迄とし休日を除く二十四日とす。
- 二、解雇者に対しては解雇手当として豫告手當十四日分及動續一ヶ月に付一日分を支給するの外經濟界の實狀に鑑み生活費補助として動續一ヶ月に付一月分の日給及一人に付金四拾圓を支給す。
- 三、争議費用は會社は一切負擔せず。
- 四、會社は本争議に關し犠牲者として解雇者を出さざること。



- 爭議團は第一次及第二次(計三〇四名)の解雇を承認す。  
 五、従業員は本年二月一日限り爭議團を解散し本件爭議に關し將來一切の抗争的態度に出でざることを誓言し復歸後は誠實作業に従事し能率の増進を期す。  
 六、爭議團員は本件解決其他に關し一切の故障の申出を爲さざること。  
 七、會社は退職手當、解雇手當の制定其他食堂の擴張、喫煙室の設置等に就き既に考慮計畫中なることを聲明す。  
 八、爭議團より曩に提出せる要求書は撤回す。

同三十一日午後五時悲壯なる従業員大會は開かれた。全團員は「何の爲の四十日の血みどろの闘ひだ！」と激怒し、神戸班の如きは全員一人残らず最後まで打切りに絶對反對した。全團員の投票の結果は僅かに十三票の差で「爭議繼續説」の敗北となつた。之は、第一に、幹部が必死となつて「繼續すれば大弾壓が来るぞ、裏切者が出るぞ」と脅かしたと、第二に、打切りに賛成した團員は「もう代表が調印してしまつたから駄目だ」といふ敗北的な氣分になつた者があつたこと、第三には全協は大衆の先頭に立つて闘ひ獨自的な指導に依る大衆罷業を不十分にしか展開しなかつたのに原因してゐた。

爭議は敗北した。併し、全協系の反對派は次の諸點に重要な積極的成果をかちとつた。  
 (一) 勞農黨が階級協調主義の議會主義黨であり、更に社會ファッシスト的性質をも帯びつゝあることが、最も具體的にパクロされた。  
 (二) 過去に於て全く闘争の經驗を有せず、従つて訓練も深くない大衆が、驚異的の闘争的エネルギーを發揚し「ダラ幹排斥」「自主的ストライキ委員會」「金屬産業のゼネスト」を要求して、大衆の下からのイニシアチブを發揮したと。

(三) 大阪木材勞働組合も亦此の爭議を機會に、反對派が完全に優勢となり、此の兩組合の斷乎たる誤謬の清算、左翼的躍進は、其後全國に嵐の如く捲き起つた勞農黨解消運動のキツカケとなつたこと。

## 七、大島製鋼所ストライキ

- 一、所在地 東京府下大島町四丁目(會社代表大川平三郎、資本金六百萬圓、製鋼製造、大倉系)  
 二、従業員數 二八七名(参加人員全員)  
 三、罷業日數 百六日(罷業開始八月三日、打切り十一月十四日)

### 一、罷業發生事情

大島製鋼所に於ては、恐慌の犠牲を勞働者に轉嫁するため操短と合理化策を強行し、(一)請負作業を全廢し全部常備給とすること、(二)伍長組長の常備手當廢止、(三)従來日曜祭日のみを休業し居たるも更に土曜日を加へて一週間五日制とすることを七月三十日全従業員に發表した。右發表に對し従業員は對策を協議し、八月二日組長伍長代表等は北川庶務課長と會見、今回の職制改革は苛酷にして堪え得ざるを以つて他の方法を講ぜられ度き旨嘆願、翌四日回答するとの言明を得て引上げた。

### 二、爭議の經過

一方従業員は東京金屬勞働者組合大島別會(勞農黨系)及××派の×、××、××氏等の指導と應援を得



て對策を協議し嘆願條項を決定し、代表者は三日朝北川課長に會見の上、前日役付職工代表より提出の嘆願條項を撤回し、更めて本嘆願書を提出し然るべく取計られたしと嘆願し、課長は「専務社長等に交渉されたし」とて受理を拒絶した。こゝに於て、全従業員は同八月三日午後二時よりストライキを決行し直ちに争議團を編成した。尙該従業員の間には東京金屬に加盟せるもの(七〇名)と、大衆黨を支持し新たに南葛合同労働組合(五〇名)を組織せんとすの計劃中との二派があり、前者は四日更に社長秘書前野初治と會見し要求書を提出し、後者は全國労働・關東合同労働組合第八區聯合會指導の下に六日矢野工場長に決議文を提出した。又總同盟南葛支部聯合會に於ても本争議を機會に組合員を獲得すべく側面から活動を開始した。併し、實質的には××派及東京金屬が争議を指導したが斯くの如き内部的狀態のため統制上頗る困難があつた。會社側は争議對策として十一日より臨時休業する旨發表し、九月五日曩に提出した従業員の要求せる解雇手當額其他に對する回答をなし、更に十六日全員解雇に依る手當支給方の通知を發し、強硬に挑戰的に出て來た。争議團側に於いては大衆動員方法、他の工場に争議を擴大する方法等の闘争方針を遂行し、引續き本社及重役宅訪問を反覆してゐたが、十七日争議團員兒童の盟休を決議しピオニールを組織しこれらの兒童を示威運動に立たせると共に九月十九日プロレタリア小學校を開設して授業を開始する等ストライキを激化せしむる方針を採つた。又、南葛地方労働組合の共同闘争委員會の結成、工場代表者會議の結成(後に南葛地方労働者懇談會)等罷業を擴大する方法を積極的に行ひ、組合間に於ても洋モス大島製鋼應援共同委員會が設置されたが、この頃から解×派と東金指導部との對立が漸く激化し、東金指導部は解×派の×××氏等の×××行爲を指摘し、これを争議指導部から追放

する等内部的對立に勢力を費し、争議團の結束力、闘争力は一時的に弱化するに至つた。又、この間警官は争議團に極度に暴壓を加え幹部や闘争的労働者は度々檢舉され、ピオニール及プロ小學校教員を檢束したりしたが遂に十月二日之に解散命令を發する等凡ゆる壓迫を試みた。會社は如斯き狀態の下に益々強硬に出で、争議團指導部は動搖し、飽迄××的闘争を遂行することをせなかつたため大衆は離散し争議團は屈服的條件をも甘受するの止なきに至り、遂に警視廳調停課の干渉と斡旋に依り曩に會社が發表せる金額の外僅かに金三千圓を増加したるのみにて、十一月十四日(争議發生以來百六日)に解決した。

要求事項。(一)解雇絶對反對、(二)歩合を本給に改むること、(三)強制休業廢止、(四)工場設備の完備、(五)食堂の設備、(六)衛生設備の改善、(七)故佐藤信一氏の遺族扶助料五十圓支給、(八)傷病手當を制定すること、(九)最低賃金を制定すること、(十)解職退職手當の増額、(十一)臨時工を本工とすること、(十二)昇給制度の制定、(十三)入社及び退社時間の改正、(十四)争議中日給全額支給、(十五)争議費用會社負擔のこと

此争議は敗北に終つたが、争議を他工場に擴大する政策を立てプロレタリア兒童を争議に参加せしめた事、然し改良主義幹部の日和見主義と無能が暴露された事等に依つて教訓を與へてゐる。

### 第三節 交 通

#### 八、東京市電四月ストライキ

一、關 係 事 業 東京市電氣局運輸課及電燈課、土木局、保健局衛生課

第四章 五年度に於ける主要争議



一、關係組合

交通總聯盟

(イ)東京交通労働組合(組合員一三、〇〇〇名、内女八〇〇)

(ロ)東京市電従業員協同會(電燈電力従業員總數約二千名、内組合員一、〇四五名(女五名))

(ハ)東京市従業員組合(土木局、保健局従業員總數約五千、組合員千三百名)

(ニ)全協關東自由労働組合(二百名)

(ホ)全協日本交通運輸労働組合(東京交通労働組合内反對派)

二、罷業日數

六日間(罷業開始四月二十日、打切り四月二十五日)但解決六月二十五日

一、爭議前の情勢

東京市電氣局は、昭和元年以降の電車収入の減少に當面し、従業員の待遇低下、労働強化、減首等を遂行し來つたが、土木局、保健局も亦之にならつた。昭和四年十二月に於いて、「定期増俸の當分の停止、同年下半年賞與の二割減」を發表した。之に對して従業員は一齊に反對し、東京交通労働組合、東京市電協同會、東京市従業員組合は共同し、十二月四日より闘争を開始し、六日より總罷業を開始した。市當局は即時幹部十名を減首し東京交通の右翼派(宮井、濱田、馬場、伊藤)をして罷業命令を怠業命令に變化せしめ、或は青年團、其他のスカップを入れて電車、自動車の運轉をなさしめ所謂「非常時運轉」を開始したが、交通は杜絶し全く失敗した。この時警視總監は爭議調停に名を借りて干渉を開始し爭議團も又總監に一任したるを以つて、六日(一)賞與は一割減とす、(二)昇給停止は一期(四ヶ月)とす、

(三)解雇したる十名を無條件復職せしめ此際犠牲を出さざること、(四)本日分(六日)の日給を支給すること、の條件を以つてストライキは組合側の勝利を以つて解決した。解決後市當局並に警視廳は罷業對策及この解決案に對して「政府」及「要路の識者」から猛烈な非難を受け、この失敗を挽回し組合側に打撃を與えることに着々組織的準備を開始し組合員に對し「減首」を以て威嚇し出した。従業員側は之に對し、東京交通労働組合は裏切者の右翼四幹部を除名して陣營を整え、且つ市電協同會、市従業員組合との間に「減首反對闘争同盟委員會」を結成して抗争の準備をした。斯の如き市當局と従業員側の對峙の中に五年五月のストライキが準備されたのである。

二、罷業發生事情

東京市に於ては五年度豫算編成に當つて「財政緊縮」の名の下に、四年十二月の爭議解決條件を無視して、再び「賞與一割減額」を決定した。之に對して、東京交通労働組合、市電協同會、市従業員組合は「減首反對闘争同盟委員會」として「賞與一割減反對、減首反對、震災手当支給」について市當局に交渉し、闘争は漸く具體化の形勢となつた。

東京交通労働組合は四月八日執行委員會を開催しストライキに發展さすべき決議を採用し、十日中央委員會を開催し、十一日實行委員會を開催して要求事項を決定し、十二日各車庫、軌道、運輸、自動車等の組合代表者篠田、赤城氏外十三名は市電氣局々長を訪問し左記七項目の要求書を提起し、五日以内に回答ありたき旨を附言して罷業準備を開始した。



(要求事項) (一)賞與一割減絶対反対、(二)震災特別給與金を即時支給されたし、(三)傭員並に臨時技工の解雇絶対反対、(四)少年車掌の停年解雇反対、(五)退職一時金及退職年金の選擇を自由にせられたい、(六)職制改革による収入低下せざる様されたし、(七)不當處罰絶対反対

右要求書提出と同時に争議資金積立(一人當り一圓宛)と組合員の戦時編成を着々行ひ、十二日夜には本郷佛教會館で演説會を開催した。

市電協同會も四月十日の中央委員で歎願條項を決定し十二日左の如き嘆願書を市當局に提出し且つ一週間以内に回答されたい旨を附言した。

(一)賞與一割減を撤回し昨年上半年と同率に支給せられたし、(二)折茂、安藤、高木、沼澤、安岡の五名を即時復職されたし、(三)誠首絶対 對 (四)勤続二十年以上の退職者に對し退職年金と退職一時金選擇の自由を認められたし、(五)震災手当即時支給

市従業員組合は之に遅れ、四月十四日左の如き嘆願書を提出した。

(一)解雇絶対反対、(二)昇給停止の撤回、(三)賞與一割減反対

如斯して鬭争の火蓋は一齊に切られた。併し、要求提出に當つて各組合は自己組合だけの要求であり且つ要求提出の時期、回答の時期については夫れ／＼異つてをり、積極的にゼネストの方針と各組合間の階級的連帶性とは不充分にしか表示されてゐなかつたのである。

市當局は四月十四日、東京交通労働組合と、市電協同會に對して、夫れ／＼回答を與へた。回答は東京交通に對しては(三)の傭員については「財政上の理由を以つては解雇せざる方針なり」(四)の少年車掌停年解雇反対に對しては事情の許す限り青年車掌として採用すべし、(五)の退職金の自由選擇につい

ては「篤と考慮すべし」(六)の職制改革に付いては「篤と考慮すべし」(七)の不當處罰反対に對しては「今後と雖も不當處罰はせず」と答へ他の(一)(二)を始め主要な條項は拒絶したのである。

協同會に對しては(一)(二)(五)を拒絶し、(三)の誠首反対に對して「傭員については財政上の理由を以つて解雇せざる方針なり、(四)の退職金自由選擇に對しては「篤と考究すべし」と回答した。要するに當面は主要要求でないもののみ僞瞞的な無内容な回答を與え、本質的には全部要求を拒絶した。而もこの回答の仕方においても當局は従業員の切り崩しと、各個撃破の方策を準備したのである。

### 三、ストライキ準備

四月十四日要求が拒絶されるや東京交通は緊急實行委員會を開催し、四十六支部の情報聴取の結果、ストライキ準備の指令を發し、又「市民に訴へる」と題するビラを撒布した。争議最高主腦部(山下、赤城、篠田、熊本)の四氏は移動本部に據つて指揮に當つた。併し、交通労働組合は昨年のストライキで四名の裏切幹部を除名したが、内部には、未だ被除名派との對立があり、且つ準備に於て立ち遅れの氣味であつた。

他方市當局は十四日に要求を拒絶すると同時に、午後十時運轉技術を有する局員八百名を非常召集すると共に、自動車運轉手の募集、青年團、在郷軍人團との連絡を決定し、徹宵準備して非常時編成を完了した。警視廳は、争議團各支部所在地の非常警戒を開始した。

併し、ストライキの開始は延引した。其の後の計畫としては十八日に總罷業に移る様子であつたが、



内部的事情や戦術的考慮から又延期された。今、當時の日々の模様を示せば次の通りである。

四月十五日

電氣局は同夜局員を半数交替勤務により部署に配置した。  
自動車運転志願者は日給七圓で募集が開始され、正午には早くも百名に達した。  
無産市議團が電氣局長に警告を發した。

四月十六日

大阪市電自助會は應援資金一千圓を送り、應援を開始し、横濱市電共和會中央委員會は争議應援を決議した。  
東京市従業員組合はさきに提出した嘆願書を要求書として提出した。

東京交通労働組合は緊急実行委員會を開催しストライキ準備の第二指令を發した。

四月十七日

社会民衆黨(島中、馬場市議等)は當局に警告文を手交した。

東京交通労働組合は午後三時罷業準備の第三指令を發した。

午後六時、東交、協同會、市従の三組合代表者は「誠首反對闘争同盟委員會」を開催し、三組合の連絡統制に關し協議し、共同闘争の方針を決定した。

郊友會(玉川電鐵を中心とする郊外電鐵従業員組織)も、連絡行動を希望して共同闘争の方向を示した。

四月十八日

寛局長は十八日午後二時東京交通労働組合幹部二十餘名、同三時二十分から市電協同會幹部を電氣局に招致し、曩の市當局の回答に對する組合側の回答を要求し「争議打ち切り」を要請し若し「不承知ならいつ迄も市民に不安の念を與ふるに忍びないから斷然たる處置をとる」と威嚇し午後十二時迄に其の回答を求めた。

交通労働組合では直ちに本部に歸つて実行委員會を開き協議した結果、午後十時四十五分その回答のため電氣局を訪問し寛局長と折衝の結果、回答を十九日午前九時迄に中央委員會を開催しその決定に従つて回答をすることにして引上げた。

協同會は同日午後七時より中央委員會を開催し、當局の回答不承諾を決議しその旨當局に通告し、同時に曩に提出したる嘆願書を要求書として提出し、即座に拒絶されこゝに交渉は決裂した。

社民、大衆、勞農、全民、東京無産の各黨は共同抗議書を市長に提出した。

闘争は激化し、全協及反對派は所謂「武装」行動隊を組織し、青山車庫其他全市的に「不穩文書」を撒布した(引續いて毎日各職場に撒布された。)

四月十九日

東京交通中央委員會は「今更中央委員會を開催し、當局の回答に對して協議する必要なし」との各支部大衆の反對によつて、開催不能となり首脳部は午後十時電話を以て當局に拒絶の通告をなした。これより先、首脳部は遂に罷業の己むなきに至つたのを知り、十九日午後三時五十分「廿日早朝より罷業を決定すべし」との指令を發した。

指令は左の通りである。

〔指令第四號、十九日午後三時五十分號〕 總ての條件は全部完全に完備し、巧妙なる戦術は全部當局の裏をかいた、二十日始發より一齊に總罷業を斷行せよ。

(イ)十九日中に始車の組を全部引き揚げ場所に引き揚げしめよ、先頭出勤の食ひ止めを完全に行ふことに全力を舉げよ。

(ロ)午後出勤者は全部引き揚げ場所に集める。

(ハ)引き揚げた者の免許證は全部責任者がまとめて持て。

○車庫、軌道、工場、電力は各自の計畫通の方法に出よ、「斷」

○大阪、神戸、名古屋、横濱の各派遣員も各自同一行動を取るべく全部の準備は既に成つた。

○ブル新聞の逆宣傳を信ずるな、指令を最後まで嚴守せよ。

東京交通労働組合本部



神戸市電従業員組合中瀬氏は、應援のため上京中であつたが突然解雇され、神戸市電従業員は對策協議に入り、又横濱市電共和會演説會にて派遣員赤城氏は檢束さる。しかし、神戸、大阪、京都、名古屋、横濱の市電従業員は、東京市電に衝動され、且つ同一行動を執るため夫れ／＼嘆願書又は要求書を提出せんとしてをり全國に都市電車、自動車従業員のゼネ・ストの機運は刻一刻高まつて來た。十九日の夜半から二十日の未明にかけて、三田、新宿、青山、早稲田の各出張所の戰闘的労働者及ストライキ幹部の總檢束を警視廳は開始し、全市は極度に險惡な空氣に包まれた。

#### 四、ストライキの經過

ストライキは四月二十日より一齊に開始された。當時の經過を摘記すれば次の様である。

二十日午前四時三十分の始發時には、大塚、神明兩車庫（これは現實同盟派濱田、宮井、馬場、伊藤等の影響下にある）を除き各車庫自動車等一萬五百人の總罷業が決行された。午後からは現業同盟派の従業員もストライキに参加し、一萬三千名の市電従業員は市内外七十ヶ所の集合所に引揚げ完全にストライキを決行した。

又市従業員組合は同日午前八時より怠業指令を發し一部四百名（淺草、日本橋、深川、本郷の道路人夫）は怠業を開始し、市電協同會は同日午後六時より罷業決行の指令を發し一部三百三十名は既に罷業を開始した。省線従業員其他に對して全協はアジビラを撤布し「不穩文書」は瀕々として撤布され、午後六時には龍泉寺及九段附近の變壓器が何者かによつて破壊され附近は二時間暗黒となつた。警官は犯人

逮捕のため血まなこで活動を開始した。新宿車庫の中村外三十餘名は栃木縣で檢束された。それは鬼怒川發電所従業員にストライキを起させ、尙東京への送電線を××する計畫を協議中であつたと言ふ。又各無産黨は「東京市電争議應援無産黨共同闘争委員會」を設置した。午後七時首脳部は「裏切者を防止せよ」との第七の指令を發した。

市當局は豫ねて「非常時運轉」計畫に基づき吏員九百十一名其他募集運轉手を總動員し運轉を開始した。當日の運轉状態は次の如くであつた。

| 電車   |        | 自動車                  |        |
|------|--------|----------------------|--------|
| 運轉臺數 | 平日との比較 | 運轉臺數                 | 平日との比較 |
| 午前六時 | 二二二    | 一九三減                 |        |
| 午前十時 | 四六九    | 三八二減                 |        |
| 午後五時 | 五四一    | 六〇四減                 |        |
|      |        | 自 動 車 (臨時 轉手三百十八名動員) |        |
|      |        | 運轉臺數                 | 平日との比較 |
|      |        | 午前七時                 | 一九     |
|      |        | 午前十時                 | 二五五    |
|      |        | 午後五時                 | 三〇八    |
|      |        |                      | 八増     |

同日東京市聯合青年團は二十一日より千五百名の團員が車掌として乗務することを申出でた。省線電車は平日の二、三倍の運轉を開始した。警官は二千五百名動員され、各電車、自動車、及各車庫、争議



團引揚場所、各驛を非常警戒し、各發電所變電所は警官×兵によつて徹夜警戒された。市當局は、罷業従業員及其の家族宛に「出勤勧告書及命令書」を發送し、午後三時争議團首脳部四名、實行委員十五名、連絡部員七名、合計二十六名を第一次解雇し、第二次解雇を暗示して従業員を威嚇の方針に出た。

四月二十一日(第二日)

市電芝浦工場の従業員七百名は朝來罷業を開始し、市電協同會は變電所三十一ヶ所の内品川、有樂町、京橋、淺草、横網、日本橋、芝白金の七ヶ所を除く二十四箇所従業員八百名は午前八時より完全に罷業に入つた。午後三時には同日本橋、横網、淺草、芝白金の従業員中三十八名が罷業に参加した。東京青バス従業員一千三百名も亦要求書を提出し相呼應して朝來怠業を開始し、關東労働組合會議は開催され「市電、鏡紡争議應援対策委員會」は應援聲明書を發表した。又神戸市電従業員も亦嘆願書を提出して相呼應し、幹部は總檢束された。

市當局は非常時運轉によつて、當日午前十時に、電車五百四十三臺(平常の七百九十九臺に比して二百五十六臺減)を、自動車三百五十四臺(平常の二百五十三臺より百一臺多い)を運轉し其他臨時乗合自動車として警視廳より許可されたもの九百八十八臺(正午)を運轉したが、運轉手の不馴れのため事故續出し、局長は事故防止の注意命令を發した。又當局は第二の出勤勧告狀を發したるも効なく、次の百二十六名を第二次解雇として發表した。被解雇の内譯は次の如し。

電車従業員 七八名(運轉手二三、車掌五五)、自動車従業員 二二名(運、六。女車、十一。技工、四)。車臺課從

業員五名、工務課従業員九名、工場従業員一名。電力課従業員九名。電燈課従業員三名

市長及電氣局長はラヂオを通じて「市民に諒解を求む」ことに決定した。東京市會は全員協議會を開催し市電當局の態度を是認し且つ激勵し、無産市議團は之に反對の意を示して退場した。

警視廳は前日の警戒に具へた警官二千五百名を倍加して五千名を動員し、午前八時各所轄署長を通じて市内七十ヶ所の空家に集合中の争議團に解散命令を發し、ストライキを破壊することに積極的に乗り出した。

議會では無産黨の議員團は内相及び警視總監に抗議し、議會第一控室の尾崎他五代議士は労働争議調停法適用勧告書を、市長、警視總監、局長、争議團に手交した。内相と警視總監は「争議対策」を熟議し出した。

又、罷業團は各支部集合解散命令に對して警視總監あて抗議書を送達したが、警官は罷業團が集合すればどしどし解散し、罷業團は漸次郡部の交通不便の箇所や遠くは他縣下に或は追込まれ或は自から移動し出した。

四月二十二日

神戸市電従業員は總罷業を決行し完全にストライキに入り、横濱市電従業員は嘆願書を提出することになつてゐたため幹部は警察に招致され、威嚇された結果歎願書提出は延期された。大阪市電従業員も極度に衝動し、歎願書を提出すべく寄々準備中であつたが、早くから幹部は總檢束された。市電ストライキは擴大と共に彈壓が加はり且つ裏切者が策動し出した。總罷業は重大な機會にのぞんだ。



東京交通内の實現同盟派裏切る

二十二日午後七時宮井、伊藤、馬場、濱田は青南、赤阪、柳島、芝浦工場の各代表及神明、三田車庫の有志代表を引き連れて電氣局長及市長と會見し、午後八時再度會見し、勝手に作つた罷業解決条件を提示し、一旦物別れとなり、同夜零時三度局長を訪ね、解決案を撤回し、二十三日初發電車より自己の支配下にある二千名の乗務員及工場員を勤務せしむるよう努力する旨を述べ、局長と握手しストライキを完全に賣り渡した。

争議團主腦部は、これに對し直ちに、争議團としての解決条件を提示したる聲明書を發表し、宮井等の裏切を攻撃した。然し、其の解決条件は、次の如くである。

(一)賞與一割減は本年度限りとす、(二)解雇者の全部的復職、(三)退職手當年金並に一時金の自由選擇、(四)職制改革による収入減反對、(五)今後解雇者を出さざること、(六)賃局長の責任を問ふ、(七)争議中の日給支給

争議團のこの聲明に對しては市當局は何等答へなかつた。のみならずこの聲明によつて當局は争議團首腦部が狼狽し妥協を急いでゐる事實を見て取り一層攻撃を強めたのであつた。

四月二十三日

前日の局長との取引の結果右翼派赤坂、青南、柳島三出張所従業員は二十三日午前中に解團式を擧げ午後三時より乗務し、芝浦工場従業員も亦朝から就業し罷業を裏切つた。この他、自動車三十九名、工務電力約三百名も裏切り總計二千三百五十二人就業してしまつた。

右翼派のこの裏切に對して「無産各黨共同委員會」及大衆黨は抗議書を提出して反對を聲明し、續い

て大衆黨は裏切幹部濱田等を除名した。又、無産各黨共同委員會は、城東、玉川、青バス等の従業員をして「全東京交通産業労働者會議」を開催させ、同情罷業の氣運を作ることを決議した。

併し、争議團は漸次官憲に依つて追ひまくられ千葉、群馬、神奈川等に移動し出し其の連絡は杜絶し勝ちであり、首腦部は極度に動搖し、積極的に大衆動員により攻撃的闘争を斷乎として遂行することもなく、篠田、熊本の二幹部は警視總監を訪問し調停を希望した。

他方神戸市電の罷業は交渉決裂し罷業續行となつた。

四月二十四日

前記裏切四元老は本部不信任の聲明書を發表し、争議團に挑戦した。

午前十時罷業團は實行委員會を開催し、市長に面談することを決定し、警視總監の命を受けたる小林官房主事の斡旋によつて、午後一時熊本、篠田二幹部は市従の小野代表、協同會の荒木代表と共に市長を訪問し會見した。市當局は「先づ就業せよ、然る後に協議すべし」と強硬に出で遂に物別れとなつた。又社民黨の馬島市議は兩者の間を奔走する所あつた。首腦部は、市長と會見後、東京無産黨堺市議方に集つて協議し、午後十一時迄に聲明書を發表し、二十五日早朝罷業を打切り就業することを決定したがこの決定に對して罷業團大衆は憤激し、首腦部は大衆の闘争力に押されて再び罷業を斷行することに態度を變更し、同夜零時次の如き聲明書を發表し、二十五日午前再度市長と會見することに決定した。

#### 聲明書

吾々は争議の解決につき全市民の便利のためほとんど降伏的条件をもつて當局に再度交渉し争議解決に對する誠意



を求めたるも未だ市當局が十分なる誠意を有するや否や確信を得るに至らざれば争議團として遺憾乍らこの儘對峙し一刻も速かなる當局の誠意の披瀝を待つ他のなし

四月二十四日

東京交通労働組合本部首脳部

尙、この日の運轉状態は電車午前十一時六六二臺（平日より一三七減）自動車午前十時三八五臺（平日より一四五臺増）であつた。

四月二十五日

早晩より各争議團實行委員會が開催され、争議打ち切りを討議し、硬軟兩派激論を闘はせ、容易に決しさうもなかつたが遂に「無條件就業、罷業打ち切り」に決定した。

其の結果山下、篠田、熊本（東京交通）、荒木（協同會）、小野（市從）の五首脳部は午前十一時、無産市議團と會見し、當局との會見に立會を希望し、前記五幹部は午後一時、無産市議團立會の上、市長並に助役と會見し「市長の人格を信頼し、白紙を以つて無条件就業をなす」旨を申出でて引き上げた。午後三時、首脳部は争議打切の聲明書を發表すると共に、全争議團員に向つて「即時就業せよ」との緊急指令を發し、こゝに罷業は争議團の屈服を以つて一先づ打ち切られたのである。

### 五、罷業打ち切り後の抗争

市長の人格なるものはブルジョアの利害以外の何者でもない。労働者階級は闘争を組織的に遂行し、力を以つて要求を獲得する以外に方法はない。然るに争議首脳部は「階級對階級」の××的ストライキ

政策に代へるに階級調停主義を以つて對した。罷業打ち切り後市當局は何等従業員の要求を取り上げはしない。組合員大衆の裏切者の右翼派に對する憤激と、争議首脳部に對する不信は極度に鋭化し且つ市に對する闘争慾求は再び強く燃え上つて來た。首脳部は事態を取りつくらうため、四月二十八日に「吾等は市長局長の誠意の發露により誠首者の取消と争議中出勤の取扱をされたく……一刻も早く市民従業員の不安を一掃せられん事」を當局に歎願し、同三十日には「前略——争議の解決が後れることはそれだけ全従業員と當局との間に隔撃を生じ再び市民に對し迷惑を及ぼすが如き結果の招來を憂ひ圓滿なる解決のため理事者として御督勵あらんことを乞ふ」と陳情した。他方無産市議團は「今回の争議打ちりに當つては吾々は涙を吞んで諸兄等の争議團の隱忍を願ふと共に、一方市電當局が釋然として労働運動の世界の趨勢に順應し且つは日本固有の美風に基き、最少限度の好意からしても組合の合理的指導者其他の復職は許すものと推察して居つた」とかの聲明書を發し、彼等は市當局や警視總監に陳情し或は歎願しつゝ四月を終つた。

五月一日、極度に不満を醸する従業員は各職部を放棄してメーデーに参加した。又宮井、伊藤等は市の御用團體東京交通更新協議會の發會式を挙げ組合の分裂と社會ファシスト的御用團體の培養に向つて來たが、激化する組合員大衆の闘争により殆んど壊滅せしむるに至つた。他方同日市長、電氣局長、山下理事、三助役は市長室で協議し従業員側の嘆願は握りつぶす事に決し、市會も亦（無産派を除く）各派總會を開いて「嘆願一蹴」の決議文を作り市長側を鞭撻した。

五月二日、正午各出張所には従業員の嘆願に對する電氣局の次の如き回答的發表が揭示された。



「(一)今回の解雇者復職は之を容認し得ざるも將來適當と認めるに至りたる者ある時は再採用することあるべし、(二)争議中の缺勤は普通缺勤の取扱をなし(無断缺勤とせず)給料の支給はなざるも雇員全體に對し其の家族慰問として金一封宛(罷業裏切組十圓、廿日から二十五日迄の罷業参加者二圓乃至三圓)を贈與すべし、(三)今期花期手當は四月一日より十九日まで皆勤したる者に對しても之を支給すべし(普通は二十日迄を皆勤としてゐるのを)、(四)今回の争議については今日までの行爲に對して今後解雇者を出さざるべし」

同日零時四十分より被讖首者一五六名中の首腦部二十餘名は緊急協議會を本部で開いたが二十分に於て協議を打切り、三十名程殺氣立つて電氣局に押かけ算局長に面會を求め讖首者に對する回答の明示を求めたるも、要領を得ず引上げた。午後四時本部の實行委員會に於て全解雇者の即時復職、罷業中の日給支給を再嘆願することを決議し、及び、市民並びに全従業員に對する聲明書を發表した。

三日午後七時神田松本亭に、百餘名の組合員傍聴裡に中央委員會開催、錦町署長、警視廳特高課労働課長以下警官嚴戒の下に熊本氏議長となり、二日の實行委員會決定諸事項の審議が行はれ次の諸事項が決定された。

(一)讖首者の復職、罷業中を出勤扱ひとする事の嘆願二項目は貫徹する迄幾回でも再提出すること、(二)闘争組織は首腦部實行委員とも従前通り、(三)全組合員は當局の切崩策に乗らず、行動一切は實行委員會の決定に基き個人的行動をとらぬこと、(四)争議日報を毎日出して組合員相互の連絡を完全にすること。尙、家族慰問の金一封は争議に關係なく受取り各支部の争議基金に充てること、一五二名の解雇者は一種の便衣隊を組織し解雇團を中心に闘争を強化徹底せしめることも同時に決定された。

數日後、四元老系大塚、青南、赤坂、柳島等の各車庫等に便衣隊殴り込みの風評頻々として起り又は左翼行動隊の各車庫に於ける活動等におびへ、當局は四元老を護衛付で近郊某温泉に避難せしめ、尙各

庫右派幹部百餘名は保護檢束を行つた。

五日午後二時半組合幹部外十數名(内女一)は市役所に白上高級助役に面會、二要求の嘆願書を提出し八日午後一時迄に回答を迫り引上げ、八日には回答日なるため、午後二時半、一二〇名(内女七)は電氣局に出頭し山下理事に會見を申込み拒絶されたので、一同隊を組み守衛の阻止を蹴つて、理事室に突入、山下理事を取圍み復職を迫つたが、山下理事は従業員側に高壓的に退室を命ずるのみで回答の様子も示さず、而も日比谷署の警官をして總檢束せしめた。十二日には、市營乘合自動車澁谷車庫女車掌一名賣上金過剰のため、主任から始末書を強制せられ即日解雇、被服、携帶品の即納を迫られたので、憤慨した澁谷、新宿、濱松、大塚、各車庫、自動車婦人部四十四名は十二日午後二時市役所に押かけ青木自動車課長に面會を申込んだが拒絶せられ、デモに移らんとするや、全部日比谷署に檢束せられた。十三日以後に於ては組合側の持久戦は、執拗ではあるが極めて消極的に行はれ、或は、糾察隊、行動隊、讖首者協議會等の名を以て檄文を撒布し、組合の名を以て市民並びに全従業員に對する聲明書を發表する等、一種の宣傳戦が続けられ、他方、電氣局側は、各職場入口に受付を置き讖首者の入場を禁じたるため、此れに對し戰鬥的従業員及左翼の行動隊は、大舉して押しかけ抗議する方針を執つたが、十九日には新宿、大塚、巢鴨、神明町、青山、青南等の車庫等で行はれた位のものであつた。指導部は飽く迄消極的な方針をしか執り得ないので、當局は、頑として要求を容れる様子はなかつた。次第に闘志を喪失し行く大衆を唯××的反対派が決定的な闘争によつて、アチリ漸くにして争議團の線を歩ましむる状態であり、戰鬥的分子は、本部に要求しつゝ指令を待ちつゝあつた。此くて二十四日の組合本部に於け



る實行委員會に於て「廿六日午後一時を期し非番の組合員を招集して回答要求のデモをなすべし」の指令を發し、廿六日の電氣局襲撃事件となつた。

廿六日午前十一時頃より、第一隊(三田、廣尾、赤坂、工場、青山、新宿、青南)松坂屋店内、第二隊(早稻田、神明町、大塚、巢鴨、錦糸堀、柳島、三ノ輪)東京驛、第三隊(——)日比谷公園舊音樂堂前、等に夫れ夫れ指令に基き従業員は參集せんとしたが、東京驛頭には早川監察官指揮の百餘名、日比谷公園内外日比谷署員六十名銀座街頭北紺屋署員五十名の外築地その他附近各警察署に對し緊急出動令を下し總數一千名の警官嚴重に警戒して、近づけず、附近に三三五五集合し、時の至るを待つた、零時過ぐる頃より、第一隊の百名は有樂橋側に第二隊は有樂町省線ガード下に、第三隊は帝國ホテル側より高架線に沿ふて夫々電氣局に向つて行進した。最初電氣局裏門に押寄せ警官隊に押し返へされた一隊は、數寄屋橋際で、自動車部の一隊と合流し、勢を盛り返へし、再び局裏門に突撃を始め、遂に警官は、かくし持つた催涙ピストルを發射するに至つた。デモに於ける檢束者日比谷署に三二名、北紺屋署に三名、築地署に五名、その他不明の者多數であつた。「總檢束されても斷じて屈するな、最後の一人になる迄斷乎として頑張り！檢束者は必ず奪還しろ！」の争議實行委員會のビラが撒布されたが、首脳部四名は山下局長代理に會見を申込み、緊急課長會議を名として會見を拒絶さるや、馬島、島中市議に萬事を託して、組合本部に引上げしめたのであつた。約一千名のデモに參加した大衆は本部に參集せしも警戒中の日比谷署員によつて解散せしめられた。他方當日の各出張所に於ける狀況は次の通りであつた。澁谷はその日一齊に所長の所へ押よせ、デモ參加を出動と認めるとの要求を獲得一二〇名が動員され、廣尾ではスト

ライキ前は戰闘的分子十二、三名だつたのが、今度のデモには約百名動員された。新宿ではデモの解散後約二百名が新宿電車のクラブで批判會を持ち、當日の首脳部の消極的態度が批判され、曝露された。尙、各支部に於ける大衆左翼化の傾向は次第に顯著となりつゝある。裏切者伊藤誠の牙城たる柳島支部の如きも、遂に、伊藤をして居たゝまらず辭職せしめ、その子分高勘をも除名するに至つた。

二十八日に至つて、電氣局は大衆の闘争に押され偽購的にはあるが、同日正午第二次解雇者百二十六名中の諭旨解雇者八十六名の中二十七名の再採用を發表した。此の復職條件は(一)非常務員は給料一割減、(二)運輸部員は二等給引下げ、(三)運輸部員は錦糸堀へ轉勤といふ苛酷な懲罰的條件であつた。又、此日、日本大衆黨、社會民衆黨、勞農黨、全國民衆黨、東京無産黨及東京交通の代表者外十數名は二十六日の示威運動の暴壓催涙ピストル使用に對して警視總監に抗議した。

争議團側は、二十九日組合本部に誡首者大會を開催し、前記再採用に對して「當局の復職辭令は受けるが、全部解雇取消迄復職せず、又其の復職條件に反對して戦ふ」ことを決議し、次の如く闘争週間を決定した。

『六月一日集會デー、一週間完全車運轉デー。二日宣傳デー。三日回答要求デー(デモ)。七日抗議デー。』

この決定に對し、三十一日新谷支部は首脳部の日和見主義的政策と行動を批判し「首脳部が倍加した大衆の××的壓力を指導し得ないとすれば新たな争議委員會を擧げて決死的闘争に突進するのだ」と首脳部の合法主義的方針に反對した。大衆は反首脳部方向に著しく前進し、××的指導を要求してゐたのである。



六月八日、曩に再採用されたもの、中五名は組合の統制を裏切り單獨行動によつて出勤した。實行委員会は五名に對して今後組合員としての職首者から除外することに決定し、六月九日市長に會見し曩の嘆願條項の回答を求めたが白上助役と話しをしてくれとて解決するに至らず、越えて十三日赤城、山下、神原、田中の四氏は白上助役と會見し回答を求めたるに助役は「色々デリケートな問題があるので、今回答することは出来ないが、市電の組合は認める、又現在の幹部が市電に在籍してゐなくとも組合代表として認める」との言質を得て引上げた。此の直後市當局側においては六月十九日に山下理事の電氣局長代理が解任され、白上助役が改めて局長に就任した。而して、六月二十四日市當局は次の如き回答を組合に與へた。

一、今回四十一名採用す。給料は前回の採用の例に依る、尙勤務場所は原則として元勤務場所に歸屬せしむ、(二)懲戒に依り解備せる者の退職手当金は特に全額を支給す、(三)罷業中の缺勤は此の際に限り特に無給休暇の取扱をなす。

組合は即日實行委員会を開催し質問討議數時間の後「結局回答は受け入れ、不服な點は再嘆願すること、争議型態は此のまま當分維持すること、懲戒解備者の被服の返納は一時保留しおき見通しの付いた時に返納すること」を決定した。六月二十五日に再び實行委員会が開催され「懲戒解備者の被服返納は此際諭示解備者が全部採用されない限り不可能であり争議は續行すべきである。然して諭示解備者八十五名中第一回二十七名、今回が四十一名、計六十八名の採用であつて、未だ十七名残されてゐる。而も其十七名は裏切り者を襲撃したからとの理由だが、これを再採用せしめないことは斷じて承認出来な

し」と決定し、同日交渉委員は白上局長代理並に警視總監を訪問し殘の十七名の再採用に對し意見を訊ねることとした。

同六月二十五日篠田、山下、熊本、三瓶、植村外二名は警視總監を訪ね「暴行事件關係者の再採用に警視廳は反對であるか否や」を質したる所、丸山總監は「本人が今後あつたことをせないなら電氣局で再採用することを希望す」と答へたので交渉委員は直ちに白上助役を訪ね、十七名の再採用方を交渉した結果、助役は「然らば考慮しよう」と返答したのであつた。同日交渉委員の以上の報告に基づき「實行委員会を開催し、(一)争議打切り、(二)被服返納」を決議し、こゝに市電ストライキは終結した。市電ストライキは組合員大衆は熾烈な闘争慾求に燃えてゐたにも不拘、敗北に歸したのである。然し労働者大衆はこの敗北の中から貴重な多くの教訓を汲み出した。

## 九、東京市電十二月争議

### 一、争議原因

四月罷業の被職首者の中六十四名(註)は五年十一月に至るも復職されず、他方電氣局は電車の減收対策として従業員の減給を行ふ意向であつたので、東交は五年十一月に至つて減收反對、職首者の復職の二項を眼目とする要求を爲し、爾來一ヶ月に亘つて抗争を續けて來た。所が、電氣局は、十一月六日市電従業員代表、共済組合部會員及健康保險會議員七十四名を招き、局長より昭和六年度より人件費百五十



萬圓削減(一割減給となる)を言ひ渡したのである。即ち市當局の斯る攻撃に依つて再び争議が開始されたのである。「註」懲戒解雇者及輪示解雇者の未復職者

## 二、争議の経過

△十月十三日午後四時

第二回執行委員会を組合本部に於いて開催し、昭和五年度大會において可決された當局に対する要求事項に關して協議され、相當論議されたが、結局對市要求其他のものを系統的に整理することとなりその整理委員として持田、今井、井淵、渡邊、小林の五名が選出された。そしてこの整理委員の手によつて出来上つた項目の審議は執行委員会において協議し更に中央委員会を開き決定することに可決△十月廿三日午後四時第三回執行委員会を開催し、大會決議事項に關して前回の委員会で擧げられた整理委員の報告により

イ、賃銀低下(減收)反對

ロ、部會員、健保、非乗務の件

ハ、密行制度撤廢

ニ、誠首者即時復職

以上の四項目に決定され、決議文の作製を整理委員に一任し、二十九日午前十時當局に提出することを決定す

△十月廿九日午前十時 執行委員長井淵清行氏並に熊本、篠田、山下、今井、諸角、赤城の執行委員が、馬渡電氣局長と會見し左の四ヶ條の決議文を提出した。

### 決議事項

一、賃銀低下(収入減)絶對反對に關する件

一、部會委員、健康保險組合會議員非乗務に關する件

一、密行制度撤廢に關する件

一、誠首者即時復職に關する件

以上

同日午後二時、右決議事項に對し電氣局に於いての回答は何等の誠意もなく拒絶されたので、執行委員会を開催し電氣局の拒絶に對し、各支部代表者會議を開き、態度を決定することに可決。

△十一月一日午後六時、組合本部に於て支部代表者會議を開催し、廿九日電氣局に提出した四ヶ條の要求項目が拒絶

された件に就き協議され、収入減反對の決議を「減收政策」反對に收め、中央委員会を開き協議した上で要求書を提出することに決定。

△十一月七日午後七時 擴大中央委員会は本郷佛教青年會館において中央委員六十名出席し議長に井淵委員長推され

一、収入低下並に本年度豫算人件費削減反對闘争に關する件

一、誠首者即時復職の件

の二件が上提せられ一括審議の結果斷乎として闘争を展開することに決定しその運動方針その他具體的對策は本部一任に決定し、本部に於ては前二回の争議における失敗並に誤謬をハッキリ清算し、經驗と訓練とによつて新たな運動方針を樹立し、勿論下からの組織による闘争を展開することになり午後八時半閉會した。

同會場に開會前より市の町田労働課長が出席してゐたので、端しなくも従業員の反感を買ひ、萬場一致退場を決議し、町田労働課長に議長は退席を求めたところ、町田労働課長はしきりに辯明せんとしたが、辯明の要なしと一蹴され終に退場す。

△十一月九日 執行委員会開催され、七日の擴大中央委員会の決議により、闘争の具體的コースの決定に就いて協議し、まづ準備指令を各支部に送達し職場大會、従業員大會を通じて下からの闘争組織の完成を期さしめ、戦時組織の編成の確立を爲さしめた。

各支部に於ては本部の指令に基づきそれぞれ準備行動に入つた。

△十一月九日 此の頃より全協日本交通東京支部の活動は全支部の戰闘的分子によつて「誠首賃下闘争同盟」の組織のもとに勇敢に活動された。

勿論組合本部の闘争とは別箇の組織ではあるが、箇々の全従業員の切實な要求を取り上げて、その闘争形態は、即ち職場懇談會職場大會、更に従業員大會へと、下からの組織と力強い闘争が爲され、「争議日報」は續々と發行されたために、官憲の弾壓は厳しく、職場から自宅から戰闘的分子は檢舉された。濱松町新谷の婦人闘士の上に下された弾壓は殊に厳しく何れも二十五日、三十日の拘留に付せられた。

△十一月十一日午後四時 組合本部において執行委員会を開催し左の議案の決議を見た。



決議事項

- 一、全従業員大會を百五十萬圓貨銀天引反對大演説會とし、小ピラ一萬五千枚を全市に撒布すること並にスローガンの決定を見た
- 一、十一月六日各支部代表者を馬渡電氣局長が招集して電氣局昭和六年度豫算編成による人件費百五十萬圓削減の聲明書を發表したので、反對聲明書を作製することとなり、起草は山下、北田兩氏に一任さる
- 一、在郷軍人會、青年團長に決議文を作製して抗議する事。
- △十一月十一日 自動車部においては本部の指令に基き擴大委員會を開催し、本部の指令一下即時闘争の尖端に立つて闘ふことを決議す。
- △十一月十二日午後三時 誠首者委員會を開催し、來るべき闘争に於て誠首者の役割分野を左の如く決定す
  - 一、誠首者は前職場に密着して行動の最尖端に起つて闘ふこと
  - 一、誠首者委員會の名による激勵文を各支部に送達し、全従業員の蹶起鞭撻すること
  - 一、誠首者の連絡は各支部で緊密に爲し得るやう。以上決定
- △十一月十二日午後六時 青山区區聯合大會を市外澁谷公會堂に於て開催し、代議員一九〇名出席し、要求の貫徹のため最後まで闘ふことを決議す。
- △十一月十三日午後五時 本部に於て執行委員會を開催し左の決議を見た。
  - 一、青年團、在郷軍人團長に決議をつきつけ抗議すること
  - 一、市會議員に依頼狀送達の件
  - 一、交通總聯盟に關する件
- △十一月十四日午後六時 大塚支部大會は市電大塚終點豊島亭に於て開催され
  - 一、闘争組織に關する件
  - 一、支部大會決議に關する件
- △十一月十五日 東京電氣労働組合は擴大中央委員會を開催し、人件費削減反對、誠首者即時復職を協議した。閉會を決議し、決議文發表。

後委員長芥川藤市氏は檢束され東京電氣の上にも、闘争具體化と共に彈壓の手は下された。

△十一月十七日 東交本部に於ては十三日の執行委員會の決議に基き、執行委員井淵、小林、篠田、西村、山下の諸氏が在郷軍人會長、青年團長を訪問し決議文をつきつけ抗議した。

尙十八日夜に開かれる演説會のピラ一萬五千枚を各職場に撒布し同時に一般市民に訴へる檄を撒布した。

大塚自動車部大塚支部大會は小石川傳通會館に於て開催され代議員五十二名出席の上

- 一、收入減絶反對の件
- 一、誠首者即時復職の件

右二件の決議を決定し、決議文を發表す。

尙新谷自動車支部、真鴨支部、は十七日にそれ〴〵決議文を發表した。

△十一月十七日 東京電氣労働組合では擴大執行委員會を開催し即時戦時編成の準備を完了し、闘争基金の募集積立てを各班に指令した。

△十一月十八日午後六時三十分 百五十萬圓天引反對大演説會

本郷三丁目本郷佛教青年會館において、司會者渡邊五一郎の開會の下に開催され、各支部、本部員の熱辯にて盛大裡に午後十一時閉會す。

闘争の具體化と共に當局の彈壓加はり本部員諸角、小高兩氏は七日の擴大中央委員會前日拘留され十八日の演説會には古崎、青塚兩氏が檢束され、三輪、澁谷、早稻田、濱松町の各支部の職團的分子は次々と檢束拘留されるに至つた。

△十一月十八日夜 第一回闘争委員會を麻布六本木富士見軒に於いて開催されたが、開會前當局の彈壓に遭ひ總檢され會議未了に歸した。

△十一月十九日午後一時 組合本部に於て執行委員會を開催し、左の決議を爲す

- 一、中央闘争委員會開催の件 廿日午後五時より本部に於て開催すること
- 一、嘆願書作製の件 起草委員篠田、北田兩氏一任

△十一月廿日午後六時 第一回中央闘争委員會は組合本部において開催され

以上



一、首脳部の確立の件  
結果首脳部として左の四氏任命さる。

首脳部 井淵清行、小林一意、興石正、元島健太郎

- 一、運動方針決定の件
- 一、各無産政黨、労働團體への働きかけ
- 一、嘆願書に關する件 二十五日大衆動員を以つて當局に提出する
- 一、闘争基金の件 本部への基金は一人當り五十錢と決定
- 一、共済組合幹部員三十三名誠首の件

以上審議満場一致可決。

△十一月廿四日 廿日早朝解雇された共済部勝手三十三名についての闘争は、解雇絶対反対で闘ふことになり、本部執行委員は町田共済組合長に要求書を提出した。

△十一月廿五日正午 廿日本部で開催された中央闘争委員会の決議に基づき左の嘆願書を馬渡局長に提出した。

本部首脳部は廿四日午後四時第一號指令を各支部に發して行動準備につかしたため各支部員は電氣局を遠巻きに銀座、日比谷、丸ノ内方面に參集し、一大デモを取行せんとし、官憲と衝突し多數の戦闘的分子は檢束された。

嘆願項目

- 一、収入低下並百五十萬圓賃銀引下絶対反対
- 一、誠首者六十七名を即時復職せしめられたし

△十一月二十五日 東京市従業員組合小野、橋本、他十名の組合代表者は市役所に於いて十時助役と會見し嘆願書を提出した。

- 一、連絡部、二、宣傳部、三、對外部、四、交渉部、五、財務部

それより嘆願書に對する市當局の回答日十二月一日まで四日の闘争方針を左の如く決定

(廿七日)職場宣傳デー、(廿八日)對市闘争協議會を開催(東交、市従、電勞、水道同志會參加) (廿九日)市民宣傳デー(三十日)城南、城西、江東、城北の四地區に分ち従業員大會開催

△十一月廿八日午前十一時 東京電氣労働組合では廿五日の執行委員會の決議に基き左の嘆願書を馬渡局長に提出した。

嘆願項目

- 一、人件費百五十萬圓削減絶対反対
- イ、昇給率半減絶対反対
- ロ、手當制度改悪絶対反対
- ハ、賞與減額絶対反対
- ニ、誠首絶対反対
- ホ、再採用者に對して復職の取扱せよ
- 二、誠首者即時復職要求

△十一月廿八日午後六時 東交本部に於いて東交、市従、電勞の代表者出席對市共同闘争委員會結成さる

決議事項

- 一、聲明書發表に關する件
- 一、水道同志會へ加入勧告の件
- 一、共同嘆願書提出の件
- 一、誠首賃下反對全市従業員大會開催の件
- 一、大會準備の件
- 一、假事務所設置の件
- 一、各無産團體に應援依頼の件
- 一、共同闘争方法の件

△十一月三十日午後六時 全地區従業員大會は江東本所公會堂、城南大門青年會館、城西澁谷公會堂、城北傳通會館に於いてそれ／＼開催された。同時に東交、市従、電勞三組合對市共同闘争委員會の聲明書が發表さる。

△十二月一日午後一時半 廿五日提出の嘆願書に對し、馬渡局長はこれを拒絶した。午後六時半より回答報告大演說會が上野自治會館で開催され、本部員の回答報告あつて各支部の闘士の演說に入り盛大裡に閉會す。

尙對市共同闘争委員會は全従業員に撤文を撒布した。

△十二月二日午後二時 東交本部に於て、勞農、社民、大衆黨の委員出席の上應援委員會を開催し、主體並に組織、



應援範圍の決定を見た。

午後五時よりは對市共同闘争委員會を開催し、全市従業員大會準備に關し協議した。この頃より關東消費組合聯盟に於ては各加盟組合參集し、市電應援協議會を設置し、積極的應援の方針を確立し、江東、城西、城南、城北の四地区に分れ各協議會を持つことになった。

△十二月四日午後一時 井淵委員長他十四名の代表者は電氣局に馬渡局長を訪問し、左の五項目より成る再嘆願書を提出した、尙東京電氣労働組合では、三日嘆願が拒絶されたので、芥川委員長他十四名は東交本部代表者と共に再嘆願書を提出した。

東交、再嘆願項目

一、收入低下絶対反対

一、來年度百五十萬圓貸銀値下げ絶対反対

一、退職金の選擇自由即時發表

一、誠首者六十七名の即時復職

一、共済組合部委員健康保險會議員非乗務の保證

△十二月四日午後三時 組合本部に於て中央闘争委員會を開催し、井淵、元島、小林の三首腦部は警視廳に出頭し與石首腦部、小高、諸角の二中央委員並に組合員の檢束拘留に對して不當糺弾をなし即時釋放方を要求した。

△十二月五日午後二時 對市共同闘争委員會を東交本部に於て開催し、三黨應援委員會の應援方法を決定し、辯護士團の編成、各労働團體の糾合等を可決した。對市闘争三黨應援委員會に於いては同日聲明書を發表した。

△十二月六日午後二時 組合本部に於て中央闘争委員會を開催し、回答に關する件及對市従業員大會に出席する代議員の任命等を協議した。

對市共同闘争委員會に於いては同日都市労働團體に應援依頼狀を發送した。

△十二月八日午後一時 四日當局に提出した再嘆願書に對し當局は前回答通り「考慮」すべしとの回答をなした。これに對し組合本部に於いては午後三時より、中央闘争委員會を開催し、當局の不誠意なる回答に就いては協議し、斷然要求書を提出することを決定した。

△十二月九日午後二時 十一月廿五日市當局に提出した嘆願書に對し、東京市従業員組合代表小野正造氏他十四名は

十時助役と市役所において會見したが、東京交通、東京電勞同様「容認、又は考慮」の回答にて全然拒絶された。

東交本部においては、同日首腦部の指令に基き部員及闘争委員を動員して郊外十四電鐵従業員に一萬のピラを撒布すると共に、青バス、地下鐵の全従業員の奮起を促した。

△十二月十一日午後六時 郊外電鐵東交争議共同應援委員會は府下上目黒郊友會本部において開催され、具體的應援方法を協議し聲明書を發表した。

△十二月十一日午後七時 東京電勞においては、組合本部に於て中央委員會を開催し、再嘆願書回答對策を協議し各班に戰時編成を指令した。

△十二月十二日午後六時半 東京交通、東京市從、東京電勞三組合對市共同闘争委員會、誠首賃下反對全市従業員大會は、本所公會堂において開催され、代議員東交百八十九名、東京市從百十六名東京電勞八十名出席の上、共同要求書提出に關し大衆的審議を行ひ十六日提出することを決議し、各組合闘士、各無産黨よりの應援辯士の激勵演説ありて盛大裡に閉會す。

△十二月十三日午後一時 東交本部に於いて辯護士團會議を開催し、決議に基づき、不當檢束拘留に對し午後三時丸山警視總監を訪問し、嚴重抗議した。

△十二月十三日午後八時 大衆黨主催による地區的應援組合會議はその第一回を、淺草消費組合に於いて開催され十團體の代表者出席の上、應援方法、闘争基金募集、並に聲明書を發表することを協議した。

△十二月十四日午後六時 東京電氣労働組合擴大中央委員會は組合本部に於て開催され、當局のゴマカシ回答對策に就いて協議され、左の如く議事の決定を見た。

回答に對して満足することは出来ない。今後闘争を進める事、要求を提出する事に決定、實行方法は執行委員一任可決

△十二月十五日正午 東京市従業員組合代表小野正造氏他十名は市役所に於いて、十時助役と會見し、十五ヶ條より成る再嘆願書を提出した。

△十二月十五日午前 東京交通組合代表十名は警視廳特高課長の招致によつて出頭し、小林官房主事より「交渉戦」で



出来るだけやれと申出られたが、組合代表者は黙殺して本部に引揚げた。

△十二月十六日午後二時 東交、市従、電労対市共同闘争委員会代表は、十二日の全市従業員大会の決議に基づき共同要求書を市役所に於いて、菊地助役と會見し提出した。

△十二月十七日午後二時廿五分 東交、電労二組合代表井淵清行芥川藤市氏は、市電局に馬渡局長と會見、十二ヶ條より成る要求書を提出した。これに對し當局は同日午後六時回答を爲したが、依然嘆願書に答へた回答と何等讓歩なく組合代表は、當局の不誠意を糾弾し断然回答を容認し難しと本部に引き上げ中央闘争委員会を開催し、今後の對策を協議すると同時に、各支部に指令し職場大會を開かじめ偽稱的讓歩回答に對し、その態度決定を爲さしめた。

△十二月十九日 兩日に亘つて各支部職場に於て従業員大會を開催し、當局の回答に對しての全従業員の態度を決定すべく熱心に討議された結果、大體全支部に於いては當局の回答容認せず最後迄争議する事になつた。

△十二月十九日午後七時三十分 東交本部に於て中央闘争委員会を開催し、闘争繼續か否かの議案の審議に入り、二時間の長きに亘つて討議された結果萬一一致を以つて闘争繼續が可決された。

△十二月十九日五時三十分 十五日東京市従業員組合から提出された再度嘆願書に對す當局の回答は、市従代表小野正造氏外十名、市役所に十時助役と會見回答があつたが、前回の回答と殆んど同一のものであつた。

△十二月廿日午前零時 東交、電労二組合代表は市電局に馬渡局長と會見、當局へ回答不承認の旨通告した。

△十二月廿二日午前十時 東京交通、東京電氣の組合代表は十四ヶ條より成る再要求書を市電局に馬渡局長と會見提出した。

尙東京市従小野、橋本組合代表も市役所において永田市長と會見十六項より成る要求書を提出した。

右の三組合の再要求並に要求に對して市電局並に市當局においては白上助役以下各助役、馬渡局長各課長は鳩首協議した結果、同日午後三時、東交、電労の二組合代表井淵、小林、今井、元島、芥川の五氏に、馬渡局長より再要求書に對する左の如き回答あり。

東京交通東京電氣組合ノ要求事項並ニ之ニ關スル回答

一、油車政策絶対反對

回答、明年度豫算ニ於テハ五年度ノ実績ニ比シ減車意志ナシ

二、少年車掌停年制ニヨル誠首反對

回答、優秀ナル者ハ成年車掌ニ轉職セシムル方針ナリ

三、密行制度ノ即時撤廢

回答、容認シ難シ

四、應援車掌出入庫手當廢止反對

回答、容認ス

五、年末年始、四大節、花季、降雪手當撤廢反對

回答、現行規程ノ半額ヲ支給ス

六、停年制誠首反對

回答、容認シ難シ

七、賞與規定改悪反對

回答、容認シ難シ、但シ豫期以上ノ事業成績ヲ舉ゲタル場合ハ特別賞與ヲ支給スルノ方法ヲ講ズル方針ナリ

八、誠首者六十七名ノ即時復職

回答、將來適當ト認ムルニ至リタル者アルトキハ考慮スベシ

九、共済組合部會委員健康保險會議員非乗務ノ保證

回答、容認シ難シ、但シ之ニ依テ起ル不便ニ就テハ別ニ考慮スベシ

十、請負單價値下及無給公休實施反對

回答、容認シ難シ

十一、非乗務者ノ昇給率制度

回答、現行内規ニ依ル

十二、誠首者中再採用者ヲ復職扱ニセヨ

第四章 五年度に於ける主要争議



回答、復職取扱ハ容認シ難シ、但勤勞成績ニヨリ昇給ニ就テハ適當ニ考慮スルコトアルベシ

### 三、爭議打切り

組合側では當局の回答が前要求書にうけた回答と同様な回答の故を以つて、當局の無誠意を糺弾し極力全従業員の現下の生活窮狀を訴へ要求を主張した。

然し當局に於いては何等具體的な説明もなく、只電氣局の財政状態の窮迫のみを訴へ、ひたすら従業員の諒解を求め全然會見は決裂した。

他方、二十二日警視廳は罷業の形成切迫せるため、歳末交通不安に名を藉りこゝに干涉的調停を開始し、兼ねて再三組合の幹部と談合して來たが、二十二日再び組合の代表者及電氣局長を加えて妥協取引を開始し、幹部を懐柔し以つて罷業回避の態度を取らしめた。其の結果二十二日夜組合本部に於いて中央闘争委員會を開催し、當局の要求書に對する組合の態度を協議し、闘争打切りか、闘争繼續かに就いて熱心に討議され左翼派は罷業斷行闘争繼續を力説したが、組合幹部の鎮壓により一先づ涙を吞んで闘争打切りを萬場一致可決し、組合代表をして市電當局に其旨通告せしめた。

一方對市共同闘争委員會の代表者は市役所に於て白上助役と會見白上助役からの懇談によつて、ひと先づ局長の言明を信頼し闘争を打切ることになり午後七時四十五分會見を終つた。

廿三日午後六時組合代表と馬渡局長の會見によつて、勞働者側の屈服により解決したが、組合側では各支部並に組合員への報告と回答に對する態度を決定すべく、神田三崎町非乗務員俱樂部に於て中央委

員會を開催した。

定刻中央委員六十名出席の上井淵清行氏議長となり、經過報告を小林、元島兩氏よりそれ／＼報告し承認され議事に入る。

#### 議 事

- 一、回答に對する態度決定の件
- 二三質問あつて、かなり討論されたが、結局萬場一致の當局の回答を承認することに決定す。
- 以上中央委員會の決定に基づき廿三日午後四時市電局會議室に於いて組合首脳部井淵、今井、元島、小林、電勞芥川氏の二組合代表は馬渡局長以下各課長と會見、組合の決議を報じ正式に圓滿解決を見た。
- 十二月廿四日午後組合本部に執行委員會を開催し今度の解決報告を各友誼團體並に組合員に聲明すべく協議し、休戰宣言を發表し、大衆の闘争力は遂に絞殺された。

### 十、神戸市電ストライキ

- 一、従業員數 千五百名
- 一、爭議参加人員 一、二〇〇名
- 一、爭議日數 七日間(四月二十二日—二十八日)

神戸市電従業員は昭和四年五月從來の神戸市電従業員同志會を解體し新たに神戸市電従業員組合を結成爾來専ら組合員の増加と内部の統制とに努力を拂つて來たが五年四月に至り東京市電従業員の勞働争



議に刺戟せられて動搖を見るに至つた。右組合の幹部の一名が東京市電争議の應援と連絡の爲め上京した理由を以つて四月十九日解雇を言渡されたので従業員組合は同夜組合事務所にて執行委員会を開催し委員長以下出席協議の結果左記の如き嘆願書を提出し市當局に於て之を容認せざる時は二十二日始發電車より罷業する事を決議するに至つた。

嘆 願 書

- 一、 誠首者は即時復職せられたし
- 二、 補助車掌停年に達したる時即時本務に採用されたし
- 三、 食事時間三十分支給せられたし
- 四、 昇給制度確立せられたし
- 五、 臨時傭人制度を撤廢せられたし

組合代表者四名は前記の決議に基き二十一日午前十時半電氣局に嘆願書を提出したが更に同日午後三時石田局長に會見し嘆願書に對し即答を求めた所同局長より二十二日午前十時迄に考慮し置くべき旨の回答があつた。組合側代表者は右の回答に満足せず執拗に即答を迫つたが結局同日午後六時半迄に回答せられたく若し同時刻迄に回答なき時は交渉決裂と看做し豫定の行動に入るべしと述べて退出した。

而して組合代表は約束の時刻に再び石田局長を訪問したが局長は前言を固守して譲らず茲に交渉は全く決裂し組合代表は組合本部に引揚げ幹部と共に直ちに争議準備を整へ午後九時各支部に對し「二十二日午前五時を期し罷業を執行し支部員は汽車又は電車にて有馬郡三田町に集合すべし」との指令を發し

遂に二十二日始發電車より全く罷業状態に入るに至つた。一方豫てこの事あるを期した市電當局に於ては監督者、吏員並に特別教習中の練習生等をして乗務せしめ官憲の護衛の下に既定の時刻より運轉を開始し最大限度一六六臺(平日約二三〇臺)の運轉を爲した。然し乍ら交通労働者の全國的罷業が捲起されさうとしてゐる際なので、縣當局は争議の解決の一刻も早めようとし先づ市理事者と會見し次いで組合側幹部とも會見して意向を訊いた所大體に於て争議解決の必ずしも難事ならざるを思はせるものがあつたが解雇者の件について兩者の意見合致せず、市當局は市會の後援を得て相當強硬なる態度を示し争議團側は犠牲者を出す事を肯ぜず、茲に一旦解決の氣運を認め得た罷業はそのまゝ、繼續の状況に陥つた。争議はかくして持久戦に入り市電側は二十三日乗務員の臨時募集を爲し之に懐柔せる裏切者等を加へてその陣容を整へ以てストライキの破壊を圖り他方二十四日執行委員長以下幹部十三名の誠首を發表し官憲の力を以つて彈壓した。

而して之に對する争議團側は小部驛前に争議團本部を置き罷業團員九百名を數隊に分つて附近の民家に散宿せしめ本部には指導部實行委員並に警備隊を組織して専ら團員の結束、罷業破の監視争議費用の調達等を圖り大衆闘争は激化した。かくて争議は二十六日に至るも尙解決の機運見え、縣當局は再び干渉を開始し、同日午後兩當事者の代表を別々に招致して解決方に付き斡旋した結果翌二十七日午前争議團代表四名出頭し希望條件として

- 1、 争議に依る犠牲者を一名に止むること
- 2、 補助車掌十八歳に達すれば本務車掌とすること



3、争議費用を給與すること

等を申出でた。但し犠牲者問題に付ては依然行詰りを生じて兩當事者共に譲らず組合代表者は本部に引揚げ罷業を更に繼續する事に決したが改良主義幹部の鎮壓と懐柔によつて遂に二十八日午前七時前記代表者は再び縣廳を訪問し無條件にて調停一任を申し出づるに至つた。一方市電氣局側に於ても縣當局の熱心なる盡力を諒として即時無條件にて調停方を一任することゝなつたので二十八日午前十一時左記の如き調停條件にて茲に争議は大衆の鬪争力は抑止され労働者側の敗北に依つて解決を告げたのであつた

解決條件

- 一、従業員側より提起したる嘆願書は之を撤回すること但嘆願書の内容中
  - イ、補助車掌停年に達したるときは可成優先的に本務に繰入らるゝこと
  - ロ、乗務員の食事時間三十分を認むること
- の二項承認
- 二、曩に發表したる中谷宣春以下十三名の復職は之を認めざること
- 三、市は今回の争議の解決に付金一封を差出し其の處分方を知事に一任すること
- 四、今回の争議に参加したる故を以て今後犠牲者を出さざること
- 五、争議團は直に解散し市當局の指示に従ひ就業すること就業の上は忠實に服務し特に規律を恪守し争議不参加者との間に融和を缺くが如き言動なきこと
- 六、争議團は今回の争議に關し市民に多大の迷惑を及ぼしたる事に付遺憾の意を表すること

第四節 化學

十一、星製薬ストライキ

- 一、所在地 東京府下大崎町桐ヶ谷三二六
- 一、従業員數 六二六名(女三二五各)
- 一、罷業参加人員 四〇〇名
- 一、罷業日數 二十五日間(開始五月二十九日、解決六月二十二日)但争議期間約五十日

一、罷業發生の事情

同會社に於ては事業不振の結果四年八月頃から従業員の給料支拂を遅延し五年二、三兩月分は過半不拂の状態にあつた爲め四月十六日労働争議を發生したが五月五日一先解決を告げた。併し會社は解決事項を履行しないため、従業員は毎日従業員大會を開催して闘争してゐたが、従業員の未拂賃銀殘額は五月二十日支拂を了したるも、社員の未拂給料殘額は五年一月以降の分だけにても約三萬圓に達し金策に奔走中であつた加之會社は従業員の誠首を行はんとする状況なりしも色々の事情から之が斷行困難なるものあつた。他方従業員中従業員同盟(主として工員)及社員聯盟に屬する者は互に聯絡を保ち連日怠業状態にて隨時會合協議する等著しく闘争的氣運の動くのを見るに至つたので會社は五月廿九日社員七十三名(内女一七名)工員二百九十一名(内女一九〇名)に對し解雇通知を發送した、然るに右被解雇者中



には解雇通書未着のものもあつたので翌日定刻出勤せるに會社側に於ては之れが入場を拒絶したる爲め従業員同盟側は會社隣接の寄宿舍に集合し「本寄宿舍を争議團本部とすること」及「従業員大會の名に於て決議実行委員を選定すること」を諮り満場之を承認しストライキを開始することに至つた。

## 二、罷業の経過

之より先本争議の中心團體となれる従業員同盟は關東労働者組合に加盟したるが五月三十日豫ねて計畫せる關東労働組合星分會發會式の開催を變更して星製薬争議批判演說會を開催し同時に争議團役員を決定し男工は差支なき限り本部に宿泊し女工は午前八時より午後五時迄集合すべく指令した。而して解雇者中社員聯盟に屬する社員級は退職手当率に於て工員側と大差あり且受くべき未拂給料多額なる爲め直に従業員同盟と共同行動することを不利となし、別個に代表者を選定交渉することに決した。

斯くて従業員同盟に於ては要求事項を決議し右決議文及解雇通知書約二百名分を一括となし代表者は工場長と會見せるも會社側は右要求の全部を拒絶せる爲め、代表者等は解雇通知書を突き返して引揚げ従業員同盟は寄宿舍なる争議團本部に集合し結束の強化に努め、次で五月卅一日争議團長等代表者は工場次長と會見(一)解雇取消をすること、(二)工場閉鎖絶對反對、(三)即時作業を開始すること、(四)従業員に對して絶對暴壓せざること、(五)争議中の日給は全額支給すること、(六)争議中一切の費用は會社に於て全額負擔することの六項に亘る要求書を提出して引揚げ、更に争議團員約二百五十名は給料受取に際し喊聲を擧げて會社正門に殺到せるが會社側に於ては重役會議を開催の結果五月分給料の内拂を

爲すことを決議し此旨争議團側に示したので争議團代表者は如斯不誠意なる内拂金は受取る能はずと拒絶した。斯くて六月二日争議團代表者等は再度會社重役と會見曩に提出の要求事項に對する回答並五月分給料全額即時支拂を要求したるに殆んど拒絶せられたので代表者は尙も追及する處あつたけれども要領を得ず本部に引揚げた。この頃關東労働者組合幹部某は、會社に買収されストライキを賣つたことがペクロしたので争議團は之を放逐し解×派の×氏の指導の下に指導部を再建した。

争議團側に於ては六月二日以降労働黨系自由労働自治會の應援を得て團員の結束に努め、更に代表者は會社重役と會見給料支拂方に交渉を重ねたるが此間會社は警官と暴力團を雇入れて争議團鎮壓に出たので團員三百名は労働歌を高唱しつゝ會社正門に殺到し更に喊聲を擧げて正門に押し寄せ取締警察官と衝突遂に工場等に投石し窓硝子約百五十枚を破壊する等騒擾を惹起し十三名の檢擧を見るに至つた。

狀況右の如くなるを以て會社側に於ては會見の遅延は事態を益々悪化せしむるを恐れ會社重役は四日午後一時より争議團代表と會見を行ひ會社の現況より要求を拒絶する旨を述べ尙解雇者の給料は何時なりとも支拂ふべく又解雇せざる者の五月分の給料は前回答の如く内拂を承認せられたき旨を答へたので代表者は内拂金額の増額を要求したるにより會社側は更に協議の結果幾らか増額して支拂ふ旨を回答せるを以て代表者は反對して引揚げた。一面争議團に於ては前日の暴行事件對策の爲め労働黨本部の來援を求めたので同黨々首を初め幹部の來援ありて実行委員會を開催し要求書(前要求事項中第四項を除きたる五項目)を決議し代表者は會社を訪問し重役と會見右決議の要求書を手交し尙未解雇者の五月分給料残額の即時支拂及退職手当制定の二件を附加要求する處あつたが、會社側は五月分給料は當日午後八



時より全部支拂ふことを言明せるも其他の要求は依然として拒絶した。

一方會社側では争議勃發以來裏切従業員を以て一部の作業を繼續しつつ、あつたが六月四日には製薬部従業員の出勤者少く同部の作業休止を見たるも其後出勤者漸時増加したる爲め作業を繼續することを得た。争議團に於ては極力従業員の出勤阻止、争議参加の勧誘に努め殊に婦人部員は二名一組となり女子従業員の私宅を訪問し争議参加の勧誘を爲したる結果六日争議團本部に集合せるもの三百三十名（内女一六〇名）に達したので同日従業員大會を開催し、労働黨借家人同盟等の應援者は演説を試み氣勢を擧げたが結局官憲の壓迫により集會の解散を命ぜられ十五名の檢束者を出した、而して會社側は此機に乗じて警備隊を配置し争議團本部たりし寄宿舎の閉鎖を行つた。於茲争議團に於ては直に此の状況を労働黨本部に急報したので同黨幹部は會社に對し従來通り寄宿舎を争議團に貸與方及被解雇者の手當増額を要求したるも拒絶せられたので争議團では他に第一、第二及秘密本部を設けて團員を糾合し九日代表者は曩に提出せる要求事項に退職金制定改正及賃銀の分割拂並其の延滞絶對反對の二項目を追加したる要求書を携へ會社に到り重役と會見解雇者に對する豫告及退職手當封入の現金九十四人分を一應返還し後日社長と直接交渉したき旨を述べたるに、會社側は右要求全部を拒絶したる爲め代表者は引上げた。

其後十二日に至り會社側は争議團に會見を申込み芝區所在の協同會館に於て星社長及重役は争議團代表者と會見し争議團側は曩に提出の要求事項に更に社債責任額を會社に於て買戻すことを追加要求する旨を述べ逐條交渉に入つたが社長より（一）解雇取消の件は承認し難し、（二）工場閉鎖絶對反對の件は會社に於ても閉鎖の意思なく現在に於ても工場は閉鎖し居らず、（三）即時作業開始する件は現に作業しつ

ゝあり今後は成績を擧ぐるに努むべし、（四）争議中の日給全額支給及（五）争議中の全費用を會社に於て負擔することの二項は共に承認し難し、（六）従業員に對し絶對に暴壓を加へざることは會社として従業員に暴壓を加へたることなし將來に於ても加ふるが如きことなし、（七）退職手當金の制定は目下研究中（八）労働賃銀の分割拂及其の延滞絶對反對の件は最近會社の苦境に際し爲したるものにして將來は斯様なることなき様努力すべし、（九）社債分擔責任額を買戻すことの件は考慮すべしと回答し尙兩者の間に種々交渉を重ねる處ありしも遂に代表者は席を蹴つて退場し交渉は決裂の情勢を以て終つた。

### 三、争議の解決

事態以上の如く争議は時日の遷延に伴ひ漸次闘争的の傾向を帯び來り警視廳當局はストライキ干涉に乗り出し十三日來勞資兩者を招致して速に解決の有利なるを勸告する處あり、會社側亦調停方を依頼したので同廳當局は更に兩者の意見を聴取し斡旋を試みたるも兩者の意見には相當の距離があり容易に一致を見るに至らず遂に決裂の己むなき事態に立ち到れるが同廳官房主事及調停課長等は極力××派側の代表を懐柔威嚇し兩者意見の接近に努めたる結果二十二日に至り遂に左記覺書を交換するに至つた。斯くして従業員同盟對會社の争議は労働者の敗北に依つて解決を告げたが社員聯盟に對する分は其後單獨交渉によつて解決された。

### 星 書

星製薬株式會社對従業員の労働争議は今回調停官の斡旋に依り左記條件を以て圓滿解決したるに就ては茲に覺書



三通を作成し當事者双方及調停者各一通之を保持するものとす

記

- 一、会社より曩に解雇發表したる従業員二百九十一名は向後会社とは一切無關係たること
- 二、会社は今回の解雇者に對し解退職手当及見舞金として既に預金したる分を合し總額金三萬圓也を支給すること、但し支給未了の金額は來る七月五日支給を了すること
- 三、会社は將來従業員を採用する場合は今回の解雇者に對し優先権を與ふること、但し人選は会社側に一任すること
- 四、退職手当の制定に關しては勞資双方協議考究の上制定すること
- 五、会社は將來労働賃銀の分割拂並に延滞を爲さざること
- 六、会社は解雇賃銀値下労働時間の延長等は行はざること
- 七、会社は工場閉鎖を爲さざること
- 八、会社は従業員に對して將來共絶對暴壓せざること

(昭和五年六月二十二日)

次にこのストライキの中頃から日本×××のピラが一二回公然と撒布され、ストライキの煽動と改良主義幹部の階級協調政策のバクロが行はれ、又左翼労働組合のピラも撒布されたがストライキを決定的に指導する迄には至らなかつた。尙、争議後会社は經營を星協力組合に委せ、莫大なる工場使用料を取立てて、従業員は高給社員と共に資本主義の下で工場經營を行ふに至り、又關東労働者組合は此の争議に於いて解×派の裏×行爲を経験し、其後×一派の解×黨派を全く組合から追放した。

### 第五節 其他主な争議

(1) 相生友禪職工組合争議 桐生市所在該組合(全員三〇〇名)は一月七日賃銀三割値上を要求工場主側より一割五分値上する旨回答に接するや直に罷業に入りしが十一日に至り工場主側は即時二割値上今後機會を見て三割値上すべく回答し職工側之を承認し十二日より就業した。

(2) 土佐乗合自動車會社争議 高知市堺町該會社(使用従業員一二五名内女六八名)は事業不振の爲め運轉手の諸手當廢止其他運轉手側に不利なる待遇變更を爲し之が即時實施を發表したる爲運轉手側に於ては會社が昨年八月争議の結果締結せる團體協約を無視し之が改悪を爲すは不都合なりと憤慨し對策協議を名として一月十日罷業に入つた。而して運轉手側は委員を選び會社に要求書を提出したが拒絶された。然るに所轄署長は勞資双方を招致し運轉手側に會社に對し徒らに同盟休業を爲したる不心得を陳謝する旨の始末書を強制的に提出せしめ、會社側に於ても争議の首謀者を全然解雇せず尙運轉手側の意のある處を充分認めると言ふ巧な口實の下に十二日解決せしめた。

(3) 吉見紡績會社第一工場争議 大阪府泉南郡田尻村吉見該工場(使用労働者一、〇三三名、内女工七五五名、組合同盟日本紡績労働組合泉州聯合會春木

第四章 五年度に於ける主要争議

支部組織)は生産費の減額を爲さんとし先づ一月十一日織布部請負女工に對し工賃の値下を爲すべく各工場に發表した。之に對し同社第一工場請負女工等は直ちに反對し前記組合と協議の上一月十六日罷業を爲せるが幹部の妥協によつて同十九日解決した。

解決條項 一、通勤家宅賃一割値下をなす。二、通勤手当一ヶ月十錢を支給す。三、寄宿舎食費二割値下。四、賣店を改善す。

(4) 水野製陶工場外六十二工場争議 岐阜縣土岐郡下石町阿庄該諸工場主(使用労働者八〇名内女二〇名)は採算不能の故を以て賃銀三割値下を通告した。之に對し労働者側は値下には承服する能はずと、遂に一月二十九日罷業を見るに至り争議は漸次險惡なる情勢に在りしが同三十一日同町助役水野錦一郎調停に介入し折衝の結果解決した。

解決條項 一、三割の値下撤回。二、罷業狀態を解き二月一日より就業すること。三、労働賃銀は事業主各自に於て定むること。

(5) 三井物産會社石炭部争議 東京市京橋區南飯田町該會社(使用労働者二二名、總同盟運輸労働組合加盟)は現在支給しつゝある解賃銀を以て船夫に支給すること不可能なりとて客年十二月二十日従業員に對



して約五分の値下を爲すこととし一月十五日より之を實施すべく申渡した。労働者側は一月十八日に至り要求書提出罷業決行せるが警視廳調停課の斡旋に依り同二十二日解決した。

**要求條項** 一、運賃は従前通りにせられたし。二、解雇手當を支給せられたし。三、公傷の場合は治療費の外に一日に付金二圓の手當を支給せられたし。外三項。

**解決條項** 一、先に解雇を發表したる船夫二名は特に復職せしむること。二、退職手當及雨天並に夜間の荷役に對する手當の件は會社に於て誠意を以て調査研究の上一ヶ月以内に發表すること。三、船夫公傷の際は會社に於て其の治療費の外に金一圓五十錢を支給すること。

**(6) 東京市土木局河港課争議** 東京市深川區枝川町所在の土木局河港課使用労働者二〇〇名は月島四農地の現場と比較して仕事の困難の割に待遇劣悪なる爲め要求書提出し全協加盟關東自由労働者組合の應援に依り一月二十六日罷業化せるが、當局は他方面の状況を調査の上意に添ふ様になすこととし同日解決した。

**要求條項** 一、水中にて作業を爲す者に對しては日給の三割値上のこと。二、水際にて作業を爲す者に對しては二割値上。三、其他の者に對しては一割値上。四、午前午後後の休憩を三十分宛とし晝食時は一時間を與ふることを支給せられたし。四、組合加入の自由を認められたし。五、乗務員の三交替制實施。六、賞與金は年二期とし一期の給與額最低四十五日分を支給されたし。七、乗務員に月一回の公休を支給されたし。八、宿直室の改善並に宿直料を三十錢に増額されたし。九、乗務員の一ヶ月精勤賞を五圓とし乗務員にして六ヶ月以上の精勤者には乗務員同等の精勤賞及休暇を支給されたし。一〇、乗務員に半泊一圓、一泊二圓の宿泊料を支給されたし。一一、健康保險法の實施。一二、今回の争議に關し絕對に犠牲者を出さざること。一三、争議中の日給支給並に争議費用を全部會社にて負擔すること。

**解決條項** 一、會社は従業員の本給を五分増給すること。二、會社は現在従業員中日給一圓十錢及一圓三十錢のものを各十錢宛増額すること。三、昇給は毎半期最低五錢とすること。四、宿直室は會社に於て速かに改善を加へ宿直料は一日金三十錢に増額すること。五、三交替制は追て協議すること。六、會社は健康保險加入を實施すること。七、今回の事件に關し犠牲者を出さざること。八、會社は特に今回の争議中は出勤と看做し日給支給のこと。

**(9) 浅井製材會社争議** 名古屋市南区千年裏畑該會社(使用労働者四五〇名内女二〇名)は一月三十一日

と。

**(7) 平生鹽業信用購買利用組合争議** 山口縣熊毛郡平生町該組合(使用労働者一五〇名)は鹽田労働者に對し其賃銀は毎年舊年末に次年一ヶ年分を協定するの例となり居れるが、本年度賃銀協定に際し鹽田業者側は昭和五年一月一日より鹽の賠償價格百斤につき十五錢減額せられたるを理由とし鹽田労働者の賃銀約一割方値下を爲したので全労働者は之に反對し一月三十日前年度と同様の賃銀を要求し争議化せるが二月三日日給一圓五錢のことに協定成り同四日より就業解決した。

**(8) 池上電鐵會社争議** 東京府下大崎町字下大崎該會社(社長中島久満吉、資本金七百萬圓、使用従業員二〇七名内女一名)従業員は其の待遇他會社に比し劣悪なので寄々協議中なりしが従業員代表は「全協」の指導により會社に佐藤運輸課長を訪問し款項書を提出した。會社が之を拒絶するや二月二日要求書提出罷業化せるも警視廳調停課の干渉に依り翌三日解決した。

**要求條項** 一、本給の三割値上せられたし。二、最低賃銀制を確立し及び年二回の定期昇給をせられたし、内譯、最低賃銀運轉手一圓六十錢、車掌一圓五十錢、驛務員一圓四十錢、一期の昇給額最低七錢、三、退職手當を制定せられたし。内一年を経過する毎に本給の四十五日

日工賃値下を協議し二月一日より一割の値下を實行すべく労働者側に發表したる爲め全労働者は會社の態度に一齊に反對し代表者を舉げて交渉を試みつゝありし處會社の態度依然曖昧なりしを以て二月四日遂に罷業を決定せるが勞資双方會見折衝の結果同日解決した。

**要求條項** 一、賃銀一割値下反對。  
**解決條項** 一、二月一日より二月十二日は會社側の發表通り賃銀一割値下を承認すること。二、二月十三日以降は一割値下を撤廢し従來の歩増二分五厘を減額して一歩五厘とすること。

**(10) 大日本紡績會社橋場工場争議** 東京府下南千住町該工場(使用労働者二二〇〇名内女一、八〇〇名)に於ては従業員整理の名の下に、一月二十日二名を解雇し翌二十一日も二名を解雇した。之に對し労働者一〇名は總同盟紡績労働組合橋場支部の應援を得て復職を款項交渉中の處二月六日解決した。

**解決條項** 一、解雇者の復職を絕對に認めざること。二、高橋コウの解雇を取消し自發的にせしむること。三、大塚方治、阿部篤治の二名は三月七日迄に社宅を退くこと。四、操短に依る犠牲者を絕對に出さざること。五、今後橋場工場に於て不當解雇を爲したる場合は本社に於て責任を負擔すること。六、款項事項に關しては誠意を



以て實施に努めること外一項。

(11) 小津武林起業會社紡績工場爭議 大阪市西淀川区野里町該會社(使用勞働者五七六名内女四三〇名)は最近金融難に陥り取り敢へず工賃一割値下俸給二割の減額を實施したが、更に重役會議の結果専務は一月二十二日全従業員を一堂に集め俸給半減方を懇願したるが各従業員は到底忍び難しとなし即答を避けて居た然し其後職工側の代表が専務に會見したる際同専務は再び會社側の要求容認方を懇願したるを以て職工側は要求提出折衝の結果二月六日解決した。

要求條項 一、工場閉鎖の場合は解雇手當を支給せられたし。二、交渉中は日給の全額支給せられたし。三、本件に關し犠牲者を出さざること。四、工場閉鎖後再び運轉状態舊に復したる時は前従業員を希望に依り採用すること。

解決條項 一、賃銀は一割減とす。二、本件に關し將來犠牲者を出さざること。三、交渉期間中日收の五〇パーセント支給す。四、解雇手當を制定す。

(12) 田尻織物會社本工場及分工場爭議

大阪府東南郡田尻村吉見該工場(使用勞働者一四七名)總同盟大阪紡績勞働組合加盟)は生産費の軽減を計るべく賃銀一割五分値下を發表したるに端を發し、勞働者

側は重役會議の決議により最初の方針を變更せざる旨回答して組合側の嘆願を斷然拒絶し最初の方針通り倉方四六名を解雇する旨言渡したるを以て遂に交渉決裂、勞働者約四八〇餘名は直ちに罷業に移り、之に對し會社側は沙留、飯田橋、上野、兩國、錦糸堀、兩田各驛の驛夫並に運送店仲仕の應援を得て作業上支障を來さざる様手配し十一日爭議圍切崩し策として解雇者を除く一八〇餘名に解雇豫告書を發送し爭議圍側に對抗することゝなつた此の間警視廳調停課は勞資双方を招致してストライキ干渉を試み調停の結果十四日に至り解決した。

解決條項 一、曩に會社に於て解雇を發せしたる僱員四十六名は尙後會社とは一切無關係たること。二、會社は解雇者に對し本月分の給料の外三ヶ月分を支給すること。三、會社は罷業中の給與は之を支給せざるも従業員の家族見舞金として金一封支給すること。

(14) 阪川牛乳店爭議

東京市麹町區麹町該會社(代表者赤松範一、資本金公稱九十二萬圓、牛乳販賣業、使用勞働者一二六名、内女三名)森人事課長は二月十一日配達見習として雇入れたる全協關東京畜産勞働組合準備會員に辭職を強要し二月十四日金二圓五十錢を支給して解雇を申渡した。被解雇者關根徳右衛門氏外一名は翌十五日嘆願書提出一部配達員は罷業を決定したが、代

は日夜協議を重ね一方組合の應援を得て本分兩工場代表勞働者數名は値下撤回方歎願、拒絶されるや一月十七日遂に罷業を決定せるが所轄佐野署長の斡旋に依り二月十一日解決した。

嘆願條項 一、一割五分値下撤回。二、右撤回の場合に精勤手當を廢止せらるゝも可。

解決條項 一、爭議團體加入女工全部解雇す(九九名)二、懲戒解雇男工一四名を諭示解雇す。三、右解雇者に手當十四日分支給す。四、解雇女工に對し日給十四日分支給す。

(13) 秋葉原運送會社爭議

東京市神田區佐久間町秋葉原驛構内該會社(社長岡本宗治、資本金二百萬圓、貨物運送業、使用勞働者倉方二三二名、車力一四〇名、人夫一六〇名計五三二名)に於ては重役會議の決議により倉方二三二名の約二割を解雇し解雇手當金として日給の三ヶ月分を支給する事に決し二月四日倉方數名を招致し木檜營業部長太田總務部長が會見し會社側より前記内容に付非公式に説明し倉方一同に傳達されたしと發表した。之に對し勞働者側の加盟する總同盟運輸勞働組合秋葉原支部幹事長白石盛一氏外二名は六日會社に出頭木檜營業部長と會見、組合側は本案の撤回方を要求し會社は之に應ぜず、更に十日勞資會見したるが會社

表者が會社を訪問種々折衝を重ねたる結果大體に於て交渉纏りたるも「本爭議に關し犠牲者を出さざること」の件に就て双方意見の一致を見ず爭議圍側が引揚げんとしたる際警視廳調停課員の干渉的調停に依り覺察交換十七日解決した。

嘆願條項 (商店従業員) 一、森人事課長を退社せしむること。二、配達員最低三十五圓を支給せられたし。三、二ヶ月間の見習期間廢止。四、従業員を採用する際従業員も参加せしめること。五、従業員解雇の際は勞働委員會に承認せしめること。六、勞働組合を認めること。七、大塚君誠首反對。八、妻帯者に對し月額十圓支給すること。九、公休二日制定但しプラント従業員も同様のこと。一〇、但し傷病の場合は公休に繰入れざること。一一、受升は獨立日を以て基準とすること。一二、見本代撤廢上樹は金額の如何を問はず五割支給すること。十三、湯錢を支給すること。十四、従業員變動の際現在の歩合より下げぬこと。一五、賞與半年五圓、一年十五圓、二年二十五圓、三年三十圓それ以上一年毎に三圓但し半期毎に支給すること。一六、現役兵豫備兵召集の従業員を解雇せざること。一七、七錢の賣上を本歩合にて支給すること。一八、爭議費用を支給すること。一九、此問題に對して新制度を出さざること。二十、此問題に對して絶



對に犠牲者を出さざること。

**囑願事項** (プラント従業員) 一、最低賃金二十五圓支給すること。二、現在給料に即時三割値上すること。三、配達従業員と同一の退社手當及解雇手當を支給すること。四、時間外の労働は一時間に付き七十錢を支給すること。五、湯錢を支給すること。六、一ヶ月連続勤務の際三圓の手當を支給すること。七、此の問題から新制度を出さざること。八、犠牲者を絶対に出不ざること。

**解決事項** (商店従業員) 一、拒絶。二、三十圓。三、一ヶ月間の見習。四、不可。五、拒絶。六、阪川の分を認む。七、認む。八、九、拒絶。十、公傷は認む。十一、認む。十二、従前通り。十三、認む。十四、認む。十五、拒絶。十六、在郷軍人召集に付ては認む。十七、認む。十八、實費。十九、拒絶。二十、拒絶。

**解決事項** (プラント従業員) 一、二十圓を認む。二、認む。三、同。四、八時間以上五十錢。五、認む。六、二圓を認む。七、認む。八、認む。

**(15) 東京麻絲紡績會社沼津工場争議** 静岡縣駿東郡大岡村該工場(使用労働者八七〇名内女工五二四名)は操短の爲五年二月八日百三十四名(女三六名)の解雇を發表した。右被解雇者中約二十名は總同盟紡績労働組合沼津第二支部の會員である。この解雇通告に接す

臨業休業の場合日給を支拂ふこと。三、食事、食堂の改善。四、寄宿舎の改善。五、賣店の値段を通常の値段にすること。六、今後解雇者を出さざること。七、退職手當制の制定。八、工場内に診療所を設置すること。九、労働組合の公認。一〇、此の問題にて犠牲者を出さざること。一一、争議中の日給支給のこと。

**希望條件** 一、工場衛生設備の完備。二、作業に必要な器具物品を支給すること。三、水タンク設置。四、人事行政の公正。五、脱衣所の設置。六、男工寄宿舎の改善。七、健康保険を正確にすること。

**解決事項** 一、争議團は昭和五年二月二十八日限り之を解散すること。二、會社は争議團に對し金一封を支給すること、但し分配方法は争議團に之を一任す。三、會社は今後経済上經營困難に陥らざる限り集團的解雇を行はざること、但し就業規則に違反したる場合は此の限りに非ず。四、會社は今回の事件に關して犠牲者を出さざること。五、會社は労働組合員に對して差別的待遇を爲さざること。六、會社は従業員の特遇につき會社経済の許す範圍に於て之を改善すること。七、従業員は今後會社の規律をよく守り誠實に勤務すること。

**(16) 津田瑛瑯會社争議** 大阪市西淀川区海老江町該工場(使用労働者八〇名)は一月十六日事業不振を理

るや被解雇者は直ちに反對し、同組合の應援の下に會社と抗争すべく協議決定し、翌九日應援に來た組合本部の主席富田繁藏氏及中央合同書記長飯塚嘉一氏の到着を待つて緊急對策協議會を開き、同盟罷業に依て値差對抗することを決議すると共に、十二日以來工場附近に見張し通勤工の人物阻止と同情罷業遂行に努め、他方要求書提出に就て協議したる結果嘆願書を提出することに決し、十四日組合支部幹事長久塚政重氏外四名が工場を訪問し廣木人事課長に會見、解雇者の復職を主眼とする嘆願條項及希望條項を提出し、其の承認を要求したるが、工場當局は本社の意向を聞いた上何分の回答をする旨答えたに過ぎなかつた。工場側は最初から組合側の抗争を豫期して誠首したもの、如く、争議發生の際は強硬の態度で臨むこと、従業員の懐柔威嚇策を遺漏なく遂行する方針を協議し、其の結果九日より十一日迄臨時休業し十二日より就業の豫定を立て、争議團側の罷業擴大計畫に對して極力之を彈壓し、通勤工の驅出しと買収に奔走した爲め十二日の操業豫定期刻迄には男工一六名女工二六名の裏切者を見た。斯くして勞資抗争中の處協調會労働課長草間時光及同課長參事廣池千英調停に介入斡旋に努めたる結果遂に二十七日に至り解決した。

**囑願事項** 一、今回の解雇者を復職せしむること。二、

由として工場を閉鎖した。従業員は直ちに之に反對し十八日嘆願書を提出したが拒絶されたので、全國同盟大阪金屬労働組合の應援の下に争議團を組織し抗争中の處三月一日福島署員調停に介入し斡旋の結果解決した。

**囑願事項** 一、解雇手當支給(豫告手當十四日分の外勤続一年未滿五十日、以上一ヶ月を増す毎に三分)二、歸國旅費五十日分乃至三十日分支給。

**解決事項** 一、解雇手當争議費用其他一切として金若干圓支給のこと。

**(17) 濃染工場争議** 大阪市東淀川区豊崎東通一丁目該工場(使用労働者二七五名)は經濟恐慌の打撃により經營難に陥りたる結果全従業員に對し解雇を言渡したので全職工は要求書提出二月五日より争議化するに至りしが翌六日妥協成立解決した。

**要求條件** 一、解雇手當 勤続一ヶ年未滿日給五十日分、同一ヶ年以上は三ヶ月を増す毎に三分加算、同三ヶ年以上は三ヶ月を増す毎に五分加算、但し豫告手當は別に支給す。二、解散手當、解散手當として日給五十日分を支給す。三、争議解決迄の日給全額支給す。四、争議中の費用全額會社負擔のこと。五、歸國旅費支給のこと。

**解決事項** 一、解雇手當一ヶ年未滿二十五日分(一年



以上一人に付平均三十日分) 二、争議費用として金若干圓支給。

(18) 東亞エナメル會社争議 神戸市八雲通一丁目該會社(使用労働者約三〇〇名)は合理化策として二月末八〇名の職工を解雇し規定の解雇手當(大正十三年の争議に獲得したもの)を支給することを發表した。之に對し被解雇者等は神戸金屬労働組合、労働黨神戸支部等の應援を得て(一)解雇反對、(二)解雇手當の増額、(三)半日休暇の場合日給金額支給等の要求を提出し交渉を重ねたが會社側が拒絶したので、一時は残留職工等も同情罷業に出でんとする形勢も見えたが、某市會議員の調停等により三月六日被解雇者側代表數名と會社側代表とが會見解決した。

解決條項 一、規定の解雇手當の外金一封を支給すること。二、被解雇職工は會社が職工雇入れの際は優先採用すること。

(19) フロリタ舞踏場争議 東京市赤坂區溜池町該舞踏場(經營者津田久太郎氏、使用ダンサー六七名、使用條件舞踏券十錢夜二十錢中經營者六分ダンサー四分を收得す)のダンサーは三月九日經營者に對し「今後舞踏券賣上金額を折半すること」を要求し、拒絶されるや全員罷業決行せるが十一日代表者は經營者と數回に

互り折衝の末妥協成立解決した。

解決條項 一、舞踏券支拂方法。(一)晝間舞踏券十錢の内五錢(五分)、(二)夜間舞踏券二十錢の内八錢(四分)右支拂に異存なき事。(三)六時半(ジャズ演奏開始)と同時に客より晝間券二枚を受取りたる場合は金十圓の罰金を支拂ふこと。二、早出退出の時間に對し遅刻の場合又は右出勤に對し缺勤の場合は(一)無届遅刻に對し金一圓(二)無届缺勤に對し金二圓。右の罰金を支拂ふことに異存なきこと。但し時間内(出勤時間)に書面を以て通知あるはこの限りにあらず。又、この争議は最初から經營政策上經營者との妥協に依つて行はれたと言はれてゐる。

(20) 芝浦製作所東京工場争議 東京市芝區金杉新濱町該工場(使用労働者一、四〇七名内女一二七名)にては従來九時間労働、賃銀は大部分請負制なる處最近操短を行ふため三月一日八時間労働制に復歸する旨申渡した。労働者側は其の所屬組合たる芝浦労働組合(單獨、三三八名)芝浦同志聯盟(社民系、四〇四名)關東金屬労働組合(全協加盟、六〇名)の外中立派幹部を加へ芝浦従業員協議會を組織し代表を選定して會社に對し共同闘争を行ふことを申合せ、尙之と同時に三月三日従業員大會を開催すること、本問題に關し外部の應援を受けぬこと及び急業を決議した。かくて三月三日の従業員大

會に先立つて従業員協議會の代表者高橋、平野氏等は會社に常務取締役納富馨一及工場幹部に會見を求め「現給のまゝ八時間制實施」を嘆願したが拒絶され、尙再考の上翌四日回答を得度き旨を告げて退出し、従業員大會に臨んだが、右大會は本問題解決まで急業を行ふ旨を決議し、四日全職工は出勤と同時に漸次急業を開始し一時は全員急業に入り機械の運轉は全部停止するに至つた。爾來従業員側は數回の従業員大會或は會社糾弾演説會を行ひ他方會社側と交渉を繼續しつゝありしが十四日に至り従業員交渉委員一五名は工場にて納富常務外三名と會見し従業員側より前日の交渉を承認すること及び覺書を受取りたき旨を申出でたるを以て工場側は覺書の内容を説明し従業員側も之を認め茲に解決を告げた。

要求條項 一、現給の儘八時間制を實施せられたし。解決條項 一、一般昇給は此際不可能である。二、調査に相當の月日を要する故半年乃至一年後に移轉する場合には東京に於て實行不可能かも知れぬが準備の目的に一部を實行する場合はある。但し「常時々間割増拂ひ」の仕事に従事する工人には一箇年間、「配當付時間割増拂ひ」の仕事に従事する工人には六箇月間。丸東に於ける實収入の八割を保證しその後もそれ／＼その半分の期間幾分の保證をする。三、(加給金制度)今後二箇月以内に常

備仕事給を實施し適宜(形式的に非ず)増収をはかることにする。四、(鶴見移轉問題)現在に於て解雇者を出す意志はない。五、(單價値下反對)勉強による増収に對しては値下するやうなことはしない。

備考 一、常時々間割拂工人とは常備を指す。二、配當付時間割拂工人とは請負を指す。三、丸東は東京工場

(21) 日本商行木管會社堺木管工場争議

堺市並松町該工場(使用労働者二九三名内女八二名)全職工は労働條件の改善を期すべく、總同盟尼ヶ崎聯合會と策應し突然嘆願書を提出し二月二十三日より争議となるが三月二十八日勞資代表折衝の結果妥協解決した。

嘆願條項 一、遅刻の場合の規則を従前通り改正すること。二、病氣缺勤三週間以上の時工場長が之を認めざる場合除名をなすとの規則を廢止すること。

解決條項 一、争議團は會社指名の職工十八名の解雇を認むること。二、會社側は所定解雇手當の外に一切の同情金として金一封を支給すること。三、會社側は争議代表と會見し交渉し先に回答したる其他條項を履行するを以て争議團は之を認むること。四、争議團は本件争議解決に付將來一切の故障を申出でざることは勿論復歸後は就業規則を恪守し確實に作業に従事し能率の増進を計り従來の感情を一掃すること。



(22) 東京護謨會社争議 東京府下落合町上落合會社(使用労働者二一一名内女二三名)は三月八日工場内に各種の宣傳ビラを撒いた者と認められた二名を解雇したるにより被解雇者等は同月二十一日要求書提出抗争中の處四月一日所轄署長の調停により急轉解決した。

要求條項 一、二二名の即時復職。二、解雇手當六ヶ月分支給。三、拘留中の日給全額支給。

解決條項 一、解雇職工二二名中本日より二週間以内の期間に於て會社の自由意志に依り一〇名を解雇前の待遇に於て新規採用すること。二、解雇者一二名に對し金一封を支給すること。三、争議團は本日中午に解散し今後會社に對し一切迷惑を及ぼさざること。

(23) 阪川牛乳店争議 東京市麹町區麹町該店(使用労働者二六名内女三名)配達人某は得意先に不遜の態度ありて營業上支障ありとし解雇せられたるが右某は不當解雇なりと解決方を全協關東畜産労働組合幹部に一任し三月二十八日遂に争議化し爾來折衝中の處四月二日金三十四を支給の條件で解決した。

(24) 稻生村石灰十五工場争議 高知縣長岡郡稻生町該諸工場(使用労働者二六六名内女九名)は經濟恐慌に伴ひ事業主側にては昨年十一月賃銀五分値下を斷行し更に三月十五日一刻値下を行ふ旨職工側に申渡し

た。之に對し労働者側(二五五名、土佐石灰職工組合加盟)は一齊に反對し所屬組合を中心に組合事務所に於て大會を開き事業主に對し一刻減撤廢を要求し抗争中の處四月八日解決した。

要求條項 一、労働賃銀一刻値下撤回及共同販賣復活。二、犠牲者を出さざること。三、貸貸一枚七厘五毛の處從前通りとすること。

解決條項 一、職工の賃銀は事業主側の要求を斟酌し四分減とす。二、賃銀支拂は一ヶ月二回拂とす。三、争議費用或は見舞金として事業主側より若干を支給すること。四、解決後犠牲者を出さざること。五、石灰一袋の價格三十五錢以上ならば職工賃銀を元の通りとするこ

(25) 四國製絲會社高知工場争議 高知縣香美郡片地村神母該工場(使用労働者二六六名男一一名)附近に於ては最近村民合同に依る製絲場設立の議あり従つて該會社に及ぼす影響甚大なる故當工場を譲渡すこととなり依つて女工達は當然解雇を免れずとなし不安を抱き組合同盟高知縣聯合會の應援を得て四月十二日より罷業に入れるが同二十五日解決した。

要求條項 一、解雇手當、二ヶ年以下一人に付三ヶ月分、二ヶ年以上は一ヶ年を付す毎に十日分。二、豫告手

當、一人に付十四日分。三、特別手當 一人に付金五十圓。

解決條項 一、争議参加者に對し解雇手當三千圓、争議費五百圓を支給。二、争議不参加者に對しては會社より別に金一封支給。

(26) 淺野セメント會社川崎工場争議 川崎市該工場(使用労働者男七七〇名女一〇七名)に於ては三月二十七日武田工場長より四月一日から八時間制三交代を實施する旨申渡されしが労働者側は直に臨時幹部會を開き續いて總同盟セメント労働組合本部に於て對策協議の結果交渉委員を擧げ二十八日會社に交代制度反對を陳情し三十一日更に従業員大會を開き要求條項及交渉委員を決定四月一日交渉委員は武田工場長等と會見し要求書を提出爾來勞資は睨み合ひの對立状態に在りしが總同盟は罷業を避け従業員を鎮撫し遂に協調會添田理事の調停を依頼したが會社側は調停を容認せず同二十六七の兩日に亘り工場内に於て一般投票を行ひ二十七日従業員大會を開催、組合長土井直作氏は経過報告の後閉票を行つた結果總投票數六二九票の中争議打切四七〇票争議賛成一四票無効投票一八票にして罷業反對派絶對多數となり大勢を決することとなつた。於茲組合側は直ちに争議打切りの聲明書を發表、その態度を聲明し圓滿解決を見る

に至つた。

要求條項 一、八時間制による収入減反對。二、單價引下反對。三、オーバ労働反對。四、労働組合公認。五、消費組合賣掛代金を給料より差引く便宜を計ること。六、歩増は休業の場合五分支給のこと。七、五年満期を理由とする誠首反對。八、工場内に水道を設置すること。九、不公平なる毎月賞與を廢し七、十二月の二期賞與にし日給一ヶ月以上支給のこと。一〇、衛生設備を完全にすること。一一、入浴時間を十五分以上與へること。一二、今回の問題に關し絶対に犠牲者を出さざること。一三、幼年工の待遇を一圓五十錢以上に改正すること。

(27) 攝津毛絲紡績所争議 大阪市住吉區遠里小野町該工場(使用労働者一五三名内女八一一名)に於ては管て請負工と常備工との間に収入の等差ありしに依り労働者側は其の均衡に付會社側に要求したることがあつたが来る六月より變更することに瞭解成り無事落着したるも職工側は會社側の意向を確むる必要ありとなし四月二十三日代表者を以て會見を申込みたるに對し會社側は不法にも是等を解雇せんとする意圖を示したるため同日争議化するに至つたが五月二日解決した。

要求條項 一、解雇手當退職手當を制定すること。二、就業規則を制定すること。三、工賃値上を即時斷行する



こと。四、皆勤一ヶ月に付日給の二日分を支給すること。五、会社の都合に依る臨時休業の場合は日給全額支給のこと。六、解雇者を出さざること。七、争議中の日給全額支給のこと。

解決條項 一、皆勤一ヶ月に對し日給の二日分を支給すること。二、工場の都合に依る臨時休業の場合には日給の半額を支給す。三、解雇者五名を承認す。四、外に金一封を支給す。

(28) 日本毛織紡績會社岐阜工場争議 岐阜縣稲葉郡味村字兩師該工場(使用労働者八六三名内女七一六名)は漸次擴大せる總同盟紡績組合を慮れ最高幹部を買収し高額の手當を支給して退職せしめた。依つて他従業員は再び斯る裏切行爲のないようにと印刷物を作成し女工に配布を依頼し又自ら工場内に於て宣傳に努めた。之に對し會社は四月一日主謀者九名に對し解雇を申渡した。爾來従業員三〇名は解雇絶對反對を要求し交渉中の處五月三日解決した。

解決條項 一、曩に表明せる解雇手當二週間分の外更に二週間分の解雇手當を支給す。二、争議費用として金五百圓を支給す。

(29) 美濃電気軌道會社争議 岐阜市長住町該會社(使用労働者四三五名内女三名)は名古屋鐵道會社

五月十二日解決した。

要求條項 一、解雇を取消されたし。二、解雇手當を増給されたし。三、有家族者には五十圓單獨者には三十圓の歸國旅費を支給せられたし。

解決條項 一、要求書を争議團は撤回すること。二、會社は規定の解雇手當を支給すること。三、別に金一封を支給のこと。

(31) 大阪瑛瑛會社争議 大阪市西淀川區蒲島町該會社(使用労働者三七四名内女七九名)は操短の爲め職工半減の代りに隔日勤務となす旨發表したので全労働者(全國同盟大阪金屬労働組合加盟)は五月二日要求書提出交渉中の處同十三日解決した。

要求條項 一、工場閉鎖を爲さざること。二、己むを得ず閉鎖を断行せざるべからざる場合は、(イ)規定の解雇手當を支給すること、(ロ)解散手當を支給すること(一人二百圓宛)、(ハ)親睦會の基金を即時分配せられたし。(ニ)工場再開の場合は現従業員に優先權を以て復職せしめること。

解決條項 一、二〇六名の解雇を認むること。二、解雇者に對し所定の手當を支給す。三、別に金一封を支給す。

(32) 清家硬硝研究所争議 大阪市東成區放出

と合併することとなりたる爲め會社従業員は之に反對したるも所屬労働組合なる總同盟加盟美濃従業員組合の平沼晃氏は此の反對は根據薄弱なりとて闘争に反對せし爲め従業員三八〇名は闘争方針を待遇改善に轉換し五月三日要求書を提出せるが同六日解決した。

要求條項 一、日本労働總同盟組合員なるの故を以て解雇せざること。二、不當解雇反對。三、合併成立の日を以て従來の収入は減少せず引續き新會社で採用すること。四、本人の希望に依らざる轉勤を爲さざること。五、慰勞金は社則の最高率を以て支給すること。六、解雇手當は一名百圓宛支給すること。

解決條項 一、美濃従業員組合を速に解散し今後一層忠實勤勉に従事するは勿論再び同様組合を組織せざるはもとより何れの労働組合にも絶對加盟せざる意志を表示すること。二、前記の誓盟書を立會人へ交付を受くると同時に會社當局は其誠意を認め既往の問題に基因し絶對犠牲者を出さざることとを聲明すること。

(30) 大阪機械製作所争議 大阪市西淀川區豊崎町西通該工場(使用労働者九三〇名内女一八名)は事業不振の爲め合理化策を遂行し四月十二日老年者臨時雇等合計二八二名(内女四名)を解雇したるが内二〇〇名(總同盟大阪金屬労働組合加盟)は要求書提出抗争中の處

町該工場(使用労働者三一名内女三名)は最近海外取引杜絶し且つ内地向製品市價暴落の爲め遂に工賃の支拂に窮し三月中旬以降之を延滞したる結果五月十三日より争議化せるが同十九日解決した。

要求條項 一、未拂賃銀即時支拂のこと。二、解雇退職手當の制定。三、工賃を従前通りとすること。四、労働時間を十時間とすること。五、衛生設備の完備を期すること。

解決條項 一、三ヶ月未満は解雇手當を支給せず。但し同情すべき事情の爲め餘儀なく解雇する場合は相當の手當を支給す。二、入所三ヶ月以降一ヶ年未満は日給三十日分支給す。但し一ヶ月を増す毎に日給一日半分を加算す。三、退職手當は一ヶ年以上勤続者に日給一週間分を支給す。但し三ヶ月を増す毎に一日分を加給す。

(33) 湯淺伸銅所玉出工場争議 大阪市西成區辰巳通三丁目該工場(海軍指定工場使用労働者九八名内女二名)は産業合理化策に依り三月十一日(一)就業時間一時間を延長して九時間四十分とする事、(二)従來の割増歩合の四割保證撤廢、(三)日曜日の外土曜日も休業する事等を四月一日より實施する旨發表した。而して同工場は日本労働組合總聯合の締付工場であり同組合は總聯合阪南支部聯合會事務所を組織し、同工場職工全部が聯



合會玉出支部に所属し居れる關係上、右待遇低下に關し同組合應援の下に嘆願書を工場主に提出交渉を重ねる所ありしも同月三十一日遂に決裂するに至り翌四月一日より全員罷業に入つた。斯くて持久戦に入れるが同十五日會社は争議團員二〇名を解雇すると共に約二〇名の熟練工を臨時に雇入れ復歸職工約一〇名計三〇名の職工を以て一部作業を續ける事になつた。闘争の激化と共に改良主義幹部はストライキの旗幟に狂奔し争議調停を希望し遂に四月二十二、三日頃より府の時永調停官補の手に移り種々斡旋中の處五月八日に至り同調停官及住吉署の高等主任が仲裁の勞を採ることとなり故に勞資代表を招致し折衝を重ねたが妥協點を見るに至らず、遂に調停官は資本及組合側の賛同を得て此の争議を調停法に掛けることに決し、總聯合の坂本氏亦調停を希望し同十日大阪府に正式調停を依頼し、茲に大正十五年四月八日發布せられて以來今日まで未だ嘗て適用されなかつた「労働争議調停法」が資本案、官意、改良主義幹部の協同により初めて活用せられ労働者は武装を解除される事となつた。斯くて十四日第一回の調停委員会を開き爾來回を重ねること五回、遂に十九日開催された第五回の委員会は一時決裂に終るかと思はれたが改めて懇談會に移り中立委員が調停案を作成し之を勞資双方に示し、尙種々修正の上

同日午前七時頃漸く双方意見の一致を見次で正式の委員会を開き決定書が滿場一致で可決され茲に調停法に依る調停が成立し、斯くて労働者のストライキは禁壓され争議發生以來五十日にして解決した。

**要求條項** 一、團體交渉権を確認せられたし。二、八時間労働制を實施せられたし。三、配當金を本給に繰入ること。四、就業規約の改正。五、年二回最低十錢以上昇給すること。六、公休日は全額支給すること。七、土曜日の休日を廢止すること。八、健康保険料は工場主に於て全額支給すること。九、溶解部最高負請工賃を本給に繰入ること。一〇、争議中は日收の全額支給すること。一一、運動會費は全部支給すること。一二、副支配人吉井義正を解職すること。一三、工作部長辻井初太郎を解職すること。一四、本問題に關し絶対に犠牲者を出さざること。一五、本争議に關する費用は會社全額負擔のこと。

**解決條項** 一、團體交渉権は留保すること。二、稼働時間は八時間四十分とすること。三、賃銀は負擔工賃とする。但し二給の三割に満たざるときはその不足を供給する。四、就業規則は適當に改正すること。五、昇給は適當に行ふこと。六、健康保険の全額負擔は従前通り。七、土曜日休日は撤廢すること。八、公休日の日給

支給は従前通り支給せざること。九、溶解部請負工賃は従前通り。一〇、解雇者は二十六名とすること。但し解雇手當は勤続六ヶ月以上一年未滿の者は豫告手當を加へ日給の三十九日分を支給し一ヶ年以上勤続の者は一ヶ月を増す毎に二日を加へること。一一、争議費用は撤回すること。一二、争議中生活保給金若干を支給すること。但し一日一人四十錢とし五十日分。一三、運動會費従前通り。一四、人事問題は撤回すること。

**(34) 池田炭坑争議** 福岡縣宗像郡池野村標記炭坑(使用労働者五四二名内女一七四名)は四年五月争議解決條件により(一)賃銀の二分を現金にて支給す、(二)残り八分を賃銀通帳に記入し炭坑直營の物品配給所に於て日用品の配給を爲すこととなり居りしも本年二月以降現金の支拂を爲さず單に通帳に八分の記入を爲すに過ぎず労働者は配給せられたる物品を以て漸く生活し得る模様にて遂に労働者六五名(九州全國労働組合加盟)は五月十九日要求書提出罷業に入りしが翌二十日解決した。

**要求條項** 一、未拂賃銀即時支拂(五千二百圓)。二、今日以後賃銀を確實に支拂ふこと。三、飲料水の増設完備。四、夜間電燈の増加

**解決條項** 一、未拂賃銀は即時支拂ふこと。二、賃銀支拂に對しては計算期間を三分し都度其の二割を現金に

て支拂ふ事。三、飲料水増設撤回。四、夜間電燈撤回。

**(35) 山陽工作所争議** 神戸市四番町標記工場(使用労働者一五一名)は四月十二日不當にも従業員を解雇したので、一八名は所屬労働組合總聯合神戸一般労働組合に應援方を依頼すると共に同組合山陽支部幹部と協議し解雇者の復職並に嘆願書提出交渉中の處其後縣調停課の斡旋に依り五月二十一日に至り解雇者六名に對し金百圓を給與し解決した。

**嘆願條項** 一、衛生設備の完全を期せられたし。二、労働時間を短縮せられたし。三、諸給與の制定をせられたし。四、解雇手當の制定をせられたし。五、年一回は必ず昇給せられたし。但し一回に五錢以上のこと。六、工場内規を改正せられたし。七、工場主任を辭職せしめられたし。

**(36) 三信鐵道工事場争議** 愛知縣北設樂郡三輪村標記工事場(使用労働者二五〇名鮮人)土工等は當工事の請負若鳥組より配給せる生活必需品の價格値下並工賃値上を要求し拒絶されるや五月十八日より罷業決行し遂に暴動化軍隊警官等千餘名出動全員を檢擧したが同二十三日解決した。

**要求條項** 一、諸式其他配給品は三割引とし昨年十月起工當時より起算すること。二、工賃三割値上のこと。



三、隧道工事費も適當に値上すること。

解決條項 一、生活必需品は昨年十月より他組合と同値段にて精算す。二、工事賃銀は左の通りとす。(イ)隧道コンクリート土工部一割五分増。(ロ)隧道、首切一坪五十圓(元三十二圓)、切振一坪二十四圓(元十二圓)但し着工當時より割増すること。

(37) 田中車輛工場爭議 大阪市北區新喜多町標記工場(使用勞働者三一六名内女一名)は五年三月以降從業員に對し三回に亘り賃銀の値下を爲し尙今後も爲すやの風聞あるより勞働者間に動搖を生じ總同盟大阪金屬勞働組合に加盟し漸次其の組織の擴大を圖り相當數を得たるに依り發會式を擧げたるが會社は不法にも中心人物三名の解雇を申渡したるに因り勞働者六一名は四月二十五日より罷業敢行抗爭中の處勞資双方折衝の結果要求全部を撤回し會社側は解雇者三名に對する解雇手當を含み金三千圓外に同情金一封を支給し五月二十七日解決した。要求條項 一、解雇者三名の復職。二、賃銀一割値下取消。三、請負單價三割値下取消。四、解雇手當改正。五、退職手當改正。六、臨時雇即時廢止。七、入門時間を従前通り改正。八、勞働組合承認。

(38) 川西航空會社爭議 神戸市和田山通一丁目標記會社(使用勞働者二八三名)勞働者は組合總聯合神戸

聯合會の應援を受け五月二十六日會社に對し請負歩増金額支給外數項の要求を爲したるに會社は其の條項を承認する模様なく場合に依つては不當解雇を爲す底意ある事態なるを以て從業員は怠業状態に入り、爾來組合幹部代表は縣廳を訪問爭議解決に付無條件一任する旨申出でたるを以て縣調停課にては會社側と折衝したる處會社は最少限度一三名を解雇する旨申立てたるより妥協點を見出さざりしが同二十八日に至り同會社は無條件復職せば犠牲者を出さざることを承認したるにより解決した。要求條項 一、請負單價を値上すること。二、請負歩合を全額支給すること。三、本年五月十一日付の工達令申請負歩増しに關する項は撤廢すること。四、入社後三ヶ月間を経過せる臨時工は現給のまま本雇に編入すること。五、解雇手當を改正すること。六、本爭議に關し犠牲者を出さざること。七、常備職工に對しては歩増しを本給に繰入れること。八、未成年職工に對しては一年二回昇給を爲すこと。九、將來解雇者を出さざること。一〇、團體交渉權を承認すること。一一、七時二十分迄に出動したる者に對しては皆勤賞與を支給すること。

至り二〇名を解雇する旨發表したが同工場の從業員の加盟する總同盟東京鐵工組合員(四〇名)と組合同盟關東金屬產業勞働組合員(八〇名)との解雇反對の運動を見て、更に同日九名を追加解雇すると同時に休業を發表した。茲に於て直ちに同工場は爭議に入りしが會社側の態度頗る強硬なる爲め兩對立組合は共同戦線を張り會社の暴力團と官憲の彈壓に抗して争闘し同二十四日には警官の拔劍事件、板塀破壊事件等々の騷擾を惹起するなど勇敢に從業員は闘争して來たが五月九日組合同盟の交渉決裂以來は兎角總同盟との共同闘争委員會は内部的對立が激化した爲め兩團體は之を解體、双方共別個の立場より職ふこととなつたので之を機とし組合同盟は單獨にて交渉を開始し、自派八〇名の團員の承認を得て對峙四十八日、六月二日爭議を打切り總同盟側も同七日解決した。

解決條項 一、新に職工就業規則を制定する事、右規則は從業員工場主調停者組合代表四者立會の上にて審議し之を決定する事。二、請負制度を撤回し常備制度とする事、但し職工標準賃銀は前回決定のものを採用し左の如く定むること。(イ)一圓五十錢以下は其儘とす。(ロ)二圓以下は一割を下げて之を標準賃銀とす。(ハ)二圓五十錢以下は一割三分を下げて之を標準賃銀とす。(ニ)二圓五十錢以上は一割五分を下げて之を標準賃銀とす。

(三)作業上の都合に依り請負制度とする事あるべし、但し右は工場職工相談の上なす事。四、解雇者二〇名(金屬組合の分)を取消し六名とする事。五、解雇手當、爭議費用及び家族手當として金一封を支給するものなり。別に平野運見兩氏より金若干圓を支給す。

(40) 大日本セルロイド會社志村工場爭議 東京府下北豊島郡志村字小豆澤標記會社(使用勞働者二七四名内女二名)は事業不振の爲め産業合理化を遂行し五月九日二二名の不當解雇を發表したる處從業員中總同盟中央合同勞働組合加盟の十二名は組合の應援を得て解雇手當の増額運動を開始し、遂に六月十一日全員罷業決行せるが、總同盟本部員より爭議を決行すべき時機に非らざる旨を説示され、無記名投票に問ひたるに大多數を以て罷業中止に決し、同十五日勞資會見の結果從業員側は爭議團を無條件撤退し、解雇者に對する十二名の解雇手當等一切を受領し、翌十六日より一齊就業することとなつた。

(41) 内外綿會社第二工場爭議 西宮市宗泉標記會社(使用勞働者七八七名内男一八三名)に於ては第二工場は合理化策として従来の請負制度を廢止し六月二十四日より全製品の等級を八等に分ち優良製品者にも賞與を支給せざると同時に罰としての削除も爲さざること



した。然るに従業員九(名)女)は右状況にては從來より減收となるより之に反対し六月四日より爭議となれるが其後女工等の應援方依頼に依り總同盟兵庫縣聯合會幹部介在し従業員の抗争を鎮撫し、且會社側と妥協し、表面會社側に復職要求を爲せしめ容れられざりしを以て解雇手當支給方を折衝したがすつかり會社に買収され六月十七日會社人事係長より同情金の名目にて各金七十五圓宛を支給させて解決した。

(42) 相模屋百貨店爭議 横濱市中區伊勢佐木町標記會社(使用従業員三二(名)内女一九(名))従業員は月給即時増額外數項の嘆願事項を提出し勞農黨系組合の應援により六月十五日より爭議となつたが同十九日解決した。

嘆願事項 一、月給二割即時増額、解雇者に對し手當二箇月分を支給すること。二、小店員の衣服を即時支給すること。三、店員の團體交渉権を認むること、病休者には月給全額支給すること、四、寄宿舎、食堂の改善夜間六時以後は割増手當を支給すること。五、ボーナスは年二回支給すること。六、結婚に際し五日間を公休すること。

解決事項 一、今回の爭議は双方共之を爭議と看做さざること。二、職首者四名は無條件復職すること。三、

郵便を以て解雇通知を發した。依つて被解雇職工の加盟する總同盟セメント勞働組合川崎支部に於ては直ちに對策協議の結果二十六日午前六時を期して一齊に總罷業を執行すべく之が指令を發した。斯くて同日組合側の土井直作氏を始め篠原川崎支部長外三名の代表は工場事務所を訪れ會社側代表と會見要求書を提出せしが拒絶され爾來勞資共強硬なる態度を持続し居りしが組合代表は會社と妥協し七月二日に至り勞資代表は再び會見し折衝を續けたる結果翌三日覺書を交換し解決した。

要求事項 一、解雇者の半數復職の事。二、賃銀値下取消しの事。三、今後絶対に解雇せざる事。四、半數以下の解雇者に對し解雇手當金三箇月分支給の事。

解決事項 一、會社は今後出來得る限り解雇者を出さぬ様努める事。二、會社は爭議團に對し金一封を支給す(金一萬八千二百四十七圓六十錢)。但し右金額の分配は爭議團に一任の事。三、要求條件の内第一及第二の解雇者半數復職、賃銀値下絕對反對を撤回する事。

(45) 近江帆布會社産根工場爭議 滋賀縣犬上郡青波村標記工場(使用勞働者四一七名内女三五六名)は六月二十日賃銀一割値下を言渡したるが一部勞働者(一九五名内女七九名)は滋賀縣産根勞働組合に加入し同二十五日要求書提出と共に罷業執行抗争中の處爭議團側よ

會社は今後誠意を以て店員の待遇改善を行ふこと。四、店員側は今後同問題に關する事項を一切口にせざること

(43) 京都市電氣局自動車課爭議 京都市上京區西洞院通り三哲上ル標記自動車課(使用勞働者四一七名内女一五四名)に於ては六月十九日運轉手一名車輻係一名更に翌二十日運轉手二名を不當解雇した。之に對し従業員側二三七名(内女一一二名)は勞農黨京都府支部聯合會の應援を得て二十一日出勤時間より罷業敢行要求書を提出抗争中の處同二十五日爭議團代表は局長を訪問し折衝の結果解雇者の復職は認められず他の要求事項は局長の誠意に一任することにて解決した。

要求事項 一、今回の解雇は従業員團結を否認し、親隨會を破壊せんとする彈壓策と認め抗議す。二、解雇者全部を無條件復職せしむること。三、新たな解雇者を出さざること。四、親隨會に對する彈壓を中止し親隨會を認められたし。

(44) 淺野セメント川崎工場爭議 川崎市所標記工場(使用勞働者七六八名)は經濟恐慌により負擔を勞働者に轉嫁するため七月一日よりセメント聯合會の休轉方針に従ひ限産一割を擴張し休轉方針を第一第二工場各別個に行ふ事となし以て遂に勞働者二七五名(内女四一名)に對し不當にも六月二十四日東京本社より書留

り所轄署長に對し無條件にて調停依頼せるに依り會社側も豫て解決を希望して居りたる折柄とて異議なく應じ七月四日勞資會見の結果解決した。

要求事項 一、賃銀一割値下取消されたし。二、夜勤手當の改正、但し一夜に對する三十錢の割。三、十時間勤務者には日給の一割五分増のこと。四、通勤手當の改正、但し五圓以上のこと。五、皆勤手當の改正、但し二日分以上のこと。六、休憩時間を十五分とすること。七、食費値下、男四圓、女三圓。八、解雇退職手當の改正、一〇、今回の爭議に關し絕對に犠牲者を出さざること。一、負擔のこと。二、組合の交渉権を認むること。

解決事項 一、會社側より先に解雇通知を發したる男女二一名を解雇し勤続年限に應じて二十圓以上百十圓以下の手當を支給すること。二、罷業職工中解雇者以外は明五日より就業すること。三、爭議團を即時解散すること。

(46) 秋葉原運送會社爭議 東京市神田區佐久間町一丁目標記會社(代表中村銀次郎、資本金二百萬圓、一貨物運送業兼倉庫業、使用勞働者社員一八三名雇員七三名雇員三二名倉方一六〇名車力八〇名人夫一一〇名計六三八名)は社員二八名雇員及倉方中より三一名を解雇す



ることになり六月十六日解雇者に其の旨内示した。之に對し社員二八名並に備員六名は解雇を承認したるも倉方二五名は何れも解雇に反對し十七日加盟組合たる總同盟運輸労働組合支部幹事長星野繁藏氏外一八名は會社側代表と會見し解雇の理由を糺し其の取消方を交渉したるも拒絶されるや直ちに争議團を組織し交渉を開始せるも二十一日の會見に於て交渉決裂し爾來對峙の状態に在りしが七月八日勞資會見の結果妥協により解決した。

要求條項 一、解雇取消。

解決條項 一、曩に會社に於て解雇を發表したる備員二三名は向後會社と一切無關係たること。二、會社は解雇者に對し六月分の給料の外三箇月の手當を支給すること。但し荷扱方三名に對しては一箇月半とす。三、會社は此の際に限り争議關係者の家族に對し特に見舞金として金一封を支給すること。四、會社は今後新規採用の場合には右二二名に優先権を與ふること。

(47) 吉田硝子製造所争議 大阪市北區北同心町標記工場(使用労働者九二名)の加盟する大阪市硝子同業組合は合理化策として値下を申し、該工場も亦不當にも値下を爲した。之に對し全従業員(全協日本化学労働組合大阪支部加盟)は七月一日要永書提出争議となれるが同九日解決した。

により七月五日 名の職工を解雇したるに従業員側は加盟組合なる全同労働組合同盟神奈川一般労働組合鶴見第一支部の應援を得て七日解雇労働者を中心に従業員大會を開催し直に總罷業に移り抗争中の處十三日解決した。

嘆願條項 一、解雇者を即時取消されたし。二、全同労働組合同盟を認められたし。

解決條項 一、五名の解雇者中四名を復職せしむ(但し内二名は即時復職其他の二名は二箇月後に於て復職せしむ此期間中日給の七分を支給する事)。二、罷業中の職工に對しては日給の八分を支給す。三、賃銀支拂の件は月末の前日に支拂ふ事。四、全同労働組合同盟承認の件は日本カーボン株式會社の程度に於て認むる事。五、争議團に對し金一封を支給す。

(50) 東京鐵骨橋梁製作所争議 東京市芝區月見町標記工場(代表者清水康雄、資本金一百万圓、清水組系、鐵骨橋梁製作所、使用労働者二二三名(内女二名)全員總同盟東京鐵工組合加盟)に於ては先年争議解決に當り退職手當の改正を表明したるが一年後の今日何等發表する所なかりし爲め労働者側は寄々協議の結果五月十七日退職手當制定の件外九件の嘆願書を提出し同月二十一日會社の回答ありたるが従業員側は之を不満足なりし爲、更に嘆願書其儘の内容を持つ要求書を提出した。會

要求條項 一、公休日の賃銀撤廢絶對反對。二、賞與撤廢絶對反對。三、自主的工場委員會を認めよ。

解決條項 一、公休日は従前通り一箇月二日とし日給一日分を支給す。二、賞與手當は従前通り支給す。三、解決と同時に要求書を撤回すること。

(48) 日本毛絲紡績會社平野工場争議 大阪市住吉區平野堂町標記工場(使用労働者一一五名内女九四名)は恐慌の打撃に依り工場を閉鎖したるが其の解雇手當支給に際し男女間に不平等なる分配ありたる爲め女工九四名(總聯合大阪聯合會加盟)は憤慨し七月二日争議化するが同九日解決した。

要求條項 一、解雇手當は一箇年未滿は日收の五十五日分一箇月を増す毎に日收の二日分を加算すること。二、解雇手當を一人當り金七十圓支給すること。三、争議中の日給全額支給すること。四、争議費用を一切支給すること。

解決條項 一、争議團より要求したるものは全部撤回すること。二、工場主は争議團一同に對し金一封を支給すること。三、寄宿舎に收容中の争議團一同は本日限り全部解散すること。

(49) 朝日スレート會社争議 横濱市鶴見區標記會社(使用労働者一一〇名内女二五名)は産業合理化策

社側より既に回答の通りなる旨回答して拒絶したので全労働者は翌二十二日より罷業に入つた。之に對し會社は二十三日二〇名に對し不當にも解雇状を送つた。次で二十四日被解雇職工以外の全労働者は定刻入場したるも作業に従事するものなく各所に集合し再び一齊に退場し總同盟本部に引揚げ持久戦の準備を進めることとなつた。其後會社側は出勤勧誘等懐柔策を行つたが争議團之に應ぜず勇敢に抗争した。會社は六月十日更に職工九名に解雇通知を發し二十一日よりは裏切職工七七名及び臨時傭夫四五名を以て作業を開始し強硬なる態度を持續し買収威嚇の態度に出で、争議團の結束漸く亂れ勝となり、遂に警視廳調停課の斡旋に依り七月十九日解決、争議團は二十一日解團式舉行翌二十二日より全員就業した。

要求條項 一、退職手當制定の件、滿一箇年勤続者は日給の二十日分支給以上一箇月を増す毎に日給の二日分を支給すること。二、解雇手當制定の件、滿一箇年勤続者は日給の六十日分を支給し以上一箇月を増す毎に日給四日分を支給すること。三、一箇月皆勤手當改正の件、一箇月皆勤者に對しては日給の六日分を支給すること。四、六箇月皆勤手當改正の件、六箇月皆勤者に對しては日給の六日分を支給すること。五、出勤時間改正の件、従來七時二十五分入門を七時三十分にする。六、臨



時職工に豫告手當十四日分以上を支給すること。七、健康保険傷病手當金立替の件。傷病手當金取下に對しては會社之を一時立替すること。八、四大節及び第一節三日曜日を公休とし萬一會社の都合により出業する場合は歩増三分は會社之を負担すること。九、労働組合を公認すること。一〇、此の問題に對しては絶対に解雇者を出さざること。

解決條項 一、三十名の解雇を承認すること。二、被解雇者及び罷業職工に對し金一封を會社は支給すること。三、要求條項に對しては會社の回答を承認すること。四、會社は今後従業員の特遇改善を計ること。五、臨時職工に對しては従前通り使役すること及び組合を壓迫せざること。

(51) 牧原耕地整理組合争議 沖繩縣中頭郡讀谷村宇牧原標記組合(使用労働者二〇〇餘名)は東西兩部に分れて従業中なる處西部人夫七五名は賃銀の値上を要求したが拒絶された。従つて人夫一三二名は六月二十八日より争議に移つたが七月二十三日解決した。

解決條項 一、全人夫中二名の復職を認めず、但し二名に對し日給十日分以上に相當する慰勞金を支給す。二、賃銀従來四十錢以上のものに對しては金三錢四十一錢以上五十五錢迄のものに對しては四錢金五十六錢以上のもの

のに對しては金五錢の値上を爲す。二、火藥の使用は休憩時間を利用す。三、休息所及び飲料水所は之を設置す。四、作業の負傷は之を公傷とし治療費を支給し別に傷害の程度に依り相當の見舞金を贈呈す。五、作業時間は午前七時より午後六時三十分となし十分前に終業合圖を爲す。

(52) 富士瓦斯紡績會社保士ヶ谷工場争議 横濱市保士ヶ谷區峯岡町標記工場(使用労働者三、四四二名内女二、三〇七名)は恐慌による損害を労働者に轉嫁するため七月五日より一割五分の操短を實施し其の結果従來一箇月休日四日の處更に三日を増加し一般従業員に減收を來したので従業員二五〇名(内女一〇〇名)(總同盟紡績労働組合加盟)は七月十七日要求書提出したが總同盟幹部は極力罷業を避け交渉に依り二十三日勞資双方會見の結果休日増加に對する出來高賞與五分支給を條件として解決した。

要求條項 一、日給一圓五十錢以下のものには月收一割五分の手當を支給されたし。二、日給一圓五十錢以上のものと雖も家族四人ある時は一割五分支給されたし。三、休日増加に依つて出來高賞與を減額せざること。四、家賃補助は缺勤に對しても支給されたし。

(53) 東京灣埋立工事鶴見出張所争議 横濱

市鶴見區安善町標記會社(使用労働者一七八名内女三名)に於ては一般財界の恐慌に伴ひ事業不振に陥り之が打開策として七月二十一日職工七〇名に對し夫々規定の解雇豫告手當の外特別手當を支給する旨を述べて解雇したる處右の内六〇名(總同盟神奈川鐵工組合加盟)は直ちに要求書提出したが幹部は罷業を避け交渉の結果同二十五日解決した。

要求條項 一、半数の職工を復職せしむること。二、解雇、特別手當日給三箇月分を増加支給すること。三、會社は今後解雇並に賃銀値下をせざること。四、組合の公認。五、解雇者に採用優先権を與へること。六、犠牲者を出さざること。

解決條項 一、會社は解雇者の窮狀に同情し既に發表せる手當及び慰勞金の外更に全解雇者に總額金五千圓也を特別手當として支給す、但し右分配については會社側の一視平等を組合側に於て認むること。二、會社は今後經營上に支障なき限り解雇者を出さざること。三、會社は其の規律を紊さざる限り従業員の組合加入の自由を妨げず。四、會社は今回の解雇者に對し事業再生の場合公平に優先権を與へること。

(54) 東京電氣川崎工場第一次争議 川崎市 堀川町標記工場(使用労働者一、四四〇名内女五七五名)

は労働者に損失を轉嫁する爲産業合理化策により六月一日より請負工一時間常備工三十分の短縮を行ひ更に大井工場を漸次縮小して川崎工場との合併策を擲て依て二五〇名の労働者を川崎工場に轉勤せしめ同時に従業員を減少するため七月十九日各職場主任より職工二五名に對し不當にも解雇を言渡した。之に對し従業員二八〇名(内女三五名)(總同盟神奈川聯合會加盟)は交渉委員を擧げて同二十二日要求書提出翌二十五日より罷業に入つた。會社側は二十四日罷業参加中の指導者十餘名に出勤停止を命じ中一一名を即日懲戒解雇に處した。然るに總同盟は何等罷業を指導せず、會社との平和的交渉を事としてゐた。め争議團の闘争振はず且つ幹部は調停を希望し川崎警察署長の調停に依り同二十八日解決した。

要求條項 一、解雇者の復職。二、賃銀の値下反對。三、將來従業員を解雇せざること。四、労働組合の公認。解決條項 一、乙(總同盟神奈川聯合會主事)が統率する組合より提出せし要求四箇條に對し左の通り解決す。(イ)甲(東京電氣川崎工場總務部長)がなしたる解雇者二十五名の復職を認めず。(ロ)將來解雇者を出さざること(ハ)不況を名とし賃銀値下なざざることとは約束しがたし。(ニ)労働組合は認めず但し組合加入は自由たること。二、乙は出勤阻止に關する一切の行爲を即時廢止するこ



と。三、甲が七月二十三日なしたる十一名の解雇者中内情酌量し得ると甲が認むる五名に對し新規の採用を爲すその時期方法待遇に關しては常識的の觀念を以て甲之を處理すること。四、金一千圓也今回の爭議解決に付甲より乙に交付す。金二千圓也乙の別途使途に當つるため甲より乙に交付す。五、十一名の解雇者に對し甲は會社の内規に依る解雇手當相當金額を金一封の形式に依り各人に支給し乙は責任を以て各人より何等會社に對し苦情を申出でざること。

(55) 北越新報社爭議

新潟縣長岡市坂ノ上町二丁目標記新聞社(使用勞働者一五〇名)は今回會社が五十週年記念に際し從業員の優遇を爲すが如く外部に報道し乍ら實現を爲さざるので勞働者側は代表者を舉げて待遇改善に關する要求を爲したるに拒絶せられたるを以て一四五名(日本大衆黨新潟縣聯合會加盟)は六月十六日より罷業決行爾來抗爭中の處八月一日解決した。

**要求條項** 一、賃銀の増額を圖ること。二、手當を本給に繰入せられたし。三、夜業歩増して支給せられたし。四、賞與は日給の三十日分支給されたし。五、衛生設備の完全を期せられたし。

**解決條項** 一、未就職者職工約七六名に對し解雇手當として四、六六一圓を支給すること。二、未就職者若干を

復職せしむること。三、復職工の賃銀を従前通りとする。四、復職工の勤続年数は舊來より繼續すること。五、爭議費用を支給すること。六、社内の衛生設備は漸次改善すること。

(56) 京成電車爭議

東京市本所區標記會社(使用勞働者一八二名)に於ては組合組織の活動者と認めらるる富田内蔵氏外二名を不法にも解雇したので從業員約三〇名は解雇者等と共に七月十三、十四の兩日に涉り來援の東京交通勞働組合篠田八十八氏等と協議の結果京成現業員會なる團體を組織し翌十五日會社に嘆願書を提出したるが拒絶された。於茲組合側は爭議團本部を設け對策を協議し全從業員を参加せしむべく撤文爭議ニュース各種の宣傳ビラを配布し從業員の氣勢の昂揚に努めた。他方會社側は同十八日更に足立氏外四名を不當解雇した。依つて爭議團(七〇名)は東京交通勞働組合其他友誼團體の應援を受け同二十七日より一部罷業を執行せるが官憲の暴壓、會社側の暴力團とスカップの雇入れ、爭議主腦部の合法主義的方針等のため爭議團員の結束亂れ勝ちにして統制行き渉らず且つ幹部の間に於ても妥協的氣分が濃厚となり多少不満足の條件にても急速に解決を爲し度き意嚮を抱く者あり、然かも會社側に於ては更に三十一日安藤源治氏以下一一名に對し第三次の解雇を斷行して

強硬なる態度を採れる等の爲め、遂に爭議團代表堀越梅男氏等會社を訪問し復職及勞働組合加入の自由等の問題を中心交渉せるが折合はず、其後千葉縣警察部の干渉的斡旋により八月三日妥協成立解決した。

**要求條項** 一、解雇者三名を即時復職せしめられたし。二、退職手當金を制定せられたし。三、不當解雇反對。四、組合の組織及加入の自由を認められたし。五、整理に依り減收絶對反對。

**解決條項** 一、要求書の撤回。二、爭議團の即時解散。三、是れ以上解雇者を出さざること。四、解雇者に金一封を贈ること。五、爭議跡始末として金一封を支給すること。

(57) 西武鐵道會社爭議

東京府下淀橋町角筈標記會社(使用勞働者一二八名)は一部從業員の組織する革新同盟員五名を七月十七日不當解雇した。依つて革新同盟の代表は直ちに復職嘆願の交渉を開始し二十五日より一部從業員は罷業を執行し、翌二十六日要求書提出爾來交渉中の處八月四日に至り解決した。又、前記組合は爭議解決と同時に西武交通勞働組合と改稱結成をなした。爭議参加者六二名。

**要求條項** 一、誠首者を即時復職せしめられたし。二、不當誠首を絶對に爲さざること。三、昇給規定を制定さ

れたし。四、爭議費用を全額支給されたし。五、今回の爭議に際しては絶對に犠牲者を出さざること。六、爭議中出勤扱とされたし。

**解決條項** 一、會社に於ては第一回の辭職者五名の内矢島善三郎外一名の復職を認め大谷衛三外二名の復職を認めざること。二、爭議費用は會社に於て支出せざること。三、缺勤中は日給を支給せず。但し精勤賞は八月を中止し九月より繼續すること。四、不當の解雇は爲さざること。五、金一封を會社より支出すること。

(58) 模井染工場爭議

京都市中京區四條通大宮西入標記工場(使用勞働者一四〇名内女一二名)は操短を實施し勞働者百名を解雇したので職工一〇〇名(全國勞働組合同盟加盟)は七月三十一日要求書提出交渉中の處府調停官補の斡旋により八月八日解決した。

**要求條項** 一、内規手當外に二週間の解雇手當。二、日給の外に食費三十錢を加へること。三、工場に於て傷害を受けたるものゝ處置。四、兵役に召集せられたる者は繼續したる手當を支給すること。五、表面解雇手當を取らしめ時期を見て雇入るゝが如きことなきこと。

**解決條項** 一、會社は爭議團に對し金一封を支給すること。二、會社は爭議費用として金四百四十圓を支給す。三、山口政一外三名(公傷者)に對し金一封宛を支給す。



四、公傷(不具者)丸谷與三郎に對しては金一封を支給し復職を認めず。五、同上村豊太郎は復職を認め當人が誠實勤務する限り解雇せざること外一項。

(59) 大日本炭礦會社磯原炭坑争議 茨城縣多賀郡華川村宇上小津田標記炭坑(使用労働者四〇八名内女七一名)は恐慌の打撃の爲め委託經營を發表すると同時に一二六名の解雇を發表した。之に對し坑夫四〇〇名(内女七一名)は八月一日要求書提出交渉の結果同四日解決した。

要求條項 一、全従業員に對し未拂賃銀並積立金全部の即時支拂を爲すこと。二、争議團員に對し十四日分の解雇手当を支給すること。三、歸國旅費を支給すること。解決條項 一、委託經營を取消し従来通り當會社直營とすること。二、解雇者一二六名に對し豫告手当十四日分以外に勤続賞與の意味にて一人當り金五圓宛を支給すること。三、解雇者並残留者に對する手当等は本月一日發表したる通りとすること。四、轉職者は残留自由たること、轉職者には五日分の手當を支給す。

(60) 紐育スタンダード石油會社鶴見油槽所争議 横濱市鶴見區安善町標記工場(使用労働者一九〇名)に於ては従來の石油揮發販賣方法である鉢力罐入を漸次減少しタンク自動車又はドラム等に變更したる

爲め操短を開始し職工を解雇したので全職工(總同盟神奈川石油労働組合加盟)は七月三十一日要求書提出したが組合幹部は極力罷業を避け交渉の結果八月六日解決した。

要求條項 一、半数復職せしむること。二、半数解雇者に對し特別手当を支給すること(但し四箇月分)。三、會社は今回の解雇者に對し事業再生の場合は優先権を與ふること。四、會社は今後事業不振を理由として賃銀値下と解雇を爲さざること。五、日本労働總同盟を公認すること。

解決條項 一、會社は今回の解雇者を復職せしむること。二、解雇者に對しては特別手当として既に發表せる以外に日給八週間分支給す。三、會社は今後不況を理由として値下又は解雇を爲さざること。四、會社は今回の解雇者に就職の優先権を附與すること。五、會社は總同盟加入の自由を認むること。

(61) 日本鑄鋼所争議 大阪市港區千島町標記工場(使用労働者一五三名内女三名)は従来工賃率は製品賣上價格を基礎として其の都度算定したるものなるが合理化策により單價を一定し能率増進を計るを得策とし其の協定を爲さんとした。従業員側(労働黨系大阪金屬労働組合加盟)は之が爲の減收に反對し八月六日遂に罷業決

行せるも翌七日無條件會社の提案を認め解決した。要求條項 一、萬一減收を來したる時は本給四割五分以内の貸金制度を制定せられたし。

(62) 三菱商事名古屋出張所争議 名古屋市南区海岸通り標記出張所(使用労働者四〇〇名)は事業不振の損害を労働者に轉嫁するため賃銀一割値下を發表した。従業者一四〇名(内鮮人一二〇名)は是が撤回を要求し八月七日罷業決行したが奥野敏治の調停により同日一先づ値下を撤回する事として解決した。

(63) 久保田織物工業會社争議 八王子市神明町標記會社(使用労働者一六二名内女四三名)に於ては四年四月労働組合(總同盟八王子聯合労働組合)を組織し相當加入者を見たる處工場主は之を阻止せんとしたるに依り従業員一二三名(内女三七名)は待遇改善を要求し八月一日罷業取行交渉中の處同十二日解決した。

要求條項 一、昇給者と同率に賃銀を値上せられたし。二、食堂食料を改善せられたし。三、臨時休業日の日給全額を支給せられたし。四、夜業手当を三割増額せられたし。五、保護職工女子の夜業を全廢せられたし。六、傷病者に對する療養を改善し病室の設備をせられたし。七、衛生設備を完備せられたし外一項。

休の場合全日給を支給す。三、今回の問題に關し犠牲者を出さず。四、衛生設備を完備す。五、給料支拂を晦日前とす。

(64) 東京モスリン紡績會社龜戸工場争議 東京府下吾嬭町宇龜戸標記工場(社長鶴見佐吉雄、資本金一千五百萬圓、綿絲紡績及染織、三井三菱系、使用労働者二、二五五名内女一、六七三名)に於ては操短を實施し七月十九日寄宿女工三五〇名を二十一日より向ふ二箇月歸國せしむべく發表したので爾來數次労働交渉中の處二十四日の會見に於て不調に終つたので全員罷業に移り抗争を開始した。而して會社は二十八日早朝より臨時休業を發表したので職工側従業員は(全國同盟、日本紡績労働組合加盟)結束を強固にし應援行動隊を組織し會社重役工場長の私宅を訪問し、或は友誼團體と連絡をとり演説會の開催ピラ、ニュース等の發行を爲し時々示威運動を爲す等氣勢を昂げ労働相対峙し持久戦に入り闘争は激化したので八月十三日以来警視廳調停課が干渉を開始し改良主義幹部も亦之に賛成し斡旋の結果同十五日妥協成立覺書を交換解決。翌十六日争議團は解團式を行ひ一齊就業した。

要求條項 一、操短絶対反對。二、強制歸國絶対反對。三、本問題に關し今後犠牲者を絶対に出さざること。



**解決條項** 一、會社は織機科に屬する寄宿女工員二百五十名を歸國せしむること。二、會社は前項の歸國者に對しては歸國旅費の外向ふ二箇月間(五十四日)を限り定給を支給すること。但し會社は該期間中事情の許す限り呼戻の方法を講ずること。三、會社は第一項の歸國者に對して此の際即時退職を希望するものに對しては歸國旅費並に退職手當の外別手當として定給及等級率給の四十日分を支給すること。四、會社は織機科に屬する寄宿女工員百五十名を殘留せしめ七十八名宛二箇月宛の交替として歸國せしむること。但し旅費並に定給を支給すること。五、本争議解決と同時に會社指名の従業員十名は自發的に退職すること。六、前項の退職者には會社規定の退職手當の外特別手當計金三千圓也を支給すること。七、會社は従業員に對し休業中の手當として定給に相當する額を支給すること。八、會社は争議團に對し金一封を支給すること。九、従業員側は明十六日より入場就業すること。

**(65) 建築金物商會争議** 東京市外西巢鴨町宮下標記商會(使用労働者一六九名)に於ては事業不振の爲め操短により損害を労働者に轉嫁すべく六月二十七日以來交代作業を行ひ臨時休業中手當として日給の半額を支給する旨申渡した。従業員一五四名は協議の結果七月一日

し本給を五分値上すること、但し外勤員は値上せず。三、臨時休業の場合は既往三ヶ月間に於ける平均日收の半額を支給すること。四、最低賃銀制に付ては工場主は好意ある考慮をなすこと。五、地方出張旅費は一日二時間の手當の外金二圓を支給す。六、退職手當制の制定は工場主の誠意に一任すること。七、工場主は被解雇者一九名の解雇手當争議中の日給其他一切を合して金一萬圓也を支給すること。八、従業員は来る八月二十一日より入場就業すること。

**(66) 服部製作所争議** 東京市外西巢鴨町池袋標記工場、使用労働者一八九名外に社員五六名)に於ては八月十五日營業不振の理由の下に工場閉鎖を爲す旨發表し社員には向ふ三ヶ月間毎月給料の八割五分を其後三ヶ月間は月給の六割を支給し、労働者に對しては九月より二ヶ月間給料の五割を外に解雇手當二週間分を支給する事とした。労働者並に準社員(總計二〇〇名)は結束して即日従業員大會を開き工場閉鎖反對を決議し全國大衆黨西巢鴨支部並に労働黨北部支部の共同戦線により新に關東労働組合服部工場支部(大衆黨系)を組織し十六日要求書提出、争議團本部指導者を關東労働組合長三輪壽壯氏とし更に十九日再要求書提出代表者をして數次交渉の結果同二十一日妥協成立解決した。

嘆願書を同四日要求書を提出解×派、××等の指導により労働黨北部支部、東京金屬労働者組合の應援の下に罷業決行、以來官憲の取締嚴重の爲め再三争議團本部は解散され會社側は争議主謀者三七名を三回に亘つて解雇し強硬な態度を持した。之に對し争議團は演説會を開くこと七回、デモにピクニツクに執拗に闘争を続け遂に三十名の検束者拘留者十一名を出すに及んだが警視廳調停課の干渉的斡旋により八月十九日解決した。又この争議には全協系の活動分子が内部に於て改良主義幹部に對する闘争及争議激化の爲に強力に闘争した。

**要求條項** 一、解雇絶對反對。二、歩の廢止反對。三、休業中の日給を全額支給せよ。四、賞與一ヶ月分以上支給制定。五、出張員の待遇改善、民族的差別待遇せざる事。六、最低賃銀の制定。七、七時間労働制の實施。八、解雇手當の制度の確立。九、退職手當の制度の確立。一〇、同一労働者には同一賃銀を支給せよ。一一、衛生設備の完備。一二、食堂休憩所の新設。一三、就業中負傷者の救済。一四、争議費用全部工場主負擔。一五、争議中の日給を支給せよ。一六、争議に對し絶對に犠牲者を出さざること。

**要求條項(十六日)** 一、工場閉鎖絶對反對。二、解雇までの工場出入自由。三、解雇手當勤続一ヶ年に對して日給六十日分支給の件。四、準社員に對する八月份の月給全額即時支拂。五、準社員の解雇手當勤続一ヶ年に對し月給三ヶ年分支給の件。但し月給額は手當を含みたるもの。六、争議中の日給全額支給の件。七、全額即時支拂の件。八、本日中に決定解決すること。九、復活の場合に復職優先権を與ふること。

**要求條項(十九日)** 一、工場閉鎖絶對反對。二、解雇絶對反對。

**解決條項** 一、名儀の如何に拘らず實質上工場復活の際には優先権を關東労働組合に一任の事、但し日給其他雇傭契約は従前通りのこと。二、残務整理に要する勞務は組合に一任のこと。但し平野三郎外九名。三、解雇手當は準社員に三千二百十三圓也。職工に二萬一千五十八圓八十錢支給のこと。四、争議費用として金三千圓也。五、右金額交付は来る昭和五年八月二十六日正午のこと。

**(67) 三信鐵道敷設工事場争議** 愛知縣北設樂郡三輪村標記工事場(使用労働者八七五名内鮮人六〇〇名)は請負業者が不當にも労働者の賃銀等を支拂なかつた。依つて労働者六七一名(内鮮人四七一名)は七月二十八日要求書提出爾來勞資相對峙して譲らず一時は悪化せんと



する状態に陥りしが請負業者は未拂賃銀二萬圓を支拂ふこととなり八月二十四日解決した。

**要求事項** 一、会社は今後會計日に必ず支拂ふこと。二、未拂賃銀三百圓を即時支拂ふこと。三、争議費用及争議中の日給を支給すること。

(68) 行政學會印刷所争議

東京市外荏原町宇戸越標記工場(使用労働者一五四名内女四〇名)は八月五日平均賃銀一割四分の値下を発表したるに労働者の加盟する總同盟出版印刷労働組合に於ては之が撤回方を要求十一名は十二日より罷業決行争議團を設置して就業職工の罷業参加を勧誘し、社長支配人等の私宅及帝國地方行政學會等に印刷物を撤布し或は遠足會を催す等して闘争しつゝあつたが会社側は十七日罷業職工全部に出勤勧告状を發し翌十八日争議團指導者五名を解雇した。其後組合側は松岡駒吉氏會社側大庭支配人との間に取引が進められ解雇者復職問題にて一時停頓を來したるが二十四日会社側の譲歩に依り解決した。

**解決事項** 一、賃銀値下率八、九分とす、但し九月分より實施。二、会社は曩に發表せる解雇者五名中三名を復職せしむること。三、解雇者二名に對し定額日給三ヶ月分を支給す、但し算定方法は従來の賃銀支給法に依る。四、争議中日給として支給せざるも見舞金として日給の

五分に相當する金額を支給す。五、争議費用を認めざるも金一封を支給す。

(69) 共立電機會社争議

東京市麻布區富士見町標記會社(資本金百萬圓、社長青山祿郎、電話器具製造使用労働者一二〇名内女九名)は操短を實施し六月二回に亘り三五名を更らに七月三十一日五二名(男四八女四)の従業員を解雇した。被解雇者は全協日本金屬東京支部の指導の下に一齊に反對し全員復職の交渉をなし拒絶せらるゝや八月二日争議團本部を設け解雇手當増額其他の要求を爲し他面行商隊を組織し或はピラ等を發行して團員の結束に努め抗争中の處同二十三日來所轄鳥居坂署に於て干渉的斡旋の結果二十六日解決した。

**要求事項** 一、特別手當金二ヶ月分即時支給すること。二、解雇手當金一人當り三百圓宛を支給すること。三、勤続手當金一ヶ月在勤毎に三分分の手當累加すること。

**解決事項** 一、解雇手當として勤続一ヶ年に付時給十日分を加算支給すること。二、解雇特別手當として各人に對し時給二ヶ月分に相當する金額を支給すること。三、特別手當金として解雇者一同に對し金一封の形式に依り金七千圓を支給すること。四、以上並に皆勤賞與殘額を支拂方法は左の通り之を定む。(イ)勤続年限に依る(一)及皆勤賞與殘額は來る九月一日支拂ふこと。(ロ)解雇特

別手當(二)は之を折半し來る九月十六日及十月一日の二回に支拂ふこと。(ハ)特別手當金(三)金七千圓は來る十月十日迄に三回に亘り分割拂ふこと。

(70) 豊田自動織機製作所争議

愛知縣碧海郡刈谷町標記工場(使用労働者四六九名)は總同盟刈谷支部加盟の労働者一七名を解雇したので職工一一五名は解雇反對を要求八月二十日より罷業を執行せるが同二十六日解決した。

**解決事項** 一、解雇者は任意退職すること。二、退職手當は會社制定額に五割を増し計算すること。三、退職者に對しては一名に付金一百圓を特別手當として支給すること。四、向ふ大ヶ月間には絶対に解雇者を出さざること。五、今後は現在の八時間勤務を十時間勤務とするこ

(71) 東京金鋼會社争議

東京府下淀橋町角管標記會社(使用労働者二〇九名内女工四一名)に於ては事業不振の理由で従業員六一名に對し不當解雇を申渡した。之に對し労働者六二名内女一四名)は總同盟の指導により八月二十五日要求書提出争議化するが同二十七日解決した。

**要求事項** 一、解雇者を減少すること。二、手當金を増額すること。三、今後絶対に解雇者を出さざること。

四、今後会社に於て採用する場合は今回の解雇者に優先権を與ふること。

**解決事項** 一、会社は就業規則に依る規定の解雇手當を支給すること。二、会社は豫告手當を含む日給三十日分を支給すること。三、会社は特別手當として各人に對し金一封を支給すること。

(72) 大阪合同紡績會社神崎支店争議

兵庫縣川邊郡小田村今福松ヶ下標記工場(使用労働者四、六二〇名内女三、八五七名)は労働者三〇名を不當解雇したので被解雇者(全國労働日本紡績労働組合加盟)は大阪金屬労働組合の應援の下に八月十一日解雇者の復職を要求して争議化し抗争中の處同三十日改良主義者の妥協により解決した。

**解決事項** 一、近き將來に於て事業繁忙に向ひ職工採用の場合優先権を與ふること。二、今後解雇者を出さざること。

(73) 川西航空機製作所争議

神戸市和田山通標記工場(使用労働者二六九名)に於ては従業員の加盟する總聯合神戸地方聯合會川西支部長及び書記長を不當解雇し又組合支部幹部二三名に對し辭職を勧告した。依つて従業員一五八名は八月二十三日より罷業決行抗争中の處組合幹部と會社との妥協に依り九月二日解決した。



要求條項 一、形式如何に拘らず絶対解雇せざることを二、全員を鳴尾新工場に轉勤せしむること。三、臨時雇を即時本雇に繰入れること。四、最低賃金を即時一圓八十錢に引上げること。五、解雇手當を制定即時實施すること。

解決條項 一、解雇者三二名中一名は依願退職と爲し他は全部懲戒解雇として各自平均百圓と見て其の總額を勤続年數率に依り計算各自に支給すること。二、豫告手當十四日分を支給すること。三、金一封として金五百圓を支給すること。

(74) 昭和絹絲會社爭議 大阪府三島郡芥川町標記會社(使用勞働者一、四五〇名内女一、一〇〇名)に於ては本年二月約二割方の操短を實施し爲めに従業員は収入減を生じたるが更に會社八月二十八日二割の減額を發表した。依て従業員五〇〇名(内女二八〇名)は九月二日罷業を執行せるが即日無條件解決した。

(75) 前田鐵工所爭議 東京市外隅田町標記工場(資本金四十五萬圓、社長前田彌市、鑄物製作、使用勞働者一九〇名)勞働者中には總同盟東京鐵工組合堀切支部員約六〇名及非勞働組合員一三〇名ありて爾來軋轢を續けて居たが五月三日組合側勞働者と非組合側勞働者との間に暴行事件惹起したる爲め工場主は五日暴行の當事者

二名を解雇した。組合側は之が復職を要求し容れられず闘争を開始したので會社は更に八名の解雇を申渡した。茲に於て従業員は改めて要求書を提出し組合加盟の従業員五一名罷業決行した。工場主側は非組合員を以て作業を繼續すると共に罷業勞働者を解雇し、罷業勞働者は組合の應援を得て抗争中の處警視廳調停課の干渉的斡旋に依り九月三日解決した。

要求條項 一、前復職者の日給を支給せられたし。二、今回の解雇者を復職されたし。三、三割値下を撤回されたし。四、退職手當を制定されたし。

解決條項 一、會社は曩に發表したる解雇者五十七名中二十二名復職せしむ。二、會社は三十五名の解雇手當爭議中の日給其他合計金八千圓を支給すること。但し右金額の支拂期日は遅くとも来る九月六日迄に四千圓同十五日に二千圓、同月末迄に二千圓を支拂ふこと。三、會社は將來新に職工を採用する場合は被解雇者に優先權を與ふること。四、退職手當の制定に就ては會社の誠意に一任すること。

(78) 横濱船渠會社爭議 横濱市中區永住町標記會社(使用勞働者三、八七六名内女一六六名)は合理化策と恐慌による犠牲を勞働者に轉嫁するため従業員三六五名(内女五名)に對し不當解雇を申渡した。之に對し従業員

三、四五三名(内女一六六名)は八月八日要求書提出交渉中の處官憲と會社の暴壓、改良主義幹部の裏切行爲に依つて従業員闘争は挫折し、九月五日金一封の授受を了し解決した。

要求條項 一、今後絶対に誠首者を出さざること。二、今回の解雇者に對し所定の解雇手當の外特別手當として日給十日分を支給すること。三、今回の爭議に關し犠牲者を出さざること。

(77) 大阪染工會社爭議 大阪市東淀川區本庄川崎町標記會社(使用勞働者四〇二名)は賃銀一割値下を發表したる處職工二二二名(全國勞働大阪合同勞働組合加盟)は要求書提出八月二十一日罷業決行せるが九月十二日解決した。

要求條項 一、八月十三日發表の日給一割値下を取消されたし。二、殘業歩増夜業手當を以前通りにされたし。三、解雇退職手當の制定。四、臨時休業手當は日給七割支給外五項。

解決條項 一、夜業手當五錢増のこと。二、臨時休業四割支給のこと。三、爭議費用として九百圓支給(別に金一封支給す)外一項。

(78) 青梅電氣鐵道會社爭議 東京府下西多摩郡青梅町青梅標記會社(資本金五百八十萬圓拂込二百六

十二萬圓、代表者小澤太平、旅客及び貨物運輸、企業系統淺野系、使用勞働者二六六名)は九月七日課長級以下従業員三七名の解雇を發表したので、社員従業員は一齊に反對して闘争を開始し一般従業員は八日始發より總罷業を決行した。之に對し會社側は以前淺野セメント會社石灰石採掘所の従業員にして現在失業せるもの百餘名のスカップを入れ十一日より機關車二臺を出し運轉を開始した。此の間津雲國利等一〇名が調停に名を借り干渉し其の斡旋の結果同十三日解決した。

解決條項 一、解雇者十名の復職を認め其の人選は會社に一任すること。二、爭議費用は爭議團に於て負擔。三、罷業中の日給は會社支給のこと等。

(79) 柏原紡績會社爭議 大阪府南河内郡柏原町標記會社(使用勞働者四九〇名内女二二三名)に於ては六月十日業界不振の故を以て従業員の日給二割五分の値下を爲したので同十三日甲乙交替時を期し従業員職工二〇〇名(内女一六七名)は全國勞働關西紡績勞働組合柏原支部の應援の下に工場を脱出し組合事務所を參集直ちに従業員大會を開催三ヶ條の要求を決議し嘆願書の形式を以て同日林工場長に提出したが拒絶された。依て更に二項目の嘆願條項を加へて要求書として提出した。之に對し會社は十五日一五名を其後數回に涉つて合計三五名を誠



首し、一部の操業を繼續して強硬なる態度を持し、争議團側も全国労働組合同盟關係組合の應援を得て對峙し遂には警官隊の暴壓に反對し之に衝突し亂闘事件さへ惹起して検束者延人員三千名を出すに及んだが九月十五日岸本町長並に町會議員等の調停に依り解決した。

要求條項 一、賃銀値下取消されたし。二、女工平等の等級制度を撤廢されたし。三、解雇退職手當を制定されたし。解雇手當一年未滿八十日以上一箇月毎に七日。退職手當は解雇手當の三分の二。四、寄宿舎を改善されたし。五、若松副工場長の辭職。

解決條項 一、會社側は別記記載(省略)の争議團員に對し解雇豫告手當食費として一萬圓を支給すること。二、争議團員は此際全部解雇するも將來出來得る限り近き時期に於て詮衡の上成るべく多數復職せしむること。三、本争議は之を以て解決し將來一切故障を申出ざること。

(80) 大日本紡績津守工場争議 大阪市西成區津守町標記工場(使用労働者二、四四八名内女二、一六四名)に於ては八月二十六日總同盟大阪紡績労働組合に加盟せし労働者一二名に對し不當解雇を申渡した。組合側は之に反對し要求書提出抗争中の處九月十七日日本社に於て會社側古藤田工場長、廣瀬人事課長、木戸次席、組合側より山口主事、吉賀、菅野兩執行委員の外解雇者等會

見交渉の結果組合幹部の妥協に依り解決した。  
要求條項 一、一二名の解雇を取消すること。二、賃銀値下を爲さざること。三、今後絶対に解雇を爲さざること。四、休日増加を爲さざること。五、労働組合加入の自由を認めること。

解決條項 一、解雇者中野政吉外九名に對し解雇手當金一千七百二十圓の外金一封を支給すること。二、労働組合加入の自由を認めること。三、惟徳會(會社の組織する親睦團體)脱退加盟は従業員の自由意志にまかせること。四、惟徳會を除名されても絶対に解雇せざること。五、組合に對し争議費用として金一封支給すること。

(81) 東京鋼板工業會社争議 東京府北豊島郡尾久町大字上尾久標記會社(社長田島壹號、資本金百萬圓鋼板ドアー其他の製作、使用労働者二〇一名)従業員荒井正明氏は七月四日作業中瓦斯爆發によりて死亡した。之に對し従業員側は加盟組合たる全国労働組合同盟關東金屬産業労働組合と相談して二萬四百圓を要求し急業状態に入つた。會社は七月二十五日指導者一八名を不當にも解雇すると共に臨時休業を發表し作業は東京建鐵株式會社に代行せしめ一方争議團の切崩に努めて同月三十日更に職工二〇名を解雇した。爾來勞資何れも態度強硬にして再三の交渉も不調に終り此の間警官の暴壓と拔劍事件

並に之が告訴問題を惹起し争議は益々尖鋭化し争議團は連日デモを敢行し團員中八名は器物毀棄罪として検事局に送致された。又會社は争議團が斯くの如く次第に尖鋭化するので大宮組一派の暴力團を雇入れて之に對峙せしめ遂に争議團員二名重傷を負ひ争議團側は大宮組に對し傷害罪を以て告訴した。その後争議團は演説會デモに全勢力を集中し九月九日又も大亂闘事件を起して争議團員約廿八名が不法にも検束され續いて争議指導者たる關東金屬産業労働組合争議部長山本富嘉氏外一四名も收監され、結局同争議は検束者一五八名投獄者一〇名を出すに至つたが、九月二十三日に至り警視廳調停課に於て干渉を開始し勞資双方會見折衝の結果解決した。

要求條項 一、荒正の遺族手當要求の件。二、解雇取消しに關する件。三、島根組(臨時職工)を即時本職に直せ。四、休業中日給を支拂ふこと。

解決條項 一、會社は死亡したる荒井正明に對し遺族扶助料として金千五百圓を支給すること。二、會社は曩に發表したる三十九名の解雇を取消すること。三、争議團は會社の營業上の事情に依る會社指名の退職者を認めること。四、争議團は事件抗争中の八名を退職者と看做すこと。五、會社は曩に提起せる告訴を取下ぐること。六、島根組は曩に發表したる十一名の解雇を取消すること。會

社は右の内會社指名の五名を従前通使用すること。島根組は残り六名を失職せしめざること。島根組は右六名に對し健康保険加入と同じ待遇をなすこと。會社は島根組に對し下請負工事を與ふる事。七、臨時工二十一名は健康保険に加入せしめ會社は其責任を負ふこと。八、會社は臨時工二十一名を島根組と協議の上速に本工たらしむること。九、會社は今回の退職者に對して退職手當として會社諸規定額を合せ金七千二百四十五圓を支給すること。一〇、會社は争議團に對して家族見舞金として金六千二百五十五圓を支給すること。一一、會社は争議團に對し金一封を支給すること。一二、會社は本會書所定の金額を九月二十五日午後三時迄警視廳調停課に於て支拂ふ。一三、争議團は會社が右金額を支給したる時解散すること。一四、従業員は九月二十六日より入場就職すること。一五、従業員は今回の争議圓滿解決したるに就ては今後會社の諸規定を遵守するは勿論一意會社の發展を期し社内の親睦を圖ること。一六、會社は今回の退職者に對し新たに職工を採用する場合は優先權を與ふること。(82) 攝陽商船會社争議 大阪市港區南安泊川通一丁目標記會社(使用労働者四二三名日本海員組合大阪支部加盟)は海運界の不況による負擔を労働者側に轉嫁すべく約一割方値下を發表したので同日争議化せるが同



二十五日解決した。

要求事項 一、食糧品の公正なる購入を爲す爲め下級船員中より委員を選出し事務長助長と共に食糧の買入を爲すべく食糧委員制度を設置せられたし。

解決事項 一、減員の意志なし。二、年功加俸は通算制とす。三、賞與金は相當會社に利益ある場合に支給すること。四、航海手當操人は他日決すること。五、食糧は現在支給すること。

(83) 大阪製鎖所争議

大阪市此花區春日出町上五丁目標記工場(使用労働者三〇八名内女八名)に於ては本年七月背任的の行爲ありたる理由にて製鎖部主任を解雇した。之と特殊の關係ある職工二四名は當時盛に留任運動を企てたるが九月十六日其の後任者の任命を見るや再び闘争を開始し遂に同日一齊罷業決行總同盟大阪金屬労働組合の應援を得て前主任の復職を要求交渉中の處同二十五日解決した。

解決事項 一、伍長一名外二名解雇。二、解雇者に對する手當争議費用等を合し九百圓支給。

(84) 小穴製作所争議

東京市淺草區玉姬町標記工場(電氣機具鑄物業、使用労働者一九六名内女一名)は恐慌の打撃に依り事業不振に陥り労働者に犠牲を強要約し半数の解雇豫告を爲したるに因り従業員一五五名

(内女二一名、總同盟東京職工組合淺草第一支部加盟)は要求書提出九月十九日争議化せるが改良主義幹部は罷業を避け會社との妥協的交渉により十月三日解決した。

要求事項 一、不拂給料残額五割五分を即時支拂はれし。二、職工解雇の場合には最少限度に止められたし。

解決事項 一、従業員側は六十四名の解雇を承認すること。二、會社は右解雇者に對し會社規定の手當を支給すること。三、會社は従業員に對し争議中十日分の日給半額其他として二千圓也を支給すること。四、會社は將來新に職工を採用する場合は可成今回の解雇者に對し優先権を與ふること。

(85) 東京機械製作所争議

東京市芝區三田四國町標記工場(社長芝義太郎、資本金五拾萬圓、輪轉印刷機械製作、使用労働者一〇四名内女一名)は事業不振との理由で請負賃銀の單價を六割値下し臨時休業を發表したので従業員八九名は怠業に陥り一方總同盟東京職工組合に依頼して抗争を開始することに決した。他方會社側は此の機會に於て誠首退職手當率の引下げ出張旅費減額等を決行すべく申合せたるが總同盟幹部は罷業を避け會社側との妥協取引を開始し十月七八の兩日組合主事原虎一氏は會社を訪問會社側代表と會見交渉の結果解決した。

解決事項

一、アイリス機に對し機械工二割五分仕上工二割の請負金額を減ず。二、一號高速は機械並に仕上共十割以上の利益を削り残る金額の一割五分を減ず。三、十三萬機は機械仕上共現在の通とす。四、第二、第三項に關しては今後五ヶ月間に請負金額を變更せず。五、前項以外の機械の請負賃銀に關しては過去常備の賃銀に六割の利益を加算したるものを以て定む。六、市内出張並に請負賃銀の定め難き工事は六割を限度としたる歩増を給す。七、従業員は退職手當の修正問題に付て後日勞資協同の委員會にて時勢に順應する率を誠意を以て協定すること。八、五年十月七日の値下問題に關して値下不承認による人員整理を撤回す。

(86) 京都織物會社争議

京都市左京區川端荒神口標記會社(使用労働者七五〇名内女五〇〇名)に於ける職工一二七名(總同盟京都聯合會加盟)は九月十六日(一)食券制度採用を寄宿舎にも及ぼす事(二)修養園の解散の二箇條の嘆願を會社に提出翌十九日より罷業を決行し改めて要求書を提出し三谷伸銅所争議團と共同職線を張りデモに演説會に抗争を続けつゝありしが、會社側は之に對し二回に亘り四八名を解雇し勞資對峙して譲らざる漸次に争議は激化し來りしが所轄川端署長の干渉と調停に依り十月九日解決した。

要求事項

一、賃銀一割増額。二、誠首絶対反対。三、手當日當の制定。四、勤定月末支拂。五、解雇手當の制定。六、争議費用全額負擔。七、争議参加者の手當負擔。解決事項 一、衛生設備に不完全なる點を發見したる時は改善すること。二、娛樂機關は經濟の許す限り増設すること。三、半期賞與は將來之を考慮すること、但し十一月より實施。四、争議参加者の中解雇を命ぜられぬ者は左の二項を誓約の上作業に服すること。(略)今回の争議に際し要求したる事項中前記三項目の外これを撤回する事。五、争議に關し解雇したる者はこれが復職を認めぬこと但し將來の再雇に就いては個々につき考慮すること。六、被解雇者四十八名に對し會社は所定の豫告手當及解雇手當の外、別手當として金三千二百圓を支給すること。七、争議團に對し争議費用その他日當として金一封を支給すること。

(87) 大日本紡績津守工場争議

大阪市西成區津守町標記工場(使用労働者二二〇〇名内男四〇〇名)に於ては合理化政策に基き人員整理を行ひ十二名の解雇に端を發し争議勃發九月十七日會社内規の解雇手當の外争議者一人宛二百圓を支給することとなり解決したが其後會社は九月二十八日寄宿男工五名(總同盟大阪紡績労働組合加盟)を諭旨退職せしめた。依つて被解雇者の所屬



する右記組合は十月三日大阪紡織労働組合津守支部の發會式並に従業員大會を舉行翌四日會社に嘆願書を提出した。會社側は依つて四日より臨時休業を行ひ勞資對峙の状態となりしが、同九日組合幹部と會社との妥協成立解決した。

要求條項 一、惟徳會を即時解散せられたし。二、通勤手当を従前通り支給せられたし。三、女工手の請負單價を従前通りにせられたし。四、暴強制の解職を絶対にせざること。五、會社の發表休日以外各自に休日を強要せざること。六、退職手当の制定。七、労働組合加盟を認めること。八、禁酒會を即時解散せられたし。九、當問題につき解雇者を絶対にさざること。

解決條項 一、惟徳會及び禁酒會は成規の手續により解散を認む(その積立金は公平に分配すること)。二、會社定休日以外の休日強制は可及的に避けること。三、暴力的強制の解雇退職はなざざること。四、衛生、炊事、精米所雜役を本給にすることについては慎重に考慮すること。五、労働組合の公認は労働組合法も未だ制定なき今日、會社に於て承認し難き趣あるも労働組合員たるの故を以て解雇せざること。六、安田善壽郎外四名の解雇を認めること。解雇手当は會社内規の手當の他に金一封を支給する。七、休業中の日給は七割支給すること。

を與へられ度し。一二、一期の精勤者には賞金十圓宛支給せられ度し外二二項。

解決條項 一、解雇者四名の復職を承認す。二、會社の都合に依り解雇せざる様留意す。三、會社の都合に依り解雇する場合は解雇手当は一ヶ年に付其の年度の給料の一ヶ月分宛を支給し一ヶ年に満たざる時は月割とす。四、給料は即時一ヶ年以上勤続者に一割一ヶ年未満の者に對しては五分の増額を爲す。五、營業時間外の勤務を爲す場合は茶菓料を給付す。六、徹夜宿直料は倍額支給す。七、宿直の翌日は三十分前退店とす。八、本人の申出に依り退店する場合は退職手当は勤務二ヶ年に付各年度の一ヶ月を支給す。九、出勤午前八時四十分五分半退出、午後一時出勤九時半退出とす(丸ビルは従前通り午後六時退出とす)。一〇、給料の昇給は年一回程度若干之を認む。一一、一ヶ年を通じ自由休暇一週間を給與す(但し入店六ヶ月後適用を受くるものとす)。一二、今回の事件につき誠首せざること。一三、右は昭和五年十月十五日より實施するものとす。

(89) 大阪莫大小紡績會社争議 大阪市東淀川區三津屋町標記會社(使用労働者八七八名内女六七六名)に於ては總同盟大阪紡績労働組合の組織運動漸次成功し若干の組合員を獲得したるを以て支部發會式を舉行した

(88) 伊東屋文房具店争議 東京市京橋區銀座三丁目標記商店(社長伊東勝太郎、資本金四十四萬圓、文房具小賣業、使用店員一五五名)は不況對策として九月末二回に亘り店員五名を不當解雇したので十月二日解雇事實判明するや店員一四六名(内女七九名)は全協日本一般使用人組合の指導に依り七日職場大會を開き嘆願事項を決定代表者等は即時支配人と會見右嘆願書を提出し以降連日會社事務所に於て事業主側と會見折衝の結果同九日解決した。(店員等は本年九月頃より銀城會なる團體を組織し委員として田島幸之助氏佐藤三武郎氏等指導に當り田島氏は、全協日本一般使用人組合に加入し其の指導を受け本争議に付ても同組合の指導應援を受けた。)

要求條項 一、五人の誠首取消し。二、今後の誠首を決して爲さざること。三、退職手当は勤務一年に付本給二ヶ月分支給せられ度し。四、本給即時三割値上され度し。五、年二回昇給とし一回に本給の一割を昇給せられ度し。六、朝出は八時五十分出勤五時半退出午後は午後一時出勤九時半退出とせられ度し。七、時間外労働は一時間に付三十錢與へられ度し。八、宿直料(除夜勤)を一圓五十錢にせられ度し。九、宿直明けの日は正午より公休にせられ度し。一〇、徹夜の宿直料は倍額(三圓)支給せられ度し。一一、一ヶ年を通じ二週間自由公休(任意時)

會社は機先を制し主要人物一掃の目的を以て職工二五名を解雇した。依つて職工三〇名は十月九日直ちに解雇處分の取消し及び無斷解雇の場合會社内規に依る解雇手当の増額を要求交渉中の處同十六日解決した。

解決條項 一、解雇處分承認。二、解雇者に對し左記金額支給。(イ)豫告手当二週間分(ロ)解雇手当として勤務一ヶ月に付一日分に相當する金額(平均六十日分)外一項。

(90) 京都電機會社争議 京都市所在標記會社(使用従業員職工二七〇名社員一二九名)は事業不振の理由で十月十五日林事務所より工場閉鎖を宣告した。従業員の加盟する純向上會は反つて會社に味方し何等闘争しなかつたが社員一二九名は結束して俸給全額支給解雇手当の支給を要求、會社側は重役社員職工より各三名宛の委員を選出し工場を管理して工場財産を處分して解雇手当を順次支給する工場管理案を提議し、十七日社員側も之に同意し同日管理委員を開催することになり解決した。

(91) 村尾船渠會社争議 大阪市住吉區加賀屋町標記會社(代表社員村尾敏一、資本金二十萬圓、使用労働者三六三名内女二名)に於ては不況を理由に八月二十一日より無期臨時休業を行ふ旨發表した。但し休業期間中公休日非ざる日にして朝六時より九時までの間に夕



イムレコードを爲したる者に限り出勤と看做して日給の六割を支給する事とした。然るに会社は同月二十三日再び従業員一同に對し工場閉鎖を爲す旨宣言した。依つて一般従業員は全國同盟大阪金屬労働組合と對策の結果直ちに要求書提出しテモ演説會交渉等に依り抗争を續けつゝありしが、其後協調會大阪支所長草間時光並に石原大阪府調停官等の干渉と調停に依り十月十八日以來勞資双方の間に折衝が重ねられ同二十日妥協成立解決した。

要求條項 一、解雇手當は一ヶ月未満の者には百日分以後一ヶ月を増す毎に三日分を支給。二、歸國旅費として妻帯者には五十圓、獨身者には三十圓支給。三、争議中の費用は一切會社負擔。四、豫告手當として日給十日分支給。

解決條項 (一)解雇手當は一萬六千圓、解雇手當の殘額二萬圓は借金として證文を入れること。(二)争議費は道家氏から金一封を争議團に贈ること。(三)工場再開の際争議團員に優先権を與へること。(四)第三者に工場譲渡の場合は其の旨新工場主に了解せしむること。

(92)大日本紡績尼崎工場争議 兵庫縣尼崎市東本町標記工場(使用労働者一七八〇名内女一三九二名)に於いては組合(全國労働系日本紡績労働組合)の宣傳に活動せる労働者一名及同人妻を解雇したるに従業員六三

一名(内女五四四名)は之に反對し十月十八日要求書提出交渉の結果同二十一日解決した。

要求條項 一、解雇者の復職。二、請負單價を値下せざること。三、通勤手當を従前通りにされたし。四、女の請負工資を表示すること外九項。

解決條項 一、解雇者二名に對しては規定の手當を支給すること。二、解雇者に對し金一封を給與すること。

(93)大日本セルロイド會社東京工場争議 東京府北豊島郡志村大字小豆澤(社長森田茂吉、東京工場長橋爪善雄氏、資本金一千万圓、セルロイド製造、三井系、使用労働者二四七名)に於ては操短を實施し工場の一部を閉鎖することに決し十月十四日全従業員に對し此の旨發表し、フェルム部組長守衛等四六名を除きたる職工二〇一名(内女八名)を解雇すべく申渡した。労働者側は所屬の總同盟中央合同労働組合の應援を受けたが組合幹部は罷業を避け之を鎮撫し解雇手當の増額の要求を提出して抗争中の處同二十六日組合側の徳永正報池善二氏等が争議團代表と共に會社側代表と會見し兩者の妥協取引が成立し解決した。

解決條項 一、従業員側は會社に於て發表したる全員解雇を承認すること。二、會社は争議團に對し正規の手當以外に金一封を支給すること。但し名目は協議の上決

定すること。三、金錢の分配方法は争議團に一任すること。四、争議團は手當受領と同時に責任を以て解散すること。

(94)高野時計製造會社争議 名古屋市中區三田町標記會社(使用労働者二四五名内女二四名)に於ては今回嚴格なる工場規則を制定し發表したる爲め従業員一〇一名は十月二十七日罷業決行せるが同二十九日解決した。

要求條項 一、工場設備の改善。二、無斷缺勤は三日以内は認むること。三、解雇手當制定。四、年二回賞與を要求す。五、臨時休業の場合は日給を支給すること外九項。

解決條項 一、工場設備は漸次改善す。二、承認。三制定す、外は後日協定すること。

(95)正榮社明石工場争議 明石市大新谷標記構寸製造工場(使用労働者一二六名内女九二名)は賃銀二割値下を發表したので従業員側は之に反對し要求書提出十月二十八日争議化せるが所轄署及調停課員の干渉と調停により翌二十九日解決した。

要求條項 一、六分値下にせられたし。二、此度の争議に關し犠牲者を出さざること。三、争議中の日給二日分宛支給すること。四、吉原監督外一名を無條件にて復

職さすこと外五項。

解決條項 一、賃銀は六分値下のこと。二、吉原外一名を復職せしむ。三、此度の争議に犠牲者を出さず。四、全職工の日給一日分を調停官吏に交付し其の處分を一任すること。五、解雇手當の規定は相當考慮すること。六、争議費用は支給せず外四項。

(96)城東電車争議 東京市本所區江東橋四丁目標記會社(代表者大川平三郎、資本金三百萬圓、三菱系、使用労働者一六〇名)に於ては減收對策として産業合理化策を實施し十月一日より(一)運輸課従業員に對し十時間勤務(従來十二時間)及歩増を撤廢(従來二分五厘)すること(二)車庫軌道電路従業員に對し捨歩一步削減(従來二歩)すると共に軌道にありては特に雨天の際は全然捨歩廢止のこと、當局員に對する増歩廢止(従來一步)(三)少年補助車掌を成年車掌と同様勤務に服せしむること、

(四)小松川錦絲町間運轉時間三十五分を三十分短縮すること等の改正案を發表した。之に對し十月一日従業員(東京郊外電鐵従業員組合郊友會城東支部組織、組合加入者一〇一名)は會社に要求書提出、會社は十一日之を拒絶し、争議團は十四日前記要求を修正し各課別に條項を擧げて更に要求書を提出し、同夜終車迄に漸次引揚げ十五日より總罷業を決行して抗争した。會社は直に臨時運轉



手等四三名を雇入れ完全に運轉を繼續第一次解雇者二九名を翌十六日第二次解雇者二五名を發表、罷業者に對し缺勤繼續の場合は解雇する旨の警告狀を發し、頗る強硬であり、官憲亦罷業團に暴壓を加えた、然も争議團主席幹部中洋モス争議團の騒擾事件に關與して留置者を出す等のことありし爲め一時活動を中止するかの状態にあり且つ改良主義幹部は大衆闘争の激化を恐れ遂に二十九日組合幹部は對策協議會を開き解決問題を申し合せ妥協案を決定し、他方十六日以来勞資の間の調停に名を籍り争議に干渉し來つた警視廳調停課に於ては解決の機會を發見すべく注意中前記の如き經過状況の下に改良主義幹部の妥協的空氣漸次濃厚となりしを以て三十日勞資代表を相致し斡旋の結果覺書作成、翌三十一日争議團は本部に於て争議經過報告後右調停案に對する態度を決定すべく採決の結果多數を以て争議打切りを正式可決承認解決を告げた。

要求條項(十四日提出)

運輸課。一、日給は三步減とせられたし。二、精勤賞は五圓とせられたし、但し缺勤一日三圓減遅刻早退二回以上は一日の缺勤と看做す、技能賞は従前通りにせられたし。三、褒賞休暇は六ヶ月三日とせられたし、但し遅刻早退三回迄精勤と認められたし。四、代務は従前通り許

可せられたし。五、公出を命ぜらるゝも病氣其他已むを得ざる場合は公休を許可せられたし。六、期末賞與は配當の如何を問はず従前の一割減とせられたし、但し配當は八朱以上の場合は全額を支給せられたし。七、退職手當は従前通りとせられたし。

自動車。一、無事故手當は従前通り支給せられたし。二、ガソリン手當は従前通り支給せられたし。三、乗務手當は従前通り支給せられたし。

工務課。一、軌道工夫温美廣志は解雇を取消し本雇とせられたし。二、日給額は三步減とせられたし。三、褒賞休暇は年二回とし遅刻早退五回迄は精勤と認められたし。四、公出を命ぜらるゝも病氣其他已むを得ざる場合は公休を認可せられたし。五、期末賞與は運輸課従業員と同様にせられたし。六、退職手當は従前通りとせられたし。

解決條項 一、運輸従業員規程自動車従業員規程並に備員規程に就ては(イ)精勤賞與三圓とす。但し遅刻早退一回に付ては一圓二回に付ては二圓を差引三回ありたる場合は缺勤と看做す。(ロ)褒賞休暇は六ヶ月に二枚とする。但し遅刻早退四回迄は精勤とすること。(ハ)代務は一ヶ月三回を認め一回を三時間以内とす、但し代務は精勤賞與の支給に付ては遅刻早退と同一の取扱を爲

す。(ニ)公休出勤は七の出番順に依り翌日の公休を連帶

を以て操車係の命に従ふこと。(ホ)自動車部の事故無し手當は一區三百五十哩以上一圓とし三區を通じ事故無し車に對しては追賞金一圓を支給すること。(ヘ)工務部の公休出勤に就ては病氣の場合に公休を認むること以外の事項は十月十一日會社發表の通とすること。二、従業員温美廣志は十月一日會社申渡の待遇に依り勤務すること。三、會社は争議中の缺勤を届出缺勤とすること。四、争議團は解雇者二十二名を認むること。五、會社は前項の解雇者に對し新に發表の日給に依り規程通り解雇手當を支給すること(内十圓は別封とすること)。六、會社は本争議に關し今後犠牲者を出さざること。七、會社は復職従業員に家族に見舞金として復職従業員に對し金五圓宛を支給すること。八、復職従業員は十一月一日より就業すること。

(97) 日本染絨會社争議

東京市淺草區玉姬町標記會社(社長坂東幸平、公稱資本金百萬圓、綿布モスリン捺染、使用労働者二五九名内女六二名)は財界不況との理由で十月二十四日より捺染部作業を中止し且又同三十日「十一月十日迄臨時休業を爲し其の間日給の六分を支給する」旨發表したるに捺染部労働者六三名は翌十一月一日嘆願書提出、關東一般労働者組合(關東地方自協系)の

應援の下に抗争中の處同五日解決した。

嘆願條項 一、仕事のない場合は各部に廻すこと。二、臨時休業中誠首絶對反對。三、長期の臨時休業は日給の八分支給のこと。四、仕事の出た場合は全員一勢に出勤させること。五、周期的臨時休業は今後絶對になさざる様方針を轉ずること。六、一切の揭示は一週間前に爲すこと。

解決條項 一、従業員は嘆願全部を撤回すること。二、會社は休業期間を五日短縮し十二月五日迄とすること。休業中は日給の六分を支給すること。

(98) 江之島電車争議

神奈川縣鎌倉郡川口町片瀬標記會社(使用労働者二〇名)に於ては十月末重役社員一〇名及び従業員一〇名を會社の財政的立直しの理由の下に解雇する旨發表して紛議を起し大日本正義團の木村常務理事西村争議部長の交渉に依り二四名の復職を認め解決したが、其後會社側は復職せしめる模様なき爲め従業員代表は會社に對し復職を迫りし處會社側は従業員給料を二割三分方減給せねば復職困難なりとて拒絶したるを以て従業員側は協議の結果最低一分から一割五分の減給を申出で復職の承認を交渉せしが又もや拒絶された。依つて従業員は十一月二日始發を期して一齊に罷業断行、會社は之に對し監督中島晴吉氏外九三名に辭職を



勤告争議は險惡なる空氣の中に勞資對立となり、争議團は大日本正義團の指導を離れ單獨に會社と交渉中の處川口櫻越津兩村の村長村會議員等の調停に依り同六日解決した。

解決條項 一、二割三分の減給は一割三分に改む。二、解雇された監督八名は再採用の形式で復職せしむ。

(99) 日本麥酒釀泉會社争議 尼ヶ崎市西向島町マヅ記會社(使用労働者一八〇名)に於ては生産過剩の爲め臨時休業を行ひ十一月七日従業員九〇名を解雇(他は残務整理のため使用)し、解雇者に對しては左の如き解雇手當を支給することとした。

イ、勤続一年—二年日給七日分。ロ、二年—三年一箇年に對し日給十三日分。ハ、三年—四年同日給十四日分。ニ、四年—五年同日給十五日分。ホ、五年—六年同十六日分。ヘ、六年以上前記同様一箇年毎に一日分増。

被解雇者中全國労働阪神合同硝子支部加盟の八一名は對策協議の結果竹島阪神合同組合長従業員側代表藤原稔氏等は八日會社に嘆願書を提出せるが、尼ヶ崎下司署長調停に介入同十二日解決した。

嘆願條項 一、解雇手當支給の件。二、功勞金支給の件。三、歸國旅費支給の件。四、賞與支給の件。五、今回の解雇者に對し失業手當として日給の三箇月分支給の

後不況の爲め營業困難に陥り賃銀値下を爲す場合は、現調停者北村富士氏立會の上一般職工の同意を得るものとす、但し事業休止、工場閉鎖の場合は法規に定められたるものゝ外誠意を以て考慮するものとす。五、今回の争議に對し絶対犠牲者を出さざること。

(101) 東京セルロイド加工所争議 東京府下

王子町大字堀ノ内標記工場(社長安藤五郎、資本金五十萬圓、セルロイド製造加工使用労働者四四〇名中女二四〇名)に於ては世界恐慌に伴ひ外國注文全く杜絶するに至り債務多額に達したるを以て之が打開策として従業員

淘汰及び八時間労働による賃銀低減の二途を計畫し先づ八時間制を十一月十日より實施せる結果賃銀約三割の減收となりたる爲め従業員側は全協日本化學の指導應援の下に闘争を開始し之が撤回方を迫り會社側に於ては之に代ふるに二年以下の職工五〇名を減員せば従来の賃銀を給與すべしとて兩者の代表が切りに折衝に努めたるも遂に十一日に至り全従業員は怠業決行十二日嘆願書を提出した。然るに争議發生の直後米國取引先より多量の注文品に接したる爲め會社側は遽かに要求の大半を承認し同十四日解決した。

嘆願條項 一、八時間制の撤回。二、誠首絶対反對。三、臨時休業を爲さざること。四、工場閉鎖絶対反對。

こと。六、親誠會は解散と同時に基金を公平に會員に分配すること。

解決條項 一、嘆願條項中の第一から第六までの意を含んで規定の解雇手當の外に金一封を支給す。二、親誠會基金は全部公平に分配する。三、寄宿舎の在宿は解決後五日までは許可する。

(100) 松脂紙工場争議 高知市所在松脂工組合加

盟四工場(使用労働者一九八名内女一〇二名)に於ては今年一月及び九月の再度に亘り三割に及ぶ賃銀値下を行ひ今回更に三割の値下を強行したるを以て元來請負制度にて收入減の處更に値下は承認するを得ずとなし、労働者一四五名(内女八四名)は十一月二日罷業決行、全國労働組合同盟應援の下に全高知の脂紙職八百餘名も工場代表者會議を開き飽く迄賃銀値下絶対反對を決議し抗争中の處同十四日解決した。

要求條項 一、賃銀三割値下を撤廢すること。二、解雇手當を三箇月分支給すること。三、豫告手當を十四日その他に支給すること。四、年功手當一箇年につき五日分支給すること。

解決條項 一、賃銀三割値下撤廢。二、紳士協約による争議費用金百五十圓也支給のこと。三、尾崎武吉工場閉鎖のための解雇手當金五百五十圓支給のこと。四、今

解決條項 一、八時間制に依る三割減給は工場主に於て撤廢す。二、工場閉鎖せざることを承認す。三、臨時休業せざることを承認す。四、誠首せず。五、請負制度従前の通但し豫定の作業を供給せざる場合は三割値下以前の日給を支給す。

尙此の争議は會社の内部的對立から社長派が自己の勢力を増大する爲め豫め争議を利用する方針の下に行はれたと言はれてゐる。

(102) 三谷伸銅所争議 京都市上京區標記工場(使

用労働者一二九名内女二〇名)に於ては財界不振を名とし賃銀減額を來たしたる爲め労働者側(總同盟京都合同労働組合加盟)は従業員大會を開き九月廿六日嘆願書提出、工場側は之を拒絶し二十五日一三名の解雇を發表した。依つて被解雇者等は京都織物會社争議團と合流して共同闘争を敢行抗争中の處所轄署の干渉と調停に依り十一月十九日解決した。

嘆願條項 一、一ヶ月皆勤者に三日の賞與を支給。二、年二回賞與制の確立。三、大板部、小板部に休憩時間の延長。四、退職手當の制定。五、吸揚部に限り一步増。六、夜勤手當の制定。七、命休全給支給。

解決條項 一、被解雇者の復職は之れを認めざること。二、被解雇者は豫告手當並に六月同署長調停の三谷争議



第一次の解決の際に支給したる解雇手當を支給す。三、右の外家族慰籍料として金一封を支給すること。四、争議費用金一封但し金額は六百五十圓となすこと。

(103) 第一製薬會社龜戸柳島兩工場争議

龜戸工場(東京府下龜戸町四丁目、事業主津村重會氏、資本金七十萬圓、醫藥藥品の製造加工、使用労働者四三名内女一名。柳島工場(東京市本所區柳島元町、事業主津村重會氏、資本金百萬圓、染料其他藥品製造、使用労働者一名内女三名)。柳島工場従業員は十月二十五日従業員會を開き加盟組合たる全國労働系關東合同労働組合龜戸第一化工支部長外數名を代表として嘆願書を提出せるが會社は之を拒絶し二十七日より臨時休業を申渡した。他方龜戸工場従業員も二十六日嘆願書提出會社は之を拒絶し二十七日より臨時休業を通告した。依つて労働者側は兩工場従業員合併團の陣容を整へ抗争することとなつた。他方會社側は二十九日争議指導者と目せらるゝ龜戸工場職工一二名十一月三日更に一二名を解雇し八日より社員を以て一部作業を開始して持久戦を覚悟し態度頗る強硬なりしが同十九日龜戸工場に於て會社側代表森工場長争議團代表勝沼長市郎外八名會見交渉の結果妥協に依り覺書交換解決した。

嘆願條項 一、退職賞與制度の即時制定。二、皆勤賞

與精勤賞を全部本給に繰入れる事。三、男女工の被服料を同一にすること。四、年二回定期昇給すること(最低一回八錢以上、但し二圓以上は此の限りに非ず)。五、工場委員會を制定すること。六、定期賞與は年三回とし一回に付一ヶ月分以上のこと(以下龜戸工場)。七、健康保険料の全額會社負擔。八、七月の昇給契約を即時實行すること。

解決條項 一、争議團は昭和五年十一月十九日限り之を解散す。二、先に解雇したる二十四名中會社の指名する者六名を復職せしむ。三、會社は被解雇者十八名に對し左記の手當を支給す、手當一人に付き金百二十五圓、外に金一封。四、退職手當制定の件は本年中に内規を制定す。五、皆勤賞並精勤賞の件は時間の點に於て希望に添ふべく参酌す。六、定期賞與の件に就ては各自の勤怠に應じ希望に添ふべく考慮す。七、本年度昇給の件は工員各人の事情を参酌したる上近く之を實施す。八、女工員の被服料増額の件は希望通り承認す。

(104) 富士瓦斯紡績會社川崎工場争議

川崎市堀ノ内標記會社工場(使用労働者二、〇〇〇名)に於ては恐慌の犠牲を労働者に轉嫁する爲め九月十八日減給案を發表した。當工場に於ては從來總同盟系、労働黨系並に全協系の三組合あり、總同盟系の紡績労働組合保土ヶ谷

支部並に川崎支部及労働黨系の富士紡従業員組合及全協系は一齊に立つて反對し、總同盟側は従業員大會を開き賃銀値下反對を決議し二十一日會社側に要求書提出抗争中の處總同盟幹部は罷業を鎮撫し會社と妥協取引を行ひ協調會の調停に依り同廿九日解決した。他方労働黨側に於ても要求書を出したるが會社の拒絶に會ひ之を引込めたので全協系労働者は猛烈に罷業を煽動し、之に應じて十月一日突如男女工數十名は罷業を決定せるが全協系幹部應援團は官憲の暴壓により續々檢束され之と同時に會社は罷業参加者に對し出勤停止を申渡した。爾來争議は持久戦に入り争議團側には××的指導者を失ひ止むなく労働黨本部の應援を受け連日演説會ピラ撒き等を爲し氣勢を添へつゝありしが其後三〇名の誠首者を出し前後數回に亘る交渉も會社側の強硬なる態度により解決しさうもなく争議は益々苦境に陥つた。依て、十一月十六日争議應援團員田邊潔氏は同工場百七十尺の大煙突に上り團員を鼓舞したる爲め争議團は漸く活氣を呈し多數の應援團が乗り込み猛烈な運動が展開される事となつた

斯くして遂に二十一日に至り川崎署長が調停に介入同日勞資代表は川崎署に於て川崎署長、長野縣特高課長坂田縣調停官補等立會の下に會見し折衝の結果妥協成立解決した。

要求條項 一、賃銀一割値下を撤回せよ。二、退職手當を金百圓の割に制定せよ。三、住宅料補助料を月五圓とせよ(現在二圓)。四、社宅料を免除せよ。五、寄宿通勤の食費を同額とせよ。六、食費を半額に値下せよ。七、解雇強制轉勤絶對反對。

解決條項 一、會社は争議團に對して金五千圓を支給す。但し右金額中には解雇者二二名に對する解雇手當及豫告手當を含む。二、右争議に關する全除名者は直ちに復職せしめ會社規定の給料を支給す。三、解雇者中社宅及び工寮に居住する者は昭和六年一月末日までに移轉すること。但し移轉料として家族數に應じ三十圓乃至五十圓、尚工寮居住者には十圓を支給す。

(105) 伊藤工場争議

埼玉縣北足郡平柳村標記工場(使用労働者一二〇名)は操業短縮を行ひ十一月四日従業員四〇名を不當解雇した。依つて職工中の組合加盟者八五名(總同盟東京鐵工組合川口支部)は罷業決行抗争中の處同二十一日解決した。

解決條項 一、四十名の解雇者十名を復職せしめ三十名の解雇を認む。二、解雇者三十名に對し一人當り二百圓、計六千圓の解雇手當を支給すること、外に金三十圓十年以上勤続者に對する特別手當。三、争議費用として金三百圓を支給すること。五、争議中の日給手當として



八十五名分金一千六十圓を支給すること。

(106) **凸版印刷會社爭議** 東京市本所區番場町標記會社、社長井上源之丞、資本金四百萬圓、凸版印刷業使用勞働者二九三名内女三八名、職工一八名は全協加盟日本出版勞働組合東京支部江東地區凸版分會に加盟の故を以て十月二日不當にも解雇されたので、被解雇者の代表岡村氏外七名は同日守岡工場長と會見要求書提出、會社側は之を拒絶し翌三日更に四名を解雇し是等被解雇者等には解雇手當として豫告手當十四日分外に一箇年勤続三分分を加算し郵送した。被解雇者等は又、既存の東京出版勞働組合(アナ系)と共同戦線を張り爭議團本部を設けて抗争を開始せるが、會社側に於ては態度強硬にして其の交渉も容れられず、其内爭議團本部に於ては其の團員の結束も亂れ勝ちとなりし爲十日再要求書を提出十五日工場長と會見せるも工場長は即時要求を拒絶した。遂に爭議團側は警視廳調停課に調停方を嘆願するに至り十一月二十六日其斡旋の下に覺書交換解決した。

**要求條項** 一、二十四名の首切の取消を爲すこと。二、印刷業組合二割賃銀値下絶對反對。三、年二回昇給を實行せしむること。四、最低賃銀を一圓五十錢にすること。五、健康保險費の會社全額負擔外一八項。

**解決條項** 一、會社は被解雇者一八名に對し豫告手當

十四日分並に勤続年數一箇年に付三分分の慰勞金を兼に供給したる外同情金一封を支給するものとす。二、被解雇者等は爾今會社と無關係たることとし本問題に關し宣傳がましき行爲をなさないこと。

(107) **東京水道局爭議** 東京市水道局に於ては十一月廿二日雇員一七八名に對し解雇を申渡し解雇手當二箇月分の支給を發表した、水道従業員によつて組織されたる總同盟水道同志會に於ては直ちに臨時大會を開き爭議對策委員會の設置を可決二十四日委員等は局長を訪問要求書を提出すると共に解雇通知を取纏めて返戻し同夜爭議團大會を開き仲濱會長より交渉結果を報告し爭議費用として日給一日分の積立を決議した。二十七日交渉委員は局長と會見したるが大體拒絶の回答を受けた、依つて同志會側は直ちに對策委員會を開き協議の結果市長に對し前記要求を提出する事となり二十八日交渉委員は市長を訪問し先の要求書を提出二十時間以内の回答を求めて引揚げたが總同盟幹部は罷業を回避し之を鎮撫し、幹部の交渉によつて妥協する方針を執り次で翌二十九日鐵道協會に於て總同盟本部の松岡駒吉氏仲濱治池善次氏の三名は従業員代表と共に市當局の原水道局長、武藤庶務課長等の諸氏と會見種々平和的に折衝の結果解決した。

**要求條項** 一、十一月二十二日發表の解雇者を復職せしめられたし。二、雨中手當及出勤手當を復活されたし。三、兵役中は休職として取扱はれたし。四、賞與を公平ならしむるため支給制度を確立せられたし。五、今後解雇者を出さざることを聲明されたし。六、東京水道同志會を公認されたし。

**解決條項** 一、解雇者復職の件。前回の回答通り遺憾乍ら承認し難きも出來得る限り復職に盡力すること、但し解雇者には慰勞手當として規定の範圍に於て相當額を支給すること。二、(イ)雨中手當及夜勤出勤手當の件。雨中作業は特に困難を認めたる場合の内規を制定し、夜間作業は日給の五割を加給すること。(ロ)出勤手當は承認せず。三、除隊者再採用の件。除隊兵の再採用者の在職期間の通算については規定の改正を行ふこと。四、賞與支給制度の件。支給率は七割を出勤日數により三割を技術勲意によつて計算すること。五、今後解雇者を出さざること。止むを得ざる場合の外解雇者を出さざること。六、水道同志會公認の件。此際回答致し難し。

(108) **萬工商會爭議**

東京府下大島町三丁目標記工場(代表者野口賢三郎、資本金二萬圓、自轉車附屬品製造、使用勞働者一一四名内女一六名)は營業不振の結

果として總括的に請負工賃三割の値下を發表した。之に對し従業員中の雜工六〇名は全國勞働所屬關東金屬産業勞働組合本部員藤山正之氏を交渉委員として従業員代表二名と共に工場主と會見三割値下取消しを嘆願せしめ意業の儘對策を協議し一方不参加職工の勸誘に努めつゝ並大會見妥協的交渉の結果同三十日解決した。

**解決條項** 一、請負工賃の値下は一割を以て限度とする。二、今後値下を爲す場合は今回の代表者に於て折衝相互譲歩し事態を悪化せしめざる様努むること。三、今回の爭議に關しては犠牲者を出さざること。

(109) **安中電氣製作所爭議**

東京府下澁谷町伊達標記工場(事業主脇坂貞一、資本金百萬圓、無線電信電話機製造、使用従業員六三名事務員三五名)は共立電機會社と合同を計畫し株主總會の結果資本金を四分の一に減資し更に一部勞働者の整理をなすことに決定した。従業員側は會社合併説を知るや總同盟東京鐵工組合主事原虎一氏を中心に對策を協議し十一月十八日嘆願書を提出した。他方事務員及技術員三五名も技術員田川敏行氏を中心に對策を協議し要求書を提出した。會社側は二十日勞働者一同に對し右會社の合併問題並に職工解雇の問題を説明すると共に同日より休業する旨を發表し職工關谷道從氏外一名に對しては解雇通知を發送した。被



解雇者及残留従業員は二十三日平日の如く出勤したるに被解雇者は入場を拒絶せられたるを以て彼等は対策を協議し要求書を会社に提出することに決し翌二十四日右要求書を提出、其後従業員側は社長と屢々會見し交渉中の處十二月二日解決した。

**要求事項** 一、日本労働總同盟東京鐵工組合澁谷第二支部を認め工場委員会を設置されたし。二、兩會社合併後の待遇問題は労資の代表者協議の上決定すること。三、全員に退職手當金全額を支給すること。四、解雇者手當金の給與。イ、待命期間は現在日給額の半箇月分を支給すること。ロ、特別手當金として一人につき金一千二百圓を支給すること。五、此の問題に對しては絶対に犠牲者を出さざること。

**解決事項** 一、會社は曩に發表したる解雇者十二名に對し會社發表の解雇手當以外に金一封二千四百圓を支給す。二、會社は残留従業員に支拂ふ手當金は昭和六年二月二十日合併設立ある新會社が預り證を發行し一切の責任を負ふ事となすことを誓約す、但し本年末日には其の内出來得る限り支拂ふ可く努力すること。三、要求書二項に付ては従業員の意志を考慮すること。

(110) **日本エナメル會社争議** 大阪市東成區新喜多町標記會社(使用労働者五三〇名内女九〇名)に於て

を交渉する事に決し翌四日代表等は松島工場事務課長と會見前記熊谷氏の復職を嘆願したが拒絶されし爲め直ちに職場大會を開き約九〇名は續々總同盟神奈川聯合會本部に引揚げ、其後全工場従業員への働きかけをなしたる結果ランプ工場眞空管従業員多数を争議に参加せしめることに成功し、争議は漸次全工場に波及するの形勢にあつた。然し解雇されし熊谷氏は労働黨系のフラクシヨンなること判明したる爲め總同盟は爾來熊谷氏の復職問題は別に切り離して抗争して居つたが、會社側は強硬なる態度を保持して職工側の會見に應ぜざりし爲め組合長土井直作氏等は川崎署長を訪問し會社側との會見の斡旋方を嘆願した。依つて十日署長の斡旋により労資の會見が行はれることとなりしが何等得る所なく物別れとなり一時交渉は停頓状態に陥りしが協調會橋本労働課長調停に介入斡旋に努めたる結果十二日妥協成立解決した。

**要求事項** 一、争議に依る犠牲者を絶対に下さざること。二、争議中の日給を會社側にて全額支給すること。三、労働組合を公認すること。四、争議費用五千圓を支給すること。五、解雇者に手當を支給すること。

**解決事項** 一、十三日より罷業者全部出勤作業につき事に努力すること。二、被解雇者の復職を爲さず。三、法規にふれざる限り争議の犠牲者を出さざること。四、

は不況の打開策とし十一月二十五日労働者の賃銀三割値下、二等品不合格品に對する辨賞を従業員側にて全部負擔すること等の請負制度の改悪を發表した。従業員側は之を反對し二十九日従業員大會を開き協議の結果代表者を選出して賃銀値下並に請負制度改正取消しを交渉せしめたが會社は之を拒絶したるを以て三十日來再度賃銀三割値下絶対反對、請負制度改正絶対反對、積立金(勤積立金をも含む)の即時支拂の三項目を要求し二日より罷業決行抗争中の處七日妥協成立解決した。

**解決事項** 一、賃銀三割値下を一割とす。二、在來の請負制度を廢し、會社職工間に製品の賣買制度を設く。三、會社並に従業員の連絡、監督、利益を計るため工場内に職工側一二名(全員中より候補者三六名を選出しその中より重役及び社員合議で選ぶ)社員八名、重役一名の協議委員会を設け、毎週一回位協議會を開く。四、會社より従業員に對し金一封を支給す。

(111) **東京電氣會社川崎工場第二次争議** 川崎市堀川町標記會社(使用労働者一、六五〇名内女七四八名)に於ては從來總同盟系の東京電氣従業員組合が組織され居るが十二月三日會社側は硝子工場職工にして同組合の會計熊谷直近氏を人員過剰の理由の下に解雇した。依つて従業員側は對策協議の結果被解雇者の復職

穩健にして會社の規則を守り秩序を紊さざる組合に各人の自由意志を以て加入する事は隨意とすること。五、會社は同情金として金一封を争議團に支給すること。

(112) **梅鉢鐵工所争議** 堺市並松町標記工場(使用労働者二七〇名)に於ては九月二十七日製罐部並に仕上部九〇名の職工に對し賃銀一割値下を行つた。職工側は直に従業員大會を開き嘆願書を提出したが拒絶されたので七十七名の従業員は廿九日工場を引揚げ總同盟大阪金屬労働組合の應援の下に罷業に入り改めて要求書提出其後争議は持久戦に入り遂に工場側の解決委員長たる木工課長に對する争議團員の毆打事件を惹起し工場側は十一月十七日争議團員全員七十七名を解雇し、勞資數次の交渉も双方強硬なる爲め解決に至らず争議發生以來滿二箇月半に及びしが、所轄堺署の干渉と調停に依り十二月十四日解決した。

**要求事項** 一、賃銀値下取消し。二、臨休の際は日給全額支給。三、解雇手當の増額。四、年二回の昇給制制定。五、年二回慰安會開催。六、組合の承認。七、今回の事件に關し解雇者を出さざること。

**解決事項** 一、争議團に對し會社より金一封を支給す。二、賃銀一割値下は承認す。三、争議團員七十七名の中一五名には相當な解雇手當を支給し六二名は十六日より從







及組織率を各百%として以後各年の組織率の指數を求むれば、大正十五年には一九三・四%、昭和四年末には二一四・二%、五年十二月には二三六・九%に増大してゐる。特に昭和四年下半年以降の世界經濟恐慌襲來以來、勞働者のストライキ闘争は激化し、且つ左翼化の傾向を示すと共に、勞働者大衆の自然成長的組織力も亦急激に増大してゐる。

斯る事實は、日本の勞働組合運動の素晴らしい勢で向上しつゝあること及左翼勞働組合の組織活動に極めて好條件であることを示すものである。

## 第二節 組合の發達と内部的狀勢の推移

日本の勞働組合の搖籃は明治十六年奥宮健之氏の馬車鐵道反對同盟運動(車界黨)にあるが、組合運動の形態を持つものは、明治三十年四月片山潜、高野房太郎氏等の職工義友會(同年七月勞働組合期成會と改稱)以後で、續いて鐵工組合、活版工同志懇談會、日本鐵道機關手矯正會が組織された。其後明治四十年二月四日の足尾銅山の暴動、四十三年の幸徳等の大逆事件等極度の壓迫の下に苦難な組織活動を續けて來たが、未だ大衆的勞働組合には發展し得なかつた。大正元年八月一日鈴木文治、岡村寅次郎氏に依つて友愛會が組織され、大正二年には千三百二十六名の會員を擁してゐた。其の後歐洲大戰が大正三年に始まり七年に終り、大正六年のロシアプロレタリア革命の成功及歐洲大戰中及戰後の社會狀勢の變化は、日本の勞働組合に急激な發展を齎らした。

大正七年四月には友愛會は支部數百二十、會員數約三萬人に達し、又同年一月には水沼辰夫氏等の

「印刷工組合信友會」を始め、外十一組合が組織され、大正八年度に於ては小石川勞働會、大進會、交通勞働組合、勞働同盟會、大日本鑛山勞働同盟會、全國坑夫組合、正進會、工人會、砲兵工廠向上會、大阪鐵工組合、神戸印刷工組合、西陣織友會、京都印友會、吳市勞働組合、坑夫協會、日本勞友會を始め七十一組合の組織を見、同年八月友愛會は第七回大會で大日本勞働總同盟友愛會と改稱した。斯くて、大正八年、九年と益々勞働組合は増大し、罷業も激増した。大正十年三月には官業勞働總同盟、同年五月には日本海員組合が組織され、友愛會は同年の第十週年大會に「日本勞働總同盟」と改稱した。斯の如く歐洲戰後日本の勞働組合運動は躍進したのであるが、この時代はサンチカリズムの全盛期で、當時の闘争的組合は其の影響を殆んど例外なく受けてゐた。併し、その頃から漸次ロシアのボルセヴィズムが漸次日本に紹介され普及され始めたのである。

大正十一年より十三年にかけては、勞働組合内にはサンチカリズム(若くばアナルコ・サンチカリズム)對マルクス主義の對立―所謂アナとボルの對立が激成し、十一年四月「總聯合」の結成が總同盟關西同盟會等々によつて提唱されたがこの對立は所謂「合同派」と「自由聯合派」の坑争となり總聯合は決裂した。併しこの對立は、經濟主義(改良主義)對マルクス主義の對立の最初の表はれであつたので、更に明瞭な形で勞働總同盟の内部に續いて改良主義勞働組合運動と、××的勞働組合運動との對立が激化するに至つた。即ち、大正十二年の第一次共產黨檢舉及大震災等に於ける支配階級の極度の彈壓と、××的指導力の一時的衰退の時期を狙つて、總同盟内の改良主義幹部派は、大正十三年所謂「方向轉換」宣言を可決し改良主義的「現實政策」と議會主義の政治運動方針を採用し、こゝに右翼は左翼に敵對し、



對立を激成し大正十四年五月革命的反對派（渡邊政之輔、杉浦啓一、山本懸藏氏等を指導者とする）を除名し、革命的反對派は同年五月日本労働組合評議會を組織し、日本に於ける××的労働組合運動の基石を築いた。

大正十五年以後の組合運動を指導方針の別に従つて略述すれば次の通りである。

(一) アナーキズム及サンチカリズムの労働組合運動の陣營は漸次必然的に凋落し、この間二三度の分裂又は内部抗争を見、現在ではアナーキズム派の全國自聯とサンチカリズム派の地方自聯派に大別されてゐるが、其の中の優秀な部分は××的労働組合運動の陣列に参加するに至つた。アナーキズム及サンチカリズムの陣營には特に記す程の事柄もなく、労働組合界に於いて全く勢力を失墜した。

(二) 労働總同盟は大正十四年の分裂後十四年十二月一日農民労働黨組織（即日禁止）に参加し、又大正十五年三月五日の労働農民黨の結黨にも参加したが、内部で左翼の排除を強硬に出張し、容れられなかつたので、大正十五年十二月脱退し、別に社會民衆黨を創立した。總同盟は、又この運動の過程に於いて海員官業組合等の右翼組合と提携し、大右翼労働組合の結成を企て、反動化の傾向を露骨に示したので總同盟内の中間派麻生、加藤、望月氏等は、大正十五年十二月日本農民組合の中間派杉山、三宅等と共に日本労働黨を結成し、總同盟はこゝに第二次分裂を行ひ、中間派は新に「日本労働組合同盟」を結成した。以來労働總同盟の改良主義幹部は益々右翼反動化し、××的労働運動の破壊に専念し、資本家の公然たる協力者となり下り社會ファシスト化するに至つたので、昭和四年關西の大矢、山内、山口、本山、鈴木氏等は本部の反動化に反對して除名され、こゝに總同盟は第三次分裂を見、被除名派の六八組合六、六

五二名の組合員は大阪聯合會から脱退し「労働組合全國同盟」を結成し本部派の二八組合二、三九四名は西尾、塚本氏等の下に總同盟の新たな大阪聯合會を組織した。労働總同盟の右翼改良主義者を盟主として海員官業組合の改良主義幹部は國際労働會議代表派遣に、大右翼結成に、アジア労働會議の企てに、アムステルダムへの参加問題に、或は社會民衆黨支持に協力し、彼等は今日では公然たる社會ファシストとして立ち現はれ××的労働大衆の攻撃の中心となつてゐる。

(三) 中間派労働組合の陣營は、大正十五年日本労働黨の結成及、昭和三年十二月二十一日の所謂七黨合同により日本大衆黨の結成と共に、日本労働組合總聯合、司厨同盟、八幡同志會交通總聯合等の一部の改良主義者間に協同行動が行はれ、又所謂雜誌「勞農」一派も又このプロックに参加し、右翼派と若干の對立を見つつ、根本的には××的労働組合運動に公然と敵對し、之を破壊するたために右翼派と協力したのである。又、昭和五年六月「日本労働組合同盟」と「労働組合全國同盟」とは合同し、全國労働組合同盟を結成した。斯くの如く、中間派労働組合の陣營は總同盟の第二、第三分裂及昭和三年の三・一五事件後日本労働組合評議會の解散並に昭和四年の四・一六事件以後打續く左翼労働組合に對する大弾壓に依つて、其の組合員數は一時的に最大となつた。併し同時に中間派組合内に××的労働組合の影響力が甚しく増大し、××的労働組合は中間派の陣營内に根強く成長しつゝある。

(四) 左翼労働組合の陣營——日本労働組合評議會は大正十三年九月の總同盟大會に於て東京合同、關東印刷、時計工等の代議員と右翼幹部との間に猛烈な抗争を見て、總同盟が分裂し、大正十四年五月全國に於ける總同盟内の左翼派を以つて創立され、大正十五年九月評議會を中心とし中間派組合内の××的



反対派との間に「レフト」を結成し、×××の擴大強化並に、労働農民黨を左翼の手に奪還し大正十五年十二月には其の支持團體とともに労働組合統一同盟を結成した。統一同盟への参加組合は約二百、組合員數十餘萬人を代表し、其中評議會は昭和二年に三萬六千の組合員を擁し、日本の労働組合運動の指導的地位に立つに至つた。尙大正十五年十二月日本××黨が××大會を挙げこゝに×は大眾的に再建され評議會は其の最大の基礎を構成し幾多のストライキの指導を始め、労働組合の××的統一、工代會議、國際労働會議否認、太平洋労働組合會議代表派遣の闘争、五法案獲得ゼネ・スト等々大眾闘争を指揮し、日本労働組合運動の指導的地位を益々確保した。併し、昭和三年三月十五日の日本共産黨大檢舉に依つて、幹部及活動的分子は逮捕され、四年四月十日労働農民黨、青年同盟と共に政府に依つて解散を命ぜられた。然し残つた幹部及組合員大衆の積極的闘争に依つて、三年十二月日本労働組合全國協議會として半合法的に再建され昭和四年度に至つたが、所謂四・一六檢舉に依つて再び幹部及活動分子を檢舉され、官憲の追求、白色×××の横行、指導力の一時的減退等に依つて再び打撃を受けた。併し評議會以來の××的傳統を固守し×害や×壓に屈することなく擴大強化のため闘争した。又、昭和四年八月大山氏等の新労働黨の提唱があり舊評議會所屬の組合は一部労働農民黨に走つて××的労働組合運動の陣列から脱落し、全協は之に對し猛烈な反対運動を開始した。併し四・一六事件以後指導部の方針が稍左翼偏向に陥り且つ組合は全く非合法に追ひ込まれ同年夏には全協本部の方針に反対する一派（佐藤、村上、田中氏）が分派を作つて内部的分派闘争を開始し、同十二月には本部派は之等の反対派幹部を除名した。其後、五年二月及其後引續いて××××、並×××的労働組合に對する政府の大×壓によつて指導的幹部

が檢舉され、爲めに指導部が一時に弱化した。この間に解黨派の策動や刷新同盟の結成があり、全協はこれらの反××分子と敢然と抗争したが、左翼宗派主義及右翼日和見主義の誤謬に陥りこれらの誤謬は其後自己批判並にプロヒンテルンの方針に従つて清算されるに至つたが、五年度中には未だ強力に發展し組織的勢力が擴大強化されるに至らなかつた。尙、三・一五事件直後労働組合統一同盟加盟の改良主義幹部は左翼の陣營から脱落し、同志を裏切つて大衆黨の下に走り、其の中でも雑誌「労働」派の指導の下に昭和三年七月二十一日大道憲二氏等に依つて全産業労働組合全國會議（組合員四、三二五名）が結成されたがこれより先四年一月二十二日以降福田狂二氏及「労働」派等の「清黨運動」が起り、大衆黨から除名され組合同盟内の青年分子及全産は反幹部派の立場に立ち、これらの大部分は同年十二月以降漸次全協支持の立場をとり五年七月全協へ解消し其の産別組合に再組織されるに至つた。次に最近に於ける各主要労働團體の組織的勢力を表示すれば次の通りである。

團體別組合員數（五年七月調査）

| （一）左翼派      |             |
|-------------|-------------|
| 團體別         | 加盟組合數       |
| 日本労働組合全國協議會 | 一二（其他整理中四一） |
| 不明          | 不明          |
| （二）右翼派      |             |
| 日本労働總同盟     | 六五          |
| 日本海員組合      | 支部 一四       |
|             | 八八、一七二      |



|   |                |    |        |
|---|----------------|----|--------|
| 海軍勞働組合聯盟                                  |                | 七  | 四三、〇〇〇 |
| 日本海員協會                                    | 出張所            | 五  | 一一、一二四 |
| 日本造船勞働聯盟                                  |                | 四  | 一一、六〇〇 |
| 官業勞働總同盟                                   |                | 一〇 | 一四、〇四二 |
| 全京都勞働組合聯合                                 |                | 六  | 不明     |
| 日本製鐵從業員聯合會(舊共同研究會)                        |                |    | 七、〇〇〇  |
| 日本港灣從業員組合聯盟                               |                | 一〇 | 七、〇〇〇  |
| (三)中間派                                    |                |    |        |
| 全國勞働組合同盟                                  | 組合八〇、支部七、聯合會一二 |    | 四一、六九〇 |
| 日本勞働組合總聯合                                 | 組合二四、聯合會四      |    | 一六、七〇〇 |
| ダンロップ護謨工組合                                |                |    | 一、〇〇〇  |
| 日本窯業勞働總同盟                                 | 組合支部一四、聯合會二    |    | 三、七八〇  |
| 東京瓦斯工組合                                   |                |    | 三、四〇〇  |
| 東電從業員組合                                   |                |    | 三、〇〇〇  |
| 純 向 上 會                                   |                |    | 六、〇〇〇  |
| 大阪市電愛友會                                   |                |    | 一、九〇〇  |
| 六大都市從業員組合聯盟準備會 (六組合(五年十月第一回會議開催)(以上大衆黨支持) |                |    |        |

|                          |      |   |        |
|--------------------------|------|---|--------|
| 日本勞働組合總評議會(勞農黨支持)        | 五〇組合 |   | 三〇、〇〇〇 |
| 日本交通勞働總聯盟(××的反對派及勞農大衆黨系) | 八組合  |   | 一六、三〇〇 |
| (四)アナ系又はサンジカリスト派         |      | 九 | 一、三五〇  |
| 全國勞働組合自由聯合會              |      | 八 | 五、三四〇  |
| 自由聯合國體全國會議               |      | 二 | 一、一七〇  |
| (五)其他協調組合                |      |   |        |
| 日本勞働組合聯合                 |      |   |        |
| 大阪勞働組合聯盟                 |      |   |        |

## 第二章 昭和五年の勞働組合運動

### 第一節 勞働組合の組織狀態

#### 一、勞働者數及組合員數

昭和五年末現在の就業勞働者數は四、七三、〇〇二人にして、昭和四年末に於ける就業勞働者に比較すれば工場勞働者は約十二萬六千人、鑛山勞働者約五萬二千人、日傭勞働者約七千人の減少を見、之に反し運輸、交通、通信勞働者は約二萬五千人を増加し、總計に於いて約十六萬人の減少を示してゐる。



而して、昭和五年末に於ける組織状態は、組合数七百十二、同組合員数三十五萬四千三百十二人（内婦人一萬三千九十人）である。之を昭和四年末の組織状態に對比すると、就業労働者数は十六萬人餘減少してゐるにもかゝらず、組合数に於て八十二、組合員数に於て二萬三千三百二十七人の増加である。就業労働者總数四百七十一萬餘人に對する組織率は七・五％にして四年末の六・七五％に比較すると組織率に於て一割強の増加を示してゐる。

いま五年末現在の組織状態を、工場、鑛山、運輸交通通信、日傭労働者別に示すと次の如くである。

就業労働者数及組合員数（社會局調査五年末現在）

| 種別          | 就業労働者数    |             | 組織労働者   |          | 同上比率  |
|-------------|-----------|-------------|---------|----------|-------|
|             | ( )内、婦人   | ( )内、婦人     | ( )内、婦人 | ( )内、婦人  |       |
| 工場労働者       | 二、〇七六、〇〇五 | (九八一、六一八)   | 一六四、一五七 | (一〇、七六二) | 七・九%  |
| 鑛山労働者       | 二二五、八六二   | (三四、三三三)    | 五、四八六   | (一)      | 二・四%  |
| 運輸、交通、通信労働者 | 五〇六、六九六   | (四四、〇五六)    | 一四二、七九一 | (二八、二二)  | 二八・二% |
| 日傭労働者       | 一、九〇四、四三九 | (四三四、九七五)   | 四一、八七八  | (一九三)    | 二・一%  |
| 其他          | 四七三、〇〇二   | (一、四九四、九七二) | 三五四、三二二 | (一三、〇九〇) | 七・五%  |
| 合計          | 四、七三三、〇〇二 | (一、四九四、九七二) | 三五四、三二二 | (一三、〇九〇) | 七・五%  |

即ち、組織上最も重要部門である工場、鑛山、運輸交通通信部門の就業労働者總数二百八十萬人餘に於ける組織率は一一％に當り、又各労働者別に見ると最も組織率の高い部門は運輸交通通信労働者の二

八・二％で、工場労働者七・九％、鑛山労働者二・四％、日傭労働者其他二・一％に該當し、其のうち婦人労働者の組織率は、運輸交通通信労働者の二・五％が最高で、工場労働者一・〇％、日傭労働者〇・二％であつて、鑛山に於ける婦人労働者は未組織の儘に置かれてゐる。

### 二、府縣別組織状態

労働組合の組織状態を府縣別に見ると、組合員数の最も多い地方は兵庫縣の八萬九千六百四十一人にして東京府の五萬八千二百七十一人、大阪府の四萬五千六百二十三三人、神奈川縣の四萬四千七百七十六人、廣島縣の二萬一千三百七十二人、福岡縣の一萬九千八百三十四人、北海道の一萬三千六十九人、愛知縣の一萬三千五十四人が之に次ぎ、長崎、京都の七千人餘である。組織労働者の皆無である府縣は山形、島根、香川の三縣であつて、組織労働者數五百名以下の地方は新潟、三重、滋賀、岩手、青森、富山、鳥取、岡山、愛媛、大分、熊本、沖縄の諸縣である。

府縣別組合員數（五年末現在組合員數五百名以上の府縣）

| 府縣別  | 就業労働者數  | 労働組合數 | 労働組合員數 |
|------|---------|-------|--------|
| 北海道  | 一六四、〇九八 | 二六    | 一三、〇六九 |
| 東京都  | 四五一、〇八三 | 一一七   | 五八、二七一 |
| 東京都  | 一五七、五六四 | 三九    | 七、五一〇  |
| 大阪府  | 四三四、六〇四 | 八九    | 四五、六二三 |
| 神奈川県 | 一三七、四五九 | 四六    | 四四、七七六 |



第三編 労働争議及労働組合運動

|        |        |        |         |        |        |        |        |        |         |         |        |         |         |        |        |        |        |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 徳島     | 和歌山    | 山梨     | 廣島      | 石川     | 福井     | 秋田     | 福島     | 宮城     | 長野      | 岐阜      | 山梨     | 静岡      | 愛知      | 奈良     | 栃木     | 茨城     | 千葉     | 群馬     | 埼玉     | 長崎     | 兵庫      |
| 徳島     | 和歌山    | 山梨     | 廣島      | 石川     | 福井     | 秋田     | 福島     | 宮城     | 長野      | 岐阜      | 山梨     | 静岡      | 愛知      | 奈良     | 栃木     | 茨城     | 千葉     | 群馬     | 埼玉     | 長崎     | 兵庫      |
| 五二、九〇九 | 八五、五九一 | 八〇、〇〇八 | 一二八、一八八 | 五五、二六二 | 五四、二六〇 | 七一、五一九 | 八〇、〇三〇 | 六四、一七八 | 一六四、〇四八 | 一〇三、七三五 | 四二、一八四 | 一一〇、〇八二 | 二五五、五一八 | 四二、〇五四 | 五三、九五六 | 五二、三四二 | 四九、八七七 | 八四、七六五 | 六一、四六八 | 七一、一〇八 | 二五一、七六四 |
| 一四     | 二六     | 一〇     | 二四      | 一一     | 三      | 八      | 七      | 八      | 八       | 二一      | 六      | 九       | 四六      | 九      | 一一     | 四      | 二〇     | 一〇     | 六      | 一六     | 四二      |
| 二、一一七  | 二、九二七  | 二、二〇四  | 二二、三七二  | 一、一四三  | 一、〇一〇  | 一、〇六九  | 九三二    | 九二六    | 七〇三     | 二、三〇一   | 九八〇    | 一、〇五九   | 一〇、三五四  | 五三四    | 四、二一四  | 七〇六    | 一、一九九  | 九三七    | 二、六〇四  | 七、七六九  | 八九、六四一  |

三三六

|        |         |        |        |        |
|--------|---------|--------|--------|--------|
| 高知     | 福岡      | 佐賀     | 宮崎     | 鹿児島    |
| 八〇、八九一 | 二六五、七一五 | 四五、四七五 | 三二、八六四 | 五五、〇五七 |
| 一四     | 二六      | 八      | 三      | 五      |
| 一、四七七  | 一九、八三四  | 七二七    | 六〇二    | 二七八    |

三、産業別組織状態

組織労働者数三十五萬四千三百十二人を産業別に分類すると、左表の如くで、運輸交通通信の八十四組合、十四萬六百十六人、金属の七十四組合九萬九千六百八十三人が最も組織率高く、全組織労働者の約三分の二を占めてゐる。之に次いで出版、木材等雑工業の一萬八千四百六十五人(組合数一九)繊維の一萬五千九百七十七人(組合数三四)、化学の一萬五千三百八十六人(組合数六八)で、瓦斯電気、鑛山食料品、通信、土木建築等の組織率は極めて低い。

労働組合に組織されてゐる婦人労働者一萬三千九十人を産業別に示すと、繊維産業の五千九百六十一人が最高で全組織婦人労働者の半数を占め、化学の二千三百二人金属の一千四百四人、陸上運輸の千二百二十九人、雑(出版、木材等)の七百七十四人に次ぎ、其他食料、瓦斯電気、通信、鑛山、土木建築に於いては微々たるものである。

産業別組合員数(五年末現在)



第三編 勞働爭議及勞働組合運動

| 業種       | 勞働組合數 | 組合員總數に對する% |      | 勞働組合員數                | 組合員總數に對する% |
|----------|-------|------------|------|-----------------------|------------|
|          |       | 對する%       | 對する% |                       |            |
| 金 屬      | 七四    | 一〇%        | 一〇%  | 九九、六八三<br>(内女一、四〇四)   | 二八%        |
| 化 學      | 六八    | 一〇%        | 一〇%  | 一五、三八六<br>(同 二、三〇二)   | 四%         |
| 織 維      | 三四    | 五%         | 五%   | 一五、九七七<br>(同 五、九六一)   | 四%         |
| 食 料      | 二四    | 三%         | 三%   | 五、〇五二<br>(同 三、〇〇〇)    | 一%         |
| 雜(出版木材等) | 一一九   | 一七%        | 一七%  | 一八、四六五<br>(同 七、七四)    | 五%         |
| 鐵 山      | 一六    | 二%         | 二%   | 五、四八六<br>(同 一)        | 二%         |
| 瓦斯電氣     | 一三    | 二%         | 二%   | 九、五九四<br>(同 二、二)      | 三%         |
| 運輸交通     | 八四    | 一二%        | 一二%  | 一四〇、六一六<br>(同 一、一二九)  | 四〇%        |
| 陸 上      | 五二    | 七%         | 七%   | 一七、八七三<br>(同 一、二二九)   | 五%         |
| 海 上      | 三二    | 五%         | 五%   | 一一二、七四三<br>(同 一、一七五)  | 三五%        |
| 通 信      | 二     | 一%         | 一%   | 二、一七五<br>(同 五)        | 一%         |
| 土木建築     | 二〇    | 三%         | 三%   | 三、一五〇<br>(同 一、八)      | 一%         |
| 其 他      | 二五八   | 三六%        | 三六%  | 三八、七二八<br>(同 一、一七五)   | 一一%        |
| 計        | 七一二   | 一〇〇%       | 一〇〇% | 三五四、三一二<br>(内女一三、〇九〇) | 一〇〇%       |

昭和四年末現在の組織状態に對比すると、金屬は組合數に於て六増加し、組合員數に於て一千八百三十八人減少、化學は一組合減少し組合員數は三千三百三十九人の増加、織維は一組合減少し、組合員數に於て八百六十九人減少したが内婦人組合員は逆に一千百十七人の増加である。其他食料品に於ては組合數八、組合員數一千八百三十二人増加し、出版木材等雜工業にあつては組合數に於て十七、組合員數三千七百七十八人増加し、運輸交通は四組合、組合員數三千七百十五人増加し、其他通信土木建築に於て組合員數増加し、鑛山、瓦斯電氣に於て組合員數が減少してゐる。尙、四年末迄は一人の婦人組合員もなかつた通信、土木建築に於て五年末には極く僅かではあるが婦人勞働者が組織されるに至つてゐる。即ち左の如くである。

| 業種  | 昭和元年末 |        | 昭和二年末 |                    | 昭和三年末 |                     | 昭和四年末 |                      | 昭和五年末 |                     |
|-----|-------|--------|-------|--------------------|-------|---------------------|-------|----------------------|-------|---------------------|
|     | 組合數   | 組合員數   | 組合數   | 組合員數               | 組合數   | 組合員數                | 組合數   | 組合員數                 | 組合數   | 組合員數                |
| 金 屬 | 七     | 九七、〇八五 | 七     | 九七、一八三<br>(女 九、九四) | 七     | 九七、六〇三<br>(女 一、六四五) | 七     | 一〇一、四七九<br>(女 一、七一九) | 七     | 九七、六八三<br>(女 一、四〇四) |
| 化 學 | 九     | 九、五八六  | 九     | 九、一三三<br>(同 一、〇〇八) | 九     | 一〇、八八七<br>(同 一、二九九) | 九     | 一三、〇七七<br>(同 一、八三五)  | 九     | 一五、三六六<br>(同 二、三〇三) |
| 織 維 | 三     | 一、七〇〇  | 三     | 一、五五三<br>(同 七、七五)  | 三     | 一、三〇三<br>(同 五、四二)   | 三     | 一、六八六<br>(同 四、八四)    | 三     | 一、五、九七七<br>(同 五、六一) |
| 食料品 | 三     | 四、八八八  | 三     | 五、七九<br>(同 六、九)    | 三     | 三、九七<br>(同 一〇、九)    | 三     | 三、三六<br>(同 二、五)      | 三     | 五、〇五二<br>(同 三、〇〇)   |



| 業種   | 組合数   | 組合員数   | 組合数に對する% | 組合員数に對する% |
|------|-------|--------|----------|-----------|
| 雜工業  | 五、三三三 | 八、〇六一  | (同)      | 一五、〇六一    |
| 鐵業   | 八     | 七、七六六  | (同)      | 八、五五五     |
| 瓦斯電氣 | 四     | 三、〇四三  | (同)      | 一〇、一三三    |
| 運輸交通 | 六     | 一〇、八三五 | (同)      | 一四、六六七    |
| 通信   | 一     | 一、七七一  | (同)      | 二、一三三     |
| 土木建築 | 一     | 一、七七一  | (同)      | 二、一三三     |
| 其他   | 一     | 一、七七一  | (同)      | 二、一三三     |
| 計    | 一六    | 一、七七一  | (同)      | 二、一三三     |

#### 四、企業別組織状態

労働組合を企業別に見ると、一企業に屬する各工場の労働者を組織してゐる組合数は一一六、組合員數十二萬七千四百六十三人にして其の割合は組合數に於て全體の一六%、組合員數に於て三六%で、左表の如くである。

企業別組合數並員數（五年末現在）

| 業種   | 組合数 | 組合員数     | 組合数に對する% | 組合員数に對する% |
|------|-----|----------|----------|-----------|
| 一企業  | 一一六 | 一、二七、四六三 | 一六%      | 三六%       |
| 各種企業 | 五九六 | 二、二六、八四九 | 八四%      | 六四%       |
| 計    | 七一二 | 三、五四、三一三 | 一〇〇%     | 一〇〇%      |

この種組合の主なるものは、海軍労働組合聯盟、官業労働總同盟の加盟組合、東京、大阪、横濱、神戸等の各市電從業員組合、各都市從業員組合、總同盟加盟の遞友同志會の如く官公營企業に多く、民營企業に於ては東京瓦斯工組合、東電從業員組合、大阪電氣労働組合、總同盟加盟製鋼労働組合、セメント労働組合等が其の主なるものである。

企業別組合は産業別組合に一致又は類似するもの多く、昭和四年末に比較すると、組合數に於て十五増加し、組合員數に於ては六百六十九人の減少である。

企業別組合員數各年比較表

| 業種   | 昭和元年末 |          | 昭和二年末 |          | 昭和三年末 |          | 昭和四年末 |          | 昭和五年末 |          |
|------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
|      | 組合数   | 組合員数     | 組合数   | 組合員数     | 組合数   | 組合員数     | 組合数   | 組合員数     | 組合数   | 組合員数     |
| 一企業  | 八五    | 一、二六、六三三 | 七     | 一〇八、三〇三  | 八     | 一三、一七    | 一〇    | 一八、二二三   | 一六    | 一、二七、四六三 |
| 各種企業 | 四〇三   | 一、六、〇七   | 四六    | 三、〇一、一九一 | 四三    | 一、八七、七〇三 | 五九    | 三、〇三、八三三 | 五六    | 三、三六、八四九 |
| 計    | 四八八   | 二、八四、七〇三 | 五五    | 三、〇九、四九六 | 五〇    | 三、〇八、九〇〇 | 六九    | 三、〇〇、九六六 | 七二    | 三、五四、三一三 |

#### 五、單獨、聯合體別組織状態



勞働組合を其の組織形態別に依つて分類すると左表の如くで、單獨組合は組合數三百九十三、其組合員數十九萬五千七百七十九人にして全組合員數の五五%を占め、聯合體は五五であるが其の中三三は全國的聯合體所屬の地方聯合體(地方機關)にして従つて獨立せる聯合體は二十二である。

單獨、聯合體別組合員數(五年末現在)

| 單獨組合<br>(同加盟組合) | 組合數   | 組合員數に對する% |            |
|-----------------|-------|-----------|------------|
|                 |       | 組合員數      | 組合員總數に對する% |
| 單獨組合            | 三九三   | 一九五、一七九   | 五五%        |
| 聯合體             | 五五    | 一五九、一三三   | 四五%        |
| 計               | (二六四) | 三五四、三一二   | 一〇〇%       |

(註)聯合體五五のうち全國的聯合體(機關)三三を加算、之を除いた聯合體の數は二十二。

昭和四年末の組織状態に比較すると、左表の如くで、單獨組合は組合數四十五、組合員數一萬六千四百九十八人増加し、聯合體に於ては一團體増加し、組合員數六千八百二十九人の増加である。

單獨聯合體別組合員各年別比較表

| 單獨組合<br>(聯合體加<br>盟組合) | 昭和元年末 |       | 昭和二年末 |       | 昭和三年末 |       | 昭和四年末 |       | 昭和五年末 |       |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                       | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數  |
| 單獨組合                  | 三六    | 二八、八四 | 三三    | 一五、〇二 | 二二    | 一六、八四 | 三六    | 一六、六一 | 三九    | 一五、二九 |
| 聯合體                   | 五     | 一五、八五 | 四     | 一九、四三 | 四     | 一四、〇六 | 五     | 一五、三〇 | 五     | 一五、一三 |
| 計                     | (四一)  | 四四、六九 | (三七)  | 三四、四五 | (二六)  | 三〇、九〇 | (四一)  | 三二、一五 | (四四)  | 三〇、四二 |

(註)聯合體の下級地方機關も加算

### 六、産業別組合別、職業別組合別、合同組合別組織状態

勞働組合を産業別組合、職業別組合、合同組合に分類すれば、産業別組合數三百二十八、職業別組合數百四十二、合同勞働組合數二百四十二である。職業別組合は家内工業、又は單純なる小工業勞働者若くは手工業勞働者、職人を以つて組織してゐるものが主で、組合數は全體の二〇%を占めてゐるが組合員數は僅か七%に過ぎない。此種の組合中には商船同志會、横濱港仲仕共濟會の如き相當有力な組合もあるが、一組合の平均組織人員は百七十五人強にして大部分は勢力微弱なる地方的小組合で、大工業、大企業的發展と共に益々減少しつゝある。

産業別組合は組合數に於て全體の四六%を占め、組合員數に於ては全數の八二%を占め一組合平均組合員數は九百九十四人に該當し、日本勞働組合全國協議會加盟組合は殆んど全部全國的單一産業別組合であり、其他日本海員組合、海軍勞働組合聯盟、日本交通勞働總聯盟、日本造船勞働聯盟、日本製鐵勞働組合聯合會は地方的産業別組合の全國的聯合體である。又日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟、官業勞働總同盟、日本勞働組合總評議會の加盟組合も多く地方的産業別組合である。

合同(一般)勞働組合は産業、職業の別を問はず専ら地域的に組織せられたる自然發生的組織で、漸次産業別に整理統一されつゝあるが、全組合數の三四%、全組合員數の一%を占めてゐる。次表の如くである。

産業別、職業別組合員數(五年末現在)



| 産業別組合<br>職業別組合<br>合同(一般)組合<br>計 | 昭和元年末 |         | 昭和二年末 |         | 昭和三年末   |         | 昭和四年末   |        | 昭和五年末   |        |
|---------------------------------|-------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
|                                 | 組合數   | 組合員數    | 組合數   | 組合員數    | 組合數     | 組合員數    | 組合數     | 組合員數   | 組合數     | 組合員數   |
| 産業別組合                           | 三二八   | 二九二、〇一〇 | 四六六   | 二四、九七四  | 二九二、〇一〇 | 二四、九七四  | 二九二、〇一〇 | 二四、九七四 | 二九二、〇一〇 | 二四、九七四 |
| 職業別組合                           | 一四二   | 二〇%     | 二〇%   | 三七、三二八  | 三七、三二八  | 三七、三二八  | 三七、三二八  | 三七、三二八 | 三七、三二八  | 三七、三二八 |
| 合同(一般)組合                        | 二四二   | 三四%     | 三四%   | 一〇〇%    | 三五四、三二二 | 三五四、三二二 | 一〇〇%    | 一〇〇%   | 一〇〇%    | 一〇〇%   |
| 計                               | 七一二   | 一〇〇%    | 一〇〇%  | 三五四、三二二 | 三五四、三二二 | 三五四、三二二 | 一〇〇%    | 一〇〇%   | 一〇〇%    | 一〇〇%   |

之を昭和四年末の状態に對比すると、産業別組合は組合數に於て四十五、組合員數に於て一萬五千九百九十三人の増加であり、反對に職業別組合は組合數に於て十一、組合員數に於て六百五十六人の減少、合同労働組合は組合數に於て四十八、組合員數に於て八千七百九十三人の増加である。

産業別、職業別組合員數各年比較表

| 産業別組合<br>職業別組合<br>合同(一般)組合<br>計 | 昭和元年末 |       | 昭和二年末 |       | 昭和三年末 |       | 昭和四年末 |       | 昭和五年末 |        |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|                                 | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數  | 組合數   | 組合員數   |
| 産業別組合                           | 三二五   | 三六、四五 | 一五    | 三〇、九五 | 三〇三   | 三五、〇五 | 二八    | 二七、八七 | 三六    | 二九、〇一〇 |
| 職業別組合                           | 一七    | 七、八三  | 一五    | 二、八四  | 一五    | 二、八三  | 一五    | 二、六三  | 一四    | 二、九七   |
| 合同(一般)組合                        | 一五    | 二、四八  | 一五    | 三、五五  | 一四    | 三、〇七  | 一四    | 二、五五  | 一四    | 二、三六   |
| 計                               | 三五六   | 四六、七六 | 四五    | 三九、四五 | 三二二   | 四〇、九五 | 五七    | 三五、四五 | 六六    | 三五、三三  |

七、人員數別組織狀態

勞働組合を其の組織人員數別に分類すれば左表の如く、百人以上三百人未満の勞働組合が最も多く、

全體の二七%を占め、十人以上三百人未満の組合で全組合の約七割を占めてをり、千人以上の組合員を抱擁するものは全體の約七%に過ぎず、日本の勞働組合の組織狀態は未だ極めて分散的である。

組織員數別組合數(五年末現在)

| 員數    | 組合數              |                  | 組合員數に對する% |      |
|-------|------------------|------------------|-----------|------|
|       | (單獨と聯合體とを併行して計上) | (單獨組合と上級聯合體とを計上) | 對する%      | 對する% |
| 十人未満  | 一八               | 一三               | 三%        | 三%   |
| 五十人未満 | 一六〇              | 一一九              | 二二%       | 二九%  |
| 百人未満  | 一三一              | 七七               | 一九%       | 一九%  |
| 三百人未満 | 一八四              | 一一〇              | 二六%       | 二七%  |
| 五百人未満 | 七四               | 三九               | 一〇%       | 九%   |
| 千人未満  | 五八               | 二四               | 八%        | 六%   |
| 三千人未満 | 五二               | 二一               | 七%        | 五%   |
| 五千人未満 | 一一               | 三                | 二%        | 一%   |
| 一萬人未満 | 一〇               | 二                | 一%        | 一%   |
| 三萬人未満 | 一〇               | 四                | 一%        | 一%   |
| 五萬人未満 | 二                | 二                | 一%        | 一%   |
| 五萬人以上 | 一                | 一                | 一%        | 一%   |
| 計     | 七二二              | 四一五              | 一〇〇%      | 一〇〇% |

即ち、聯合體のうち約千人以上の組合員を擁するものは日本勞働組合全國協議會、日本勞働總同盟、海軍勞働組合聯盟、官業勞働總同盟、日本造船勞働聯盟、日本港灣従業員組合聯盟、全國勞働組合同盟



日本労働組合総聯合、日本産業労働總同盟、日本交通労働總聯盟、全國労働組合自由聯合會、足尾銅山  
 礦聯夫組合總聯合會、日本労働組合總評議會(六年四月二十日創立)で、單獨組合で組合員千以上を擁す  
 るものは日本海員組合、海員協會、日本製鐵労働組合聯合會、純向上會、東京瓦斯工組合、東京モスリ  
 吾嬬工場従業員組合、商船同志會、横濱、東京、市従業員組合、大阪市電愛友會、横濱仲仕共濟會、日  
 本美術友禪工組合、ダンロップ護謨工組合、大阪電氣労働組合、金町工場向上會、東京モスリン龜戸工  
 友會、東電従業員組合等で其の他のもは組織的には微弱のものが非常に多い。

### 第二節 五年度中に於ける組合の新設、解散、整理合同

昭和五年度中に設立された組合数は社會局調査に依ると、百七十九組合(内新たに組織されたもの一  
 七〇、整理合同に依つて設立されたもの九)で、次に五年度中に解散した組合数は六十四(内解體した  
 もの三五、整理合同に依て新組合に再組織されたもの二九)で、差引増減すると、五年度中に百十六組  
 織が増加したことになる。従て、昭和四年末の組合数は六百三十であつたので、五年末の組合数は七百  
 四十六組合になつた譯である。

所が同じ社會局の發表した五年末の組合数は七百十二でこの間に三十四組合の開きがある。

いま、「労働時報」による組合の新設、解散のうち全國的聯合體の地方聯合體(地方機關)を除外したも  
 のを各自別に示すと次の如くである。

### 一、設 立

| 組 合(團 體)名        | 設 立 月 日 | 府 縣 別 |
|------------------|---------|-------|
| △一月中             |         |       |
| 桐生一般労働組合         | 三       | 群馬    |
| 内務省土木従業員組合(組合同盟) | 五       | 神奈川   |
| 京都出版労働組合         | 十二      | 京都    |
| 旭川一般労働組合         | 十六      | 北海道   |
| 中部労働組合(組合同盟)     | 十九      | 愛知    |
| 久留米合同労働組合        | 二十      | 福岡    |
| 横須賀シヨブア、親友會      | 二十五     | 神奈川   |
| 城北合同労働組合         | 二十五     | 東京    |
| 目蒲東横電鐵従業員組合      | 一月中     | 東京    |
| 柏浦仲仕業組合          | 三       | 長崎    |
| 長崎全産労働組合(全産)     | 三十一     | 長崎    |
| △二月中             |         |       |
| 日本石工労働自治會        | 二       | 東京    |
| 神戸金屬産業労働組合(組合同盟) | 四       | 兵庫    |
| 横河電氣従業員會         | 八       | 東京    |
| 全國映畫従業員組合(全國同盟)  | 十一      | 京都    |
| 岐阜一般労働組合         | 十三      | 岐阜    |
| 組 合(團 體)名        | 設 立 月 日 | 府 縣 別 |
| 福山一般労働者組合        | 二十二     | 廣島    |
| 野付牛労働組合          | 二十四     | 北海道   |
| 下關合同労働組合(全産)     | 五       | 山口    |
| 新鹿村石工組合          | 二十五     | 三重    |
| 日本交通運輸労働組合(全協)   | 二月中     | 東京    |
| △三月中             |         |       |
| 關西友禪労働組合         | 一       | 大阪    |
| 下關印刷労働組合         | 一       | 山口    |
| 門司印刷工組合(總同盟)     | 二       | 福岡    |
| 東洋製菓同友會          | 十五      | 東京    |
| 鶴見鐵工組合(組合同盟)     | 十六      | 神奈川   |
| 横濱港湾産業労働組合(全産)   | 十七      | 同     |
| 横濱共進工組合          | 二十一     | 同     |
| 川崎自動車従業員共愛會      | 二十      | 埼玉    |
| 横濱運輸労働組合         | 二十一     | 神奈川   |
| 美濃電鐵従業員組合(總同盟)   | 二十二     | 岐阜    |
| 名古屋自由労働者相互扶助會    | 二十四     | 愛知    |
| 三原合同労働組合(總同盟)    | 二十五     | 廣島    |



第三編 勞働爭議及勞働組合運動

三四八

|                  |     |     |
|------------------|-----|-----|
| 淡路合同勞働組合(組合同盟)   | 三十  | 東京  |
| 東京出版勞働組合(大衆黨系)   | 三月中 | 東京  |
| 關東畜産勞働組合(全協)     | 三月中 | 東京  |
| △四月中             |     |     |
| 陶器製造從業員組合        | 一   | 栃木  |
| 京都更紗工組合          | 一   | 京都  |
| 仙臺製材職組合          | 六   | 宮城  |
| 城南金屬勞働組合         | 八   | 東京  |
| 山木村勞働農民組合        | 八   | 東京  |
| 東京市從業員組合同志會      | 八   | 東京  |
| 橫濱合同勞働組合         | 十   | 神奈川 |
| 中國勞働協會           | 十   | 山口  |
| 京都全印刷勞働組合        | 十二  | 京都  |
| 名古屋陶器從業員組合       | 十六  | 愛知  |
| 尼ヶ崎屋外勞働組合(組合同盟)  | 十六  | 兵庫  |
| 荏原地方工場從業員組合(總聯合) | 十六  | 東京  |
| 關東勞働者組合          | 十七  | 東京  |
| 京濱地方金屬勞働組合       | 十九  | 神奈川 |
| 關東タイムル煉瓦工組合      | 二十  | 東京  |
| 全九州出版勞働組合(全産業)   | 二十  | 福岡  |
| (備考)二組合の合同       |     |     |
| 豊橋眞田從業員組合        | 二十二 | 愛知  |

|                |     |     |
|----------------|-----|-----|
| 關東船夫勞働組合(組合同盟) | 二十三 | 神奈川 |
| 全國製氷從業員聯盟      | 二十七 | 東京  |
| 名古屋自由勞働者組合     | 二十八 | 愛知  |
| 名古屋煙草從業員組合(官業) | 二十九 | 愛知  |
| 第三小形工場從業員會     | 二十九 | 福岡  |
| 橫濱港灣勞働組合(組合同盟) | 二十九 | 神奈川 |
| 明 昨 會          | 三十  | 福岡  |
| 關東製紙勞働組合       | 十六  | 東京  |
| 三池番船々員同盟       | 四   | 福岡  |
| 研究會            | 四   | 佐賀  |
| 洛北染物勞働組合       | 四月中 | 京都  |
| △五月中           |     |     |
| 京濱合同勞働組合       | 一   | 神奈川 |
| 協 和 會          | 一   | 佐賀  |
| 清水窯業勞働組合       | 一   | 岐阜  |
| 大阪全刷工子組合       | 三   | 大阪  |
| 關西出版勞働組合       | 十八  | 大阪  |
| 東京協働會(組合同盟)    | 十八  | 東京  |
| 廣島自由勞働者組合      | 二十一 | 廣島  |
| 中部草履加工組合       | 二十二 | 愛知  |
| 大分一般勞働組合       | 十   | 大分  |
| 北松仲繼運輸勞働組合     | 二十四 | 長崎  |

△六月中

|                          |     |     |
|--------------------------|-----|-----|
| 名古屋製陶勞働組合                | 一   | 愛知  |
| (備考)三組合の合同               |     |     |
| 全野野勞働組合協議會               | 一   | 和歌山 |
| 石巻節削職工組合                 | 一   | 宮城  |
| 橫濱一般勞働組合(總聯合)            | 一   | 神奈川 |
| 京都交通勞働同志會                | 四   | 京都  |
| 京都紡織勞働組合(總同盟)            | 六   | 京都  |
| 大牟田合同勞働組合(全國勞働)          | 七   | 福岡  |
| 橫濱定期工組合(總聯合)             | 十一  | 神奈川 |
| 德島洋鐵針指勞働組合               | 十五  | 德島  |
| 京都皮革工組合                  | 十五  | 京都  |
| 八王子織物加工組合                | 十五  | 東京  |
| 東京水道同志會(總同盟)             | 十六  | 東京  |
| 東京水上正義勞働組合               | 二十二 | 東京  |
| 誠 働 會                    | 二十二 | 和歌山 |
| 織維勞働組合(全國勞働)             | 二十五 | 大阪  |
| (備考)二組合合同。關西紡織、大阪莫大小の合同に |     |     |
| よる再組織)                   |     |     |
| 八幡職夫共助會                  | 二十五 | 福岡  |
| 大阪海友同志會(港灣聯盟)            | 二十六 | 大阪  |
| 古座漁業勞働者組合                | 十九  | 和歌山 |

△七月中

|                          |     |     |
|--------------------------|-----|-----|
| 岡崎合同勞働組合                 | 一   | 愛知  |
| 南葛友禪工組合                  | 一   | 東京  |
| 田邊貝鉦工組合                  | 一   | 和歌山 |
| 大津町水夫組合                  | 五   | 茨城  |
| 關東一般勞働者組合(關東地方自由聯合協議會)   | 六   | 東京  |
| (備考)二組合合同。關東一般、東京一般の合同した |     |     |
| もの                       |     |     |
| 新宮勞働組合聯合會                | 六   | 和歌山 |
| 日高合同勞働組合                 | 六   | 和歌山 |
| 若戶船工同志會                  | 九   | 福岡  |
| 西陣織物勞働組合(全國勞働)           | 十五  | 京都  |
| (備考)二組合合同。西陣賃業者、西陣織物工友會の |     |     |
| 合同に依る再組                  |     |     |
| 上田勞働組合                   | 十五  | 長野  |
| 門司海友同志會                  | 二十六 | 福岡  |
| 中野勞働組合                   | 三十  | 群馬  |
| 彦島造船從業員組合                | 三十一 | 山口  |
| 岡山出版從業員組合友愛會             | 十三  | 岡山  |
| △八月中                     |     |     |
| 笠松整理職工組合                 | 一   | 岐阜  |
| 日本石炭坑夫組合(總同盟)            | 一   | 福岡  |



第三篇 勞働爭議及勞働組合運動

|                              |     |     |
|------------------------------|-----|-----|
| 南桑製材勞働組合(總同盟)                | 三   | 京都  |
| 川崎合同勞働組合(全國勞働)               | 七   | 神奈川 |
| 時事新報從業員組合                    | 十   | 東京  |
| 京滋地方纖維產業勞働組合(京都總評議會)         | 十二  | 京都  |
| (備考)二組合合同。京都合同、洛北染物等の合同による再組 |     |     |
| 大阪市從業員聯盟(金澤勞働)               | 十六  | 大阪  |
| 大阪市土木從業員組合(金澤勞働)             | 十六  | 大阪  |
| 日本勞働相互同盟                     | 十八  | 大阪  |
| 名港沖仕組合                       | 二十  | 愛知  |
| 自動車從業員組合                     | 二十  | 高知  |
| 神奈川縣家具製作所從業員組合(全國勞働)         | 二十八 | 神奈川 |
| 東京板硝子取附工組合                   | 二十二 | 東京  |
| 北秋樽丸職工組合                     | 十一  | 秋田  |
| 津州勞働者組合                      | 十四  | 北海道 |
| 高知縣自由勞働者組合                   | 二十  | 高知  |
| 水戸合同勞働組合                     | 十七  | 茨城  |
| △九月中                         |     |     |
| 中部金屬勞働組合                     | 一   | 愛知  |
| 釧路金屬勞働組合                     | 五   | 北海道 |
| 京都一般勞働組合(全勞)                 | 五   | 京都  |
| (備考)二組合合同。京都勞働、京都一般の合同による再組  |     |     |

|                |     |     |
|----------------|-----|-----|
| る再組織           |     |     |
| 山田町製傘職工組合      | 八   | 高知  |
| 前橋勞働組合         | 十   | 群馬  |
| 神田青物市場從業員組合    | 十五  | 東京  |
| 京瓦工作業聯合會       | 十五  | 京都  |
| 京都錦究同工組合       | 十五  | 京都  |
| 旭川出版勞働組合       | 十六  | 北海道 |
| 山口縣海友同志會(港灣勞働) | 十八  | 山口  |
| 元惣社合同勞働組合      | 十九  | 群馬  |
| 職夫勞働組合         | 十九  | 福岡  |
| 京濱出版勞働組合(總聯合)  | 二十一 | 神奈川 |
| 都濃合同勞働組合(全勞)   | 二十一 | 山口  |
| 長崎海友同志會(港灣聯盟)  | 二十二 | 長崎  |
| 東京土木產業勞働組合     | 二十二 | 東京  |
| 前橋合同勞働組合(總同盟)  | 二十四 | 群馬  |
| 京都司厨勞働組合(全勞)   | 二十六 | 京都  |
| 德島箆筒職工組合       | 十五  | 德島  |
| 京都驛構内自動車運轉手組合  | 十八  | 京都  |
| 橫濱臨時傭人組合       | 二十八 | 神奈川 |
| 南豆一般勞働組合       | 二十七 | 静岡  |
| △十月中           |     |     |
| 京都染色勞働組合(全國勞働) | 二   | 京都  |

|                             |    |     |
|-----------------------------|----|-----|
| 北信一般勞働者組合                   | 三  | 長野  |
| 金町工場工員向上會                   | 五  | 東京  |
| 城南勞働組合                      | 八  | 愛知  |
| 關東港川從業員組合                   | 十四 | 東京  |
| 橫濱海友同志會(港灣聯盟)               | 十六 | 神奈川 |
| 全土浦勞働者組合                    | 十五 | 茨城  |
| 自動車運轉手會                     | 三十 | 長野  |
| 高知製材從業員組合                   | 十四 | 高知  |
| 京都出版產業勞働組合(全國勞働)            | 二十 | 京都  |
| (備考)二組合合同。京都印刷、京都全印刷が合同して再組 |    |     |
| △十一月中                       |    |     |
| 名古屋木材仲仕組合聯合會                | 一  | 愛知  |
| 大阪市現業員自治會                   | 二  | 大阪  |
| 宇部合同勞働組合                    | 九  | 山口  |
| 敦賀勞働組合(總同盟)                 | 九  | 福井  |
| 中部印刷從業員組合                   | 十  | 愛知  |
| 夕張自由勞働者互助會                  | 十一 | 北海道 |
| 高知製紙勞働組合(全國勞働)              | 十四 | 高知  |

|                 |     |     |
|-----------------|-----|-----|
| 東京共立電機從業員組合     | 二十九 | 東京  |
| 東京共立電氣勞働組合      | 五   | 東京  |
| (備考)東京市電協同が名稱變更 |     |     |
| 日本人絹勞働組合(總同盟)   | 十   | 京都  |
| 勝浦那智勞働者組合       | 二十三 | 和歌山 |
| 泉州勞働組合          | 三十  | 大阪  |
| △十二月中           |     |     |
| 上野駒自由勞働組合       | 一   | 山梨  |
| 岡崎印刷技工組合        | 七   | 愛知  |
| 宮崎製材職工組合        | 七   | 宮崎  |
| 都城市製材職工組合       | 七   | 宮崎  |
| 橫濱造船工組合         | 七   | 神奈川 |
| 關東新聞從業員組合(全國勞働) | 七   | 東京  |
| 神戸港灣勞働組合        | 十四  | 兵庫  |
| 廣島交通勞働組合        | 十六  | 廣島  |
| 勞働者自治聯盟(全國自聯)   | 二十  | 東京  |
| 帶廣出版勞働組合        | 二十一 | 北海道 |
| 神戸自由勞働組合        | 二十一 | 兵庫  |

二、解散及組織變更



第三篇 労働争議及労働組合運動

| 組合(團體)名                  | 解散日  | 府縣別 |
|--------------------------|------|-----|
| △一月中                     |      |     |
| 久留米合同労働組合(舊評議會)          | 十五   | 福岡  |
| 大牟田一般労働組合(組合同盟)          | 同    | 同   |
| 九州一般労働組合                 | 同    | 同   |
| 徳島労働組合                   | 自然消滅 | 徳島  |
| 諏訪印刷工組合同工會               | 同    | 長野  |
| 信州運輸労働組合(總同盟)            | 同    | 同   |
| 松本合同労働組合(舊評議會)           | 同    | 同   |
| 滋賀合同労働組合(總同盟)            | 一月末頃 | 滋賀  |
| 南信合同労働組合                 | 自然消滅 | 長野  |
| △二月中                     |      |     |
| 日本石工労働自治會                | 二十四  | 東京  |
| △三月中                     |      |     |
| 神仲仕信友會(全産)               | 三十   | 神奈川 |
| 輸出陶磁器動力職工組合              | 自然消滅 | 岐阜  |
| △四月中                     |      |     |
| 名古屋護謄裏草履加工組合             | 十五   | 愛知  |
| 横濱市瓦斯局従業員組合(組合同盟)        | 十五   | 神奈川 |
| (備考)整理合同。横濱市従業員組合との合同のため |      |     |
| 福岡印刷労働組合                 | 二十   | 福岡  |
| 福岡印刷技工組合                 | 二十   | 同   |

三五二

(備考)整理合同。右二組合にて全九州出版労働組合を結成す

|                                 |      |     |
|---------------------------------|------|-----|
| △五月中                            |      |     |
| △六月中                            |      |     |
| 名古屋陶器工組合                        | 一    | 愛知  |
| 九谷齋工組合                          | 同    | 同   |
| 名古屋陶器従業員組合                      | 同    | 同   |
| (備考)整理合同。以上三組合は合同し名古屋製陶労働組合を結成す |      |     |
| 岡山縣紡織労働組合(全國自聯)                 | 二十二  | 岡山  |
| 關西紡織労働組合(全國労働)                  | 二十五  | 大阪  |
| 大阪莫大小労働組合(全國労働)                 | 同    | 大阪  |
| (備考)整理合同。右二組合は合同して織維労働組合を結成す    |      |     |
| 徳島撫養豊田労働組合(舊評議會)                | 六    | 徳島  |
| 新聞従業員組合(總同盟)                    | 六    | 東京  |
| 日本労働同志會                         | 自然消滅 | 神奈川 |
| 京濱合同労働組合                        | 自然消滅 | 東京  |
| △七月中                            |      |     |
| 關東一般労働組合(關東地方自由聯合協議會)           | 六    | 東京  |
| 東京一般労働組合(同)                     | 同    | 同   |

(備考)整理合同。右二組合は合同して關東一般労働者組合を結成す

|                                    |     |     |
|------------------------------------|-----|-----|
| 西陣貨業者組合(全國労働)                      | 十五  | 京都  |
| 西陣織物従業者工友會(同)                      | 同   | 同   |
| (備考)整理合同。右二組合は合同して西陣織物労働組合を結成す     |     |     |
| 古座漁業労働者組合                          | 十九  | 和歌山 |
| △八月中                               |     |     |
| 洛北染物労働組合(京都地方總評議會)                 | 十二  | 京都  |
| 京都合同労働組合(同)                        | 同   | 同   |
| (備考)整理合同。右二組合は京滋地方織維産業労働組合結成のために改組 |     |     |
| 東京電気従業員組合(總同盟)                     | 十四  | 神奈川 |
| 富士運輸株式会社専屬車夫組合                     | 二十六 | 富山  |
| △九月中                               |     |     |
| 京都労働組合(全國労働)                       | 五   | 京都  |
| 京都一般労働組合(同)                        | 同   | 同   |
| (備考)整理合同。右二組合は合同して京都一般労働組合を結成す     |     |     |
| 旭川合同労働組合                           | 十   | 北海道 |
| 現實自由労働者聯盟                          | 二十二 | 東京  |
| 關東總合労働組合同盟(全民系)                    |     | 東京  |

第二章 昭和五年の労働組合運動

自然消滅 愛媛

碓部窯業労働組合 自然消滅 愛媛

|  |      |     |
|--|------|-----|
| 神奈川機械労働組合(全國労働)                        | 同    | 同   |
| 日清製油従業員組合(同)                           | 同    | 同   |
| △十月中                                   |      |     |
| 京都友仙更紗労働組合(全國労働)                       | 二    | 京都  |
| 南北運輸船夫交友會                              | 十六   | 神奈川 |
| 横濱定期工組合同總聯合會                           | 自然消滅 | 神奈川 |
| 前橋合同労働組合(全産)                           | 自然消滅 | 群馬  |
| 水戸合同労働組合(舊評議會)                         | 同    | 茨城  |
| 京都印刷労働組合(全國労働)                         | 二十   | 京都  |
| 京都全印刷労働組合(同)                           | 同    | 同   |
| (備考)整理合同。右二組合は合同して京都出版産業労働組合を結成す       |      |     |
| 關東船夫労働組合(全國労働)                         | 十    | 東京  |
| 横濱港灣労働組合(同)                            | 同    | 同   |
| 横濱交通労働組合(同)                            | 同    | 同   |
| 關東筏従業員組合(同)                            | 二十二  | 同   |
| 横濱運輸労働組合(同)                            | 同    | 同   |
| (備考)整理合同。以上五組合は日本運輸労働組合に合同し夫れ、其の支部に改組す |      |     |
| 横濱製材労働組合(全國労働)                         | 十    | 神奈川 |
| (備考)整理合同。關東木材産業労働組合横濱支部に               |      |     |

三五三



改組さる

鶴見職工組合(全国労働)

十 神奈川

(備考)整理合同。關東金屬産業労働組合鶴見支部に

改組

△十一月中

神奈川縣技工同盟會(總聯合)

四 神奈川

共同研究會

八 福岡

(備考)日本製鐵労働組合聯合に改正

芝浦工技會(總聯合)

十 東京

土佐ヤニ紙工組合(全国労働)

十四 高知

東京海員同志會

自然消滅 東京

大牟田合同労働組合(全国労働)

自然消滅 福岡

東京市電協同會

五 東京

(備考)名稱變更。東京電氣労働組合と改稱

上街紗紙工組合

十四 高知

【註】社會局調査には載つてゐないが此の外全協加盟

各地方的労働組合(關東金屬、關東出版、關東合

同、關東化學、關東電氣等)には夫れ／＼産業別

單一組合に再組織され、又「全産」加盟組合の解散

も亦全協の産業組合へ解消した結果である。

右の表に基づく、五年末の組合員数は約三十六萬人以上に達してゐると認められ、而して五年度中に設立された一七九組合(中には分裂に依つて來たものや組合と言へないものも若干含まれてはゐるが)のうち産業別組合が約九八、合同組合約五〇、職業組合約三一で、解散した六四組合のうち、約半数の二九組合は整理合同に依つて産業別に統一されてゐる。即ち恐慌期に於いて労働大衆の組織力は極めて旺盛であること、而し他面では未だ自然發生的で合同組合や職業組合の形態を執つてゐる部分のあること、同時に大衆は闘争の経験によつて自然成長的にさへ労働組合の産業別統一を實現しつゝあることである。斯る大衆の組織的創造の力こそは、××的労働組合が之を餘す所なく吸収し、××的方向に指導するため、此の上もない條件なのである。然るに、事實に於いては新設された一七九組合の大部分は右翼、中間派及中間派左翼の改良主義幹部の下に委ねられ、夫れ／＼の改良主義組合に加盟する

か、若しくは其の影響下に一時的にはあらうが置かれてゐる。

労働大衆は、組合の組織問題に於ては最初には原始的又は自然成長的形態を帯びてゐても、明かに「階級闘争の基礎に立つ統一戦線の實現」のための物質的源泉であり、今日ではそれは××的組織へ前進せんとする要素である。これら労働大衆の自然成長的組織力を促進し吸収し之を××的組織の陳列に移すことが肝要である。

### 第三節 主要團體の分裂及統一運動

五年度に於て労働團體の分裂は、右翼及中間派には殆んどなく、左翼陣營内に分裂があつた。右翼團體に於ては、總同盟の中四聯合會から三原合同、福山労働が脱退し、脱退の大部分は全國同盟に他の一部は自由聯合派に参加した。中間派左翼——勞農黨系の労働組合に於ては五年二月、日本ゼネラルモーターズ争議後大阪金屬労働者組合が分裂し大半は全協日本金屬大阪支部に加盟し、續いて其の影響に依り大阪木材労働組合が全協系と勞農黨系に分裂し、勞農系の飯石、太田氏等は除名され別に全大阪木材労働組合を組織し、左翼陣營の日本労働組合全國協議會に於ては、四年末よりの内部的抗争が激化し、本部派はその分派活動を開始し××的組合の分裂を策した反對派の南、佐藤、村上、田中氏等を五年二月に除名したので除被名者等は五年六月東京地方に於て全協刷新同盟を組織し、金屬、出版、自由、交通等の産業別組織に分裂を見たが、同年十一月十九日「プロヒンテルン第五回大會」の決議に基づき、刷新同盟は其の誤謬を認めて解散を宣言したが尙分派活動を續け、本部派も刷新派幹部の加入を拒絶したた



め依然として分裂の状態にあつた。(但し化学は六年二月十五日の統一會議、金属は同年四月十五日の復歸委員會の結果に依り全協産別組合東京支部に復歸し、關東自由も同年六月無條件復歸を聲明した。尙、五年度中に於ける整理合同、統一運動を各系統派別になすと次の如くである。

### 一、左翼派

左翼労働組合(全協)の陣營にあつては、四年十二月末より五年上半期にかけて、各加盟労働組合を産業別に整理し、以前から設置されてゐた各産業別委員會の職能を擴大し、「一産業一組合」のローガンの下に全國的産業別労働組合に組織替えを行つた。併し、この産業別整理は大衆討議と、準備闘争が充分に行はれなかつたため、舊評議會加盟組合の一部は反対し左翼の陣列から脱落したもあり、又刷新同盟結成の一つの根據ともなつたのである。當時産業別整理に依つて創立された組合名及當時の主要参加組合名を掲げると左の通りである。

- 日本金屬労働組合(舊關金、名古屋金屬及大阪の一部参加)
- 日本化學労働組合(舊關東化學中心)
- 日本交通運輸労働組合(東交其他の反対派)
- 日本電氣労働組合(舊關東電氣が中心)
- 日本纖維労働組合(舊東京合同及日本紡績反対派)
- 日本木材労働組合(舊關東木材)
- 日本出版労働組合(舊關東印刷が中心)

- 日本食料労働組合(關東畜産の一部)
- 日本通信労働組合(舊關東俸給者組合、東京合同の一部中心)
- 日本一般使用人組合(舊俸給者組合評議會)
- 日本土木建築労働組合準備會(關東自由、東京市従の一部)
- 日本醫務労働組合準備會)

左翼労働組合の統一として特記さるべきことは、この外、昭和五年一月十三日以降在日本朝鮮労働總同盟加盟九組合が全協に解消し産業別に整理されつゝあること、及全産業労働組合全國會議(加盟組合二十五組合、組合参加數約四、三二五名)が七月二日常任委員會の決定に依り左翼の陣列に正式に参加し全協の單一産業別組合に再組織されるに至つた事、五年十一月には勞農黨解消運動の進展と共に京都地方労働組合總評議會を始め、全大阪労働、自助會、關東労働者組合の一部等全国各地の組合が全協の陣列に接近し、或る者は共同闘争に依つて漸次全協の産別組合に再組織されて解消し全協への統一の方向を示したことがある。

左翼労働組合の統一戦術の基本である『階級闘争の基礎に立つ下からの統一戦線戦術の適用』即ち、ストライキ委員會、大衆カンパニアの動員組織等日常的大衆闘争に於ける××的統一戦術については、五年の末期に於いて漸く緒に就いたのみで五年度中には特記する程の活動は表面的には現はれてゐな

### 二、勞農黨系



勞農黨系組合（總評議會）に於ては、昭和四年十一月三日支持組合の會合を開いたが何等纏らず、五年八月勞働農民黨は指令を發し勞働組合總評議會の結成を提唱し、其の結果八月一日京都地方勞働組合總評議會（加盟組合—京都合同、洛北染物、西陣賃業者革新同盟、京都陶磁器工、京都運輸自由、市電共友會、市電交友會、滋賀織維化學、友染工洛西協議會、京都皮革工組合）が結成された。（十一月以降大部分は全協の陣列に移る）又、神戸に於いては五年六月神戸地方左翼勞働組合（參加組合神戸金屬、神戸出版、神戸化學、神戸俸給者）が結成された。東京、横濱に於いても企てられたが京濱地方に於いては所謂「解黨派」が之の先頭に立ち、ために勞農黨から排撃され、又全協及勞農黨解黨派から排撃されて一時中絶した。併し解黨派を除名した勞農黨は十二月の黨大會に於いて再び總評議會結成の方針を樹て其の準備を進めた。この統一運動は無力であるのみならず左翼勞働組合の再建ではなく××的勞働組合の破壊を任務とする反動的統一戦線であると、全協其他××的團體から猛烈に排撃されてゐる。

### 三、交通勞働總聯盟

交通總聯盟に於ては五年四月及び十二月の市電ゼネストの計畫と失敗の經驗に基いて、其後總聯盟組織の中央集權化に努力しその實現に努力しつゝあるが、五年度中には具體化するには至らなかつた。（但六年三月十日統一懇談會開催）又交通總聯盟の内部は地方に依つて異なり勞農黨、大衆黨系及全協系があつて、各其の指導權の獲得を目ざしてゐたが東京交通勞働組合に於ては四年十二月及五年四月の爭議に於て社民及大衆系の伊藤、宮井、濱田、馬場氏等が裏切り組合員の憤激を買つて除名され勢力を全く失墜

し、組合から放逐された。其後に於ける東京交通勞働組合内に於ける主要な對立は勞農黨並に大衆黨系幹部と全協系との對立であるが、組織的勢力關係から言へば五年度中には本部派の下に機關が握られてゐたが六年四月二十日の東京臨時大會に於て全協系××的反對派が勢力を得て指導的機關を掌握した。

### 四、大衆黨系

大衆黨系の陣列に於いて昭和五年六月一日「組合同盟」と「全國同盟」が合同し、それに京都勞農大衆黨系の組合及北海勞働總同盟が参加し全國勞働組合同盟を結成して部分的に統一を行つた。當時組合員數は四一、六九〇人で加盟組合は約七十五であつた。又、七月には關東總合勞働組合同盟も「全國同盟」に加盟し六月十五日には全國勞働京都聯合會、同二十一日には同神戸地方聯合會、八月四日には同阪神地方聯合會が新たに結成された。

五年十一月八日には工友同志會、共同研究會、八幡製鐵所職夫勞働組合が聯合して日本製鐵勞働組合聯合會加盟を結成し、又十一月には横濱市從、東京市從、大阪、神戸、京都、名古屋の各市従業員組合が聯盟して六大都市従業員組合聯盟結成準備會を開催した。

其他「大衆黨」の無産政黨全合同の提唱、「勞農議會」の開催等によつて中間派の陣營はその範圍内の組合戦線の統一の方向に努力しつゝあつた。

### 五、社會民衆黨系



右翼陣營——日本労働総同盟、日本海員組合、海員協会、海軍労働組合聯盟、日本造船労働組合聯盟、官業労働総同盟等は国際労働會議代表派遣運動、アジア労働會議の準備及「労働立法促進委員會」日本海上組合のアムステルダムへの加盟等々の活動に依つて、團體間には獨立を保持しつつ、政治的反動方針に於いて、一致行動を執つて來たが右翼組合の合同、統一には進み得なかつた。反對に、五年末に於いては、海員、官業等一部官僚幹部は、彼等自身の利害問題から全國労働の幹部に一時的に接近するに至つた。

併し、總同盟に於いては、五年六月七日に尼ヶ崎聯合會と灘聯合會を併合整理して兵庫縣聯合會を組織し十一月には岐阜聯合會を設置した。

濱田國太郎、横山善太郎氏等の右翼海員幹部は、五年五月八日神戸、大阪、東京、横濱、名古屋、小樽、門司、戸畑、長崎港の小型船舶乗組員の組合を以つて、日本港灣従業員組合聯盟を組織し、又同年末頃石川島自彊組合、浦賀ドック工愛會、横濱ドック工信會、及南芝運輸船夫交友會は、従業の武相労働聯盟の名稱を日本造船労働聯盟と改稱した。

以上に示した如く、五年度に於いては左翼労働組合の陣營の内部的整理合同は進展したが、他方では反對派の分派組織に依て分裂し、右翼、中間派の陣營——特に中間派——に於ては組合の統一運動は進展したが、それは××的労働組合に對立する所の合同であり「階級闘争の基礎に立つ統一運動」とは言ひ得ない。曩に指摘した如く、恐慌裡にあつて、労働大衆は「階級闘争のための戦線の統一」を熾烈に要求してゐるために、改良主義幹部はこの大衆の欲求を取り上げるかの如く見せかけて、而もこれを改良

主義組合戦線の統一と言ふ方向に曲げて仕舞つたのである。

#### 第四節 政治的カンパニア

労働組合の政治的闘争又は政治的大衆動員闘争への参加は、左翼労働組合が最も活潑で、中間派組合になると極めて僅少で右翼組合に於いては殆んどない。これは労働組合に關する根本任務を異にしてゐるからである。即ち改良主義組合は労働組合の基本的任務を理解せず、只單に資本主義制度の範圍内の經濟闘争が組合の任務だと曲げて理解してゐるからである。

##### 一、日本労働組合全國協議會

全協が五年度に於いて闘争し、又は参加した政治的カンパニアの主要なものは次の通りである。

- 一月 レーニンデー、カール・ローザデー、議會解散闘争同盟
- 二月 總選挙闘争同盟、暴壓反對闘争、建國祭反對闘争、國際失業反對デー
- 三月 三・一五事件記念闘争、婦人デー
- 四月 四・一六事件記念闘争
- 五月 メーデー×装デモ(一日)、プロヒンテルン代表派遣カンパニア(以後八月迄)
- 八月 國際×色デーカンパニア(一日)
- 九月 國際青年デー



十一月 ロシア××記念闘争、失業反対闘争

十二月 議會解散要求闘争（後議會××の闘争に変更）

次に之等の政治的カンパニーに於いて掲げたスローガンの一例を示せば、×××争×盟に於いては資本家的産業の合理化による誠首、工場閉鎖、操業短縮絶対反対！政府資本家全額負擔の失業保険をつくれ！直接間接の賃銀値下反対、賃銀即時三割値上げ！最低賃銀制確立！労働の強化、時間延長反対、七時間労働制の確立、反動的労働組合法絶対反対！團結權、罷業權、言論、集會、結社、出版の自由！日用品の間接税を廢止しろ！義務教育費全額國庫負擔！小作料全廢引下げ！借金を棒引きにしろ！立入禁止、立毛差押へ反対！強制的調停裁判反対！一切の税金は資本家地主が出せ！土地を農民へ！凡ゆる労働者農民の組織活動の自由！労働者農民の政治犯人を釋放しろ！治安維持法、其他一切の勞農彈壓諸法令の撤廢！十八歳以上の男女に選挙權被選挙權を與えろ！國家總動員演習教化總動員反対！十七億の軍事豫算反対！帝國主義戦争反対！植民地の解放！朝鮮、臺灣の×立！ソヴェート同盟の×護！支那××を守れ！資本家地主の代辯者、社會民主々義者を粉碎せよ！××的労働者農民を議會へ送れ！資本家地主の××を倒せ！労働者農民の××萬歳×××○○○旗の下に！（一九三〇・一・二四）

プロヒンテルン代表派遣の闘争に於ては『俺達の代表は俺達の手で送れ、即時各工場職場で代表派遣の寄附を集めろ。帝國主義戦争絶対反対。戦争準備の産業合理化絶対反対。治安維持法、盜犯防止法案絶対反対。特高課、高等課其他一切の彈壓機關を撤廢しろ。言論、集會、結社の自由をよこせ。××○○○、××○○○青年同盟、日本労働全國組合協議會其他一切の政治犯人の即時釋放。資本家地主の政府を××せ。労働者農民の×府を××れ。××○○○を守れ。ソヴェートロシアを××れ。プロヒンテルン第五回大會萬歳。日本労働組合全國協議會の旗の下に』

協議會は極度の×壓——白色×××の横行、指導的幹部の數度に亘る檢舉に抗して闘争したが、プロヒンテルンの批判に示された如く「黨と組合の混同」組合の役割と任務の無理解」「大衆動員の方法の無理解」等に基づく過去の誤謬のため、眞に廣汎に大衆闘争を組織することは不成功に終り、寧ろ××

的スローガンの宣傳のためのカンパニーに留まつてゐるような結果に陥つてゐた。併し、斯るカンパニーに於いて全協が拂つた犠牲的活動は甚大で、五年度に千數百名が檢舉された内百數十名は起訴された。

## 二、勞農黨系組合

大阪金屬、木材、神戸左翼労働組合聯盟、京都地方總評議會、關東労働者、東京金屬、京濱金屬等々の組合に於いてはカール・ローザデー、山宣記念日、労働組合法反対。ロシア革命記念日、失業反対、議會解散闘争等に形式的に聲明書、檄等を發したのみで大衆闘争を組織し又は組合員を動員するための積極的活動は五年度に於いて行はれず、只總選挙戦と、議會に於ける自黨代議士の應援のために若干活動したに過ぎない。

## 三、大衆黨系組合

全國労働組合同盟、總聯合、製鐵労働等に於いては、總選挙戦及議會開會中に代議士の應援の意味で若干の動員を行つたのと、五年十一月三日に東京、大阪、京都（二日）で開催された「勞農會議」に組合の代表者を大衆的に動員した。この「勞農會議」は大衆黨系組合だけで行はれたもので其の點では眞の「労働會議」に値しないが大衆的に公然と開催され、且つ多數の代表者が参加したことは注目し得る。

## 四、社會民衆黨系組合



總同盟、官業、海員、海員造船等の組合、官業等の右翼組合は總選舉戦に組合員を働かせた以外には、官業總同盟海軍労働組合聯盟、遞友同志會が十一月四日「全官業労働者大會」を開催し「製鐵所並に電話民營反對、海軍軍縮に依る失業減収反對、緊縮豫算による官業労働者待遇低下反對」を決議し政府に陳情したに過ぎなく。

## 第五節 右翼組合と工場経営及團體協約

### 一、工場経営

資本家は經濟恐慌の犠牲を労働者に轉嫁する爲め、工場経営に労働者を引入れ又は高率な工場使用料を徴収して、労働者に工場経営を一時委ねてゐる。これは労働者を小生産者化し階級闘争を去勢し、階級協調主義を植え付けるもので社會民主主義者や改良主義幹部も亦、この資本家の偽購政策に迎合し、資本主義的工場経営に積極的に参加してゐる。

五年度(十一月まで)に於いて、この種の「労働者の工場経営への参加」の数は、總數二〇、關係労働者數一、四八四人で右のうち勞資共同經營のもの五、労働者及社員のみにて經營するもの一五である。之を業種別に見ると製材五、鑄造五、硝子三、製絲二、製藥、機械製造、自轉車製造、友禪工業其他各一で、更に之を参加労働者人員別に見れば、二人以上十人未満五、十人以上三十人未満三、三十人以上五十人未満五、五十人以上三百人未満一、三百人以上五百人未満一である。

之を労働組合との關係について見るに、總同盟關係六、全國労働關係二、總聯合關係一、純向上會關係一、合計十であり、左翼労働組合で斯る資本家的工場経営に労働者を参加せしめてゐるものはない。星協力組合に於ては組合の關與に反對し、關東労働組合も亦階級的立場から参加に反對したため、分會員は一時組合の分會を脱退して協力組合に参加したのである、左に其の主要な工場を掲げると次の通りである。

- (イ)勞資共同經營——大阪共同硝子製造所(大阪)、永新鑄物工場(埼玉)
- (ロ)労働者の經營——星協力組合(東京)、京都電機株式會社(京都)、吉野製材所(神奈川)、大一硝子製造所(大阪)、三共鑄鐵所(埼玉)、新興製材所(神奈川)、斗賀町製絲所(高知)

### 二、星協力組合

五年度に於ける「労働者工場経営」の代表的なものとして星協力組合に就て事情を記せば左の如くである。

星協力組合の設立については、九月二十五日高給社員達によつて設立委員會が組織され九月三十日設立評議員會及各部主任聯合會が開催され、組合定款草案の審議組合設立の可否を全従業員に問ふた。可否に關する投票の結果は、協力組合設立を可とするもの三九三、否とするもの五二、大衆順應一五、可否をいはざるもの一四〇にして遂に協力組合を組織することになり星社長又賛成し、新渡戸博士、小林警視廳官房主事列席の下に創立された。



- 一、事業開始の時期 昭和五年十月十八日
- 一、事業經營組織 (イ)申合組合であり(ロ)代表者は吉田丈衛
- 一、勞働條件に該當する事項、賃銀、A、月給最高三六五圓、最低五〇圓、B、日給最高四圓二三錢、最低七〇錢

星協力組合規約其他

星協力組合設立委員會規約、星協力組合規約は次の通りである。

星協力組合設立委員會規約

- 一、本會ハ星協力組合設立委員會ト稱ス
- 二、本會ハ星製藥ノ社員従業員ノ福利増進ノ爲メ星協力組合ヲ急速ニ設置スルヲ以ツテ目的トス
- 三、本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 

|      |    |
|------|----|
| 委員長  | 一名 |
| 副委員長 | 一名 |
| 書記長  | 一名 |
| 理事   | 五名 |
| 會計監督 | 二名 |
- 評議會 現在ノ總務委員世話人ヲ以ツテ評議員トス
- 四、委員長ハ本會ノ目的ヲ達成スル爲メニ必要ナル一切ノ計畫、指揮、命令、執行ノ權能ヲ有スルモノトス
- 五、副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長不在ノ場合之ニ代ツテ會務ヲ處理ス書記長ハ委員長ノ命ニヨリ會務ヲ處理シ併セテ本會ノ記録事項ヲ取扱フモノトス

- 理事ハ理事會ヲ組織シテ、重要事項ヲ協議ス
- 會計監督ハ會計事務ヲ統轄ス
- 評議員ハ本會ノ目的達成ノ爲メノ協議ニ參與スルモノトス
- 六、委員長、副委員長、理事、評議員、會計監督ハ社員従業員ノ互選ニヨリ、書記長ハ委員長ノ指揮ニ依ル理事會及評議員會ハ委員長必要ニ應ジ之ヲ招集シ又各々半數以上ノ發議ニ依リテ之ヲ開クモノトス
- 各委員ノ任期ハ組合成立ノ時期ヲ以テ終了ス
- 七、本會ニ顧問辯護士一名ヲ置ク
- 八、本會ノ經費ハ會社負擔ス

星協力組合規約

- 第一條 本組合ハ星協力組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ星製藥株式會社ノ所有ニ係ル東京及臺灣ニアル土地、建物、機械器具諸設備、什器及製造並ニ販賣ヲ賃借若クハ讓受ケ其ノ業務ヲ繼續シ組合員ノ福利増進ト會社ノ甦生復活ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本組合ハ昭和五年九月三十日現在星製藥株式會社東京本社在勤ノ社員、従業員ヲ以テ組織ス但シ評議員會ノ決議ニ依リ本項以外ノ者ヲ組合員タラシムル事ヲ得
- 第四條 本組合ハ本部ヲ東京府荏原郡大崎町大字桐ヶ谷三二六番地ニ置キ業務ノ狀態ニ依、便宜ノ地ニ支部ヲ置ク事アルヘシ
- 第五條 本組合ハ左ノ場合解散スルモノトス
  - 一、本組合カ會社ト締結セル契約證書ニ基キ立會人ニ於テ本組合ノ業務ヲ星製藥株式會社カ直營スルヲ以テ適當ト認メタルトキ
  - 二、組合員數及出資金額ニ於テ各三分ノ二以上ノ同意アリタルトキ
- 第六條 本組合員ハ組合ニ對シテ保證人連帶ノ左記誓約書ヲ差入レ且ツ事業資金トシテ出資ヲナスモノトス



第七條 本組合ノ出資ハ一口金十圓トシ一人ニテ一口以上何口ニテモ出資スルコトヲ得  
 第八條 本組合ノ出資證書ハ記名式トシ一口券、五口券、十口券、百口券ノ四種トス  
 第九條 本組合ノ出資證書ハ理事會ノ承認ヲ經シテ賣買譲渡質入贈與等ヲ爲シ得サルモノトス  
 第十條 本組合員ハ住所氏名及印鑑ヲ本組合ヘ届ケ置クヘシ、其住所ヲ變更シ又ハ改印シタル時亦同シ  
 第十一條 出資金ハ事業ノ狀況ニ依リ抽籤其他ノ方法ヲ以テ其一部若クハ全部ヲ一時若クハ分割償還スルコトヲ得  
 第十二條 第五條第一項ニ依リ本組合ヲ解散スルトキハ出資者ヘ對シ出資金全額ヲ償還シ尙殘存財産アルトキハ出資  
 金ニ按分シテ分配スルモノトス

第十三條 第五條第二項ニ基ク解散ノ場合ハ現存組合財産ヲ出資金ニ按分分配スルモノトス

第十四條 本組合ハ必要ニ應ジ借入金ヲナスコトヲ得

第十五條 本組合ハ事業ノ狀況ニ依リ出資額ニ應ジ利益配當ヲナスモノトス

但シ組合ニ於テ借入金ノ存スル間ハ積立又ハ分配ヲ爲サズ總テ返済ニ充ツルモノトス

第十六條 本組合チ中途脱退スル者ニ對シテハ其ノ前月末ノ組合財産ヲ基準トシ出資金ニ按分シテ返還スルモノトス

但シ組合加入後六ヶ月以内ノ脱會者ニ對シテハ場合ニ依リ六ヶ月ニ滿ツル迄出資金ノ返還ヲ保留シ得ルモノトス

第十七條 組合ノ脱退ハ左ノ場合ニ限ル

- 一、死亡シタルトキ
- 二、組合ノ承諾ヲ得タルトキ
- 三、總會ノ決議ニ依リ除名シタルトキ

第十八條 本組合員ハ組合員間ニ團體ヲ組織スルコトヲ得ス

第十九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 一名  
 専務理事 一名

理事

七名以内

評議員

五十名以内

監事

二名以内

第二十條 本組合ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第二十一條 理事長ハ組合ヲ代表シ組合全體ヲ統轄シ組合總會及評議員會並ニ理事會ノ決議ニ基キ業務執行ノ責ニ任  
 スルモノトス

第二十二條 専務理事ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之ニ代ハルモノトス

第二十三條 理事ハ理事會ヲ開キ契約及組合總會ノ決議ニ基キ業務ニ關スル重要ノ事項ヲ處理シ左記事項ヲ決議ス組  
 合員ハ其ノ決議ニ服スルモノトス

- 一、組合員及其他ノ給與ニ關スル件
- 二、組合員出資ニ關スル件
- 三、業務ノ分擔ニ關スル件
- 四、利益金處分ノ件
- 五、其他ノ事項

理事會ニハ理事長及専務理事參加シ決議ニ加ハル

第二十四條 評議員ハ評議員會ヲ組織シ組合ノ重要事項ヲ協議ス

第二十五條 監事ハ會計及業務ヲ監査ス

第二十六條 評議員ハ組合員之ヲ互選シ其他ノ役員ハ評議員ノ互選ニヨルモノトス、其任期ハ各一ケ年トス

第二十七條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲナス其ノ補缺員ノ任期ハ常任者ノ殘期トス

但シ缺員ヲ生スルト雖モ現任者ニ於テ業務ニ差支ナシト認ムルトキハ次ノ改選期マデ補缺選舉ヲ延期スルコトヲ得  
 第二十八條 本組合ノ定時總會ハ六月及十二月ノ兩度トシ必要ニ應ジ臨時總會ヲ召集ス



第二十九條 本組合總會ノ議長ハ理事長之ニ任ス。理事長事故アルトキハ専務理事、専務理事事故アルトキハ理事之ニ代理ス

第三十條 組合員ハ代理人ヲ以テ決議權ヲ行フコトヲ得ルト雖モ其ノ代理人ハ本組合員ニ限ルモノトス

第三十一條 總會ニ於テハ左ノ事項ヲ決議ス

- 一、決算ニ關スル件
- 二、組合員進退ニ關スル件
- 三、借入金ニ關スル件
- 四、評議員選舉ノ件
- 五、事業豫定ニ關スル件
- 六、經營方針ニ關スル件
- 七、其他ノ重要ナル事項

第三十二條 本組合員ノ決議權ハ出資十口迄ハ一口ニ付一票トシ十一口以上ハ五口ヲ以テ一票トス

第三十三條 本組合員總會ノ議事録ハ議決ノ要領ヲ記載シ議長、監事及出席組合員二名以上之ニ署名捺印シテ本組合ニ保存スルモノトス

第三十四條 本組合ノ事業年度ハ一ヶ年ヲ二期ニ分テ十二月ヨリ五月迄ヲ前半期トシ六月ヨリ十一月迄ヲ後半期トシ毎期末ニ決算ヲナス

第三十五條 本組合員ノ給料ハ本組合事業利益金ノ範圍ニ於テ給與スルモノトス其ノ給與規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三十六條 本組合ハ必要ニ應ジ組合員以外ノ者ヲ囑託或ハ雇傭スルコトヲ得

第三十七條 本組合ノ印章左ノ如シ(略)

本組合ノ重要書類ニハ必ス組合印ヲ捺捺スルモノトス

第三十八條 本定款ニ定メナキ事項ハ法規ニ從ヒ、法規ニ定メナキ事項ハ組合總會ニ於テ決定ス

第三十九條 本定款ハ總會ノ議決ヲ經サレハ變更スルコトヲ得ス

右に依つて明かなる如く、資本主義下に於ける「労働工場管理」はブルジョア經營と少しも選ぶことなく、労働者をブルジョア化する方法である。そして、労働者側の利益は少しも保證されず、賃銀の如きは規定の半額も獲ることが出来なかつたが、それでも社長經營の時代よりは若干好成绩を擧げるや六年度に至つて再び社長の經營に移され、労働者は出資金の名目で結局手當金や賃銀の大半部を資本家に拂き上げられたに過ぎなかつた。

### 三、團體協約

一、

團體協約は、労働者が資本家と闘争し、大衆的壓力を以つて團結權を獲得してこそ階級的意義があるもので、事實團體交渉權獲得運動の先驅であつた大正八年の日立鑛山ストライキ、大正十年の大阪電燈藤永田造船、足尾銅山の罷業等には「組合を公認せよ」「團結權を認めよ」の要求が掲げられた。其後大正十三年八月總同盟と岡部電機等團體協約の締結が増加したが、これは階級協調の機關として「罷業を向ふ何年間しない」とか「X×組合以外の者は雇傭しない」とか「組合は會社の能率増進をはかる」といふやうな契約の下に行はれたのである。現在の如く階級對立が激化してゐる時代にあつては、右翼労働組合幹部が資本家の産業合理化策に協力し、賃銀の値下、従業員の減首を遂行し或は左翼労働組合員を工場から追放するための機關であつて、全く資本の用具と化してゐる。

二、